

2019.6

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

ご契約のしおり・約款コード 2019-0210

上記コードは、当社ホームページからご契約のしおり・約款をご確認いただく際に使用するコードです。

新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)

無配当

▶ ご契約のしおり・約款

はじめに

この冊子にはご契約にともなう大切な事項が記載されています。

必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

内容は、次の二つの部分に分かれています。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、ぜひ知りたい事項について記載しています。

約款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

Web約款のご案内

ご契約のしおり・約款は当社ホームページからもご確認いただけます。

<https://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

ご契約のしおり



はじめにお読みください

主契約について

特約について

年金等のお支払いについて

ご契約に際して

ご契約後について

ご契約のしおり・約款 目次

ご契約のしおり



ご契約のしおり 目的別目次 4

主な保険用語のご説明 6

はじめにお読みください

●お願いとお知らせ

- ・個人情報の取扱いについて 10
- ・保険契約等に関する情報の共同利用について 10
- ・「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について 11
- ・「支払査定時照会制度」について 12
- ・取引時確認(本人確認)について 13
- ・ご契約のお申込みについて 13
- ・保険料のお払込みに際して 13
- ・クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について 14
- ・保険契約締結の「媒介」と「代理」について 15
- ・生命保険募集人について 15
- ・当社の組織形態について 15
- ・受取金額と払込保険料合計額の関係について 15
- ・保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 15
- ・「生命保険契約者保護機構」について 16
- ・新たな保険契約へのお申込みについて 18
- ・苦情・相談窓口とその電話番号 18

はじめに

主契約について



- 新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型) 20
- 保険料の払込免除について 26

特約について



- 新保険料払込免除特約について 28
- 区分料率適用特約について 30
- リビング・ニーズ特約について 33

年金等のお支払いについて



- 年金等のお受取り等の手続きについて 36
- 保険金・年金・給付金等をもれなくご請求ください 40
- 年金等のお支払いの際の未払込保険料について 42
- 年金等をお支払いできない場合について 44
- 年金等をお支払いできない場合の具体例 48
- こんなときQ&A① 50

ご契約のしおり



ご契約に際して

●健康状態・ご職業等の告知義務について	52
●保障の開始(責任開始期)について	55
●保険料の払込方法について	56
●保険料のお払込みに関する制度について	58
●保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について	59
●ご契約の復活について	61
●契約者配当金について	62



ご契約後について

●保険料のお払込みが困難になられたとき	64
●ご契約の見直しについて	65
●ご契約者・収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の変更について	66
●解約と解約返戻金について	67
●債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について	68
●被保険者によるご契約者への解除請求について	69
●管轄裁判所について	69
●税法上のお取扱いについて	70
●こんなときは、ただちにご連絡ください	73
●こんなときQ&A②	74



約款



主契約

●新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)普通保険約款	1
------------------------------	---

特約

●新保険料払込免除特約	57
●リビング・ニーズ特約	65
●年金支払特約	75
●区分料率適用特約	81
●特別条件特約	85
●保険料口座振替特約	93
●クレジットカード扱特約	97
●団体扱特約	99
●準団体扱特約	103

ご契約のしおり 目的別目次

次のような場合には



こんなとき

このページをご覧ください

ご契約の
しおり

はじめに

保険用語の意味がわからない

主な保険用語のご説明

6~7

申し込みを撤回したい

クーリング・オフ
(お申し込みの撤回等)について

14



保険商品の特徴と
しくみを知りたい

・主契約について
・特約について

20~26
28~34



保険料の
払込免除について知りたい

・保険料の払込免除について
・新保険料払込免除特約について

26
28~29



年金等を請求したい

年金等のお受取り等の
手続きについて

36~39

年金等が支払われない
場合について知りたい

年金等をお支払いできな
い場合について・具体例

44~49

年金等の
請求書類について知りたい

こんなときQ&A①

50



告知義務について知りたい

健康状態・ご職業等の
告知義務について

52~54

いつから保障が開始するか知りたい

保障の開始(責任開始期)について

55

保険料の払込方法を変えたい

保険料の払込方法について

56~57

保険料をまとめて払い込みたい

保険料のお払込みに関する
制度について

58

保険料の払込みができなかった

保険料のお払込み・払込猶予期間と
ご契約の無効・失効について

59~60

効力を失った保険を元に戻したい

ご契約の復活について

61



ご契約後

こんなとき

このページをご覧ください

ご契約の
しおり

保険料の払込みが困難になった

保険料のお払込みが困難になられたとき

64

保障を見直したい

ご契約の見直しについて

65

契約を解約したい

解約と解約返戻金について

67

生命保険にかかる税金について
知りたい

税法上のお取扱いについて

70～72

引っ越しして住所が変わった

こんなときQ&A②

74

結婚したとき(改姓)

こんなときQ&A②

74

保険証券を紛失してしまった

こんなときQ&A②

74

主な保険用語のご説明

か	解約返戻金 <small>かい やく へん れい きん</small>	ご契約が解約された場合等に、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
け	契約応当日 <small>けい やく おう とう び</small>	ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。契約日の月ごとの応当日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの応当日を「半年単位の契約応当日」、年ごとの応当日を「年単位の契約応当日」といいます。
	契約者 <small>けい やく しゃ</small> (保険契約者) <small>ほ けん けい やく しゃ</small>	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
	契約年齢 <small>けい やく ねん れい い</small>	ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。 (例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えた年齢をいいます。
	契約日 <small>けい やく び</small>	通常はご契約の保障が開始される日(責任開始日)をいい、契約年齢・保険期間等の計算の基準日となります。ただし、保険料のお払込方法により契約日と責任開始日が異なる場合があります。
こ	告知義務と <small>こく ち ぎ む</small> 告知義務違反 <small>こく ち ぎ む い はん</small>	ご契約者と被保険者が、ご契約のお申込みをされる時等に、「告知書」で当社がおたずねする過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在のご職業等について、事実をありのままに正確にもれなく報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合等は、告知義務違反として、当社はご契約または特約を解除することができます。
し	失効 <small>しつ こう</small>	第2回目以後の保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがない場合に、ご契約の効力が失われることです。
	指定代理請求人 <small>し てい だい り せい きゅう にん</small>	年金等の受取人が年金等を請求できない特別な事情があるとき、年金等の受取人に代わって請求を行うために、主契約の被保険者の戸籍上の配偶者等、当社所定の範囲内で、あらかじめご契約者が指定した人をいいます。
	支払事由 <small>し はらい じ ゆう</small>	約款に定める年金等をお支払いする事由をいいます。この支払事由に該当された場合に、年金等をお受取りいただけます。
	主契約と <small>しゅ けい やく</small> 特約 <small>とく やく</small>	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させる目的や、保険料払込方法等の主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
	診査 <small>しん さ</small>	医師扱のご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。
せ	責任開始期 <small>せき にん かい し き</small> (日) <small>ひ</small>	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	責任準備金 <small>せき にん じゅん び きん</small>	将来の年金等を支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
と	特約条項 <small>とく やく じょう こう</small>	特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。
ね	年金 <small>ねん きん</small>	被保険者が死亡または高度障害状態等になられたときにお支払いするお金のことをいいます。

	年金受取人 ねん きん うけとり にん	年金を受け取る人のことをいいます。
は	払込期月 はらい こみ き げつ	第2回目以後の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
ひ	被保険者 ひ ほ けん しゃ	生命保険の保障の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
ふ	普通保険約款 ふつう ほけん やくかん	主契約の約款のことをいいます。
	復活 ふっ かつ	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知または診査が必要となります。健康状態等によっては復活できないこともあります。
ほ	保険期間満了日 ほけん きかん まんりょう び	保険期間の終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険期間満了日となります。
	保険証券 ほけんしょうけん	保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものです。
	保険年度 ほけんねんど	ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度……となります。
	保険料 ほけんりょう	ご契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
	保険料払込期間 満了日 ほけんりょうはらいこみ きかん まんりょう び	保険料の払込期間が終了する日をいいます。年満了の場合、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。保険料払込期間の満了が被保険者の年齢により定められている場合、被保険者がその年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日となります。 (例) 60歳満了であれば満60歳を迎えた後に到来する最初の契約応当日の前日までが保険料払込期間であり、契約応当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日が保険料払込期間満了日となります。
や	約款 やく かん	ご契約者と保険会社との契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

MEMO

はじめにお読みください



はじめにお読みください

●お願いとお知らせ

・個人情報の取扱いについて	10
・保険契約等に関する情報の共同利用について	10
・「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について	11
・「支払査定時照会制度」について	12
・取引時確認(本人確認)について	13
・ご契約のお申込みについて	13
・保険料のお払込みに際して	13
・クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について	14
・保険契約締結の「媒介」と「代理」について	15
・生命保険募集人について	15
・当社の組織形態について	15
・受取金額と払込保険料合計額の関係について	15
・保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	15
・「生命保険契約者保護機構」について	16
・新たな保険契約へのお申込みについて	18
・苦情・相談窓口とその電話番号	18

お願いとお知らせ

個人情報の取扱いについて

- 当社が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- ・保険契約のお引受け、維持・管理、継続、保険金・給付金等のお支払い
- ・当社の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

また、当社および当社グループ会社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約のお引受け、履行のために利用することがあります。

- 当社は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、当社グループ会社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等(以下「委託先」といいます。)に委託しております。

- 当社は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

- 当社は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

- 当社および当社グループ会社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため、個人情報を共同して利用することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細(グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。)、商品・サービスや当社グループ会社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、当社ホームページ(<https://www.msa-life.co.jp>)をご覧ください。

保険契約等に関する情報の共同利用について

- 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

「お客さまのご契約内容が登録されることがあります」

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とする目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込み等があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受け等またはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。（巻末をご参照ください。）

【登録事項】

- (1)保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3)入院給付金の種類および日額
- (4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5)取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することができます。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

「保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。」

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とする目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客様サービスセンターまでお問い合わせください。（巻末をご参照ください。）

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

次ページにもつづきます

取引時確認(本人確認)について

- 当社では、お客さまとの生命保険契約の締結等にあたり、法令(※1)に基づきお客さまに氏名・住居等が記載された公的証明書を提示いただく方法等により取引時確認(本人確認)を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がマネー・ローンダリング(※2)に利用されることを防ぐことを目的としたものです。

※1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)

※2. 犯罪等で得た「資金」を正当な取引で得た「資金」に見せかけること等

- お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。

・生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引発生時

・現金等による200万円を超える取引時

・仮名取引やなりすましの疑いがある場合等

なお、お客さまの取引時確認(本人確認)を行う取引・商品等につきましては、対象外となるものがあります。

- 取引時確認(本人確認)では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・職業等を、法人の場合は名称・本店の所在地・事業内容・実質的支配者等を確認します。取引時確認(本人確認)で確認した事項に後日変更が生じる場合は、当社あてにご連絡をお願いします。

ご契約のお申込みについて

「申込書・告知書は、ご自分で正確に記入してください」(※)

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者自身で記入してください。

記入内容を十分お確かめのうえ、自署(ご契約者が法人の場合は記名・押印)をお願いします。

告知の詳細については、(52)ページ「健康状態・ご職業等の告知義務について」を参照してください。

※情報端末を利用してお申込み・告知等の手続きをしていただく方法を含みます。

保険料のお払込みに際して

「領収証は必ずお受取りください」

- 保険料を社員または代理店に、現金または小切手でお払込みいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途保険料領収証は発行しません。

- 領収証の金額、領収日を必ずお確かめください。

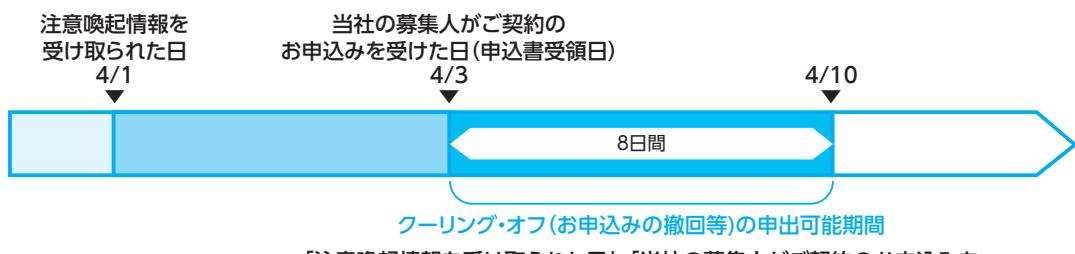
クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について

「ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます」

- お申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます。)がお申込みをされた後でも、「注意喚起情報(※)を受け取られた日」、「当社の募集人がご契約のお申込みを受けた日(申込書受領日)」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回等をすることができます。

※注意喚起情報は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

【例】



- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により当社までお送りください。この場合、書面には、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込番号とあわせてお申込みの撤回等をする旨を記載してください。

書面記載例

私は、下記の保険契約の申込みを撤回します。

申込者等氏名：○○ ○○(自署)
住 所 : ○○県○○市○○町○一○一○
電話番号 : ○○○-○○○○○-○○○○
申込番号 : ○○○○○○○○○○

- お申込みの撤回等があった場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額お戻しします。
- 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金・年金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。
ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金・年金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 次の場合には、お申込みの撤回等をすることができません。

- 1 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 2 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 3 既契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加等)のとき
- 4 法人をご契約者とする保険契約であるとき

- お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、代理店・社員、当社の課支社または本社までご連絡ください。
- 生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださるようお願いします。

次ページにもつづきます

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して、生命保険募集人が承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例

- ・ご契約の復活
- ・特約の中途付加
- 等

それぞれの内容については、(51)ページ「ご契約に際して」、(63)ページ「ご契約後について」をご覧ください。

- なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。(巻末をご参照ください。)

当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

受取金額と払込保険料合計額の関係について

- 保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、保険金・年金・給付金等のお受取金額がお払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」について

●当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{ の総和} \div 2 \}$$

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

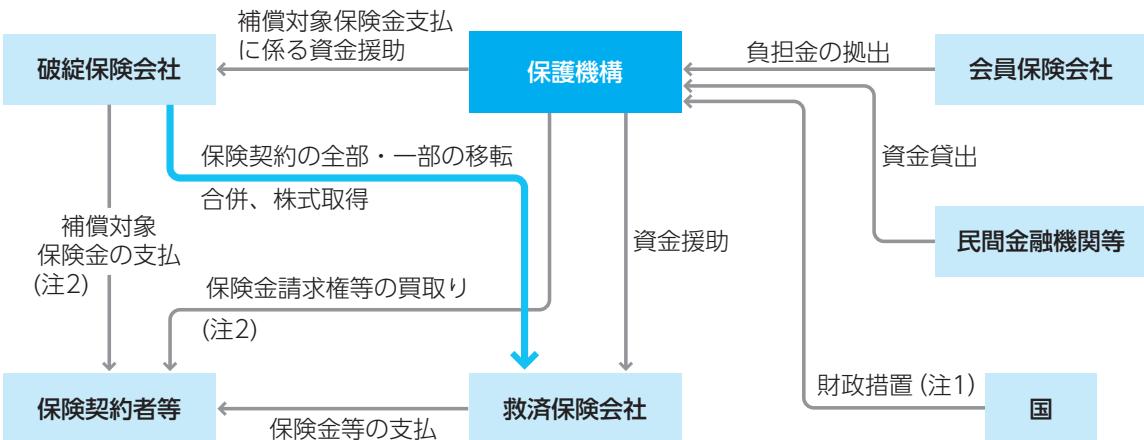
(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

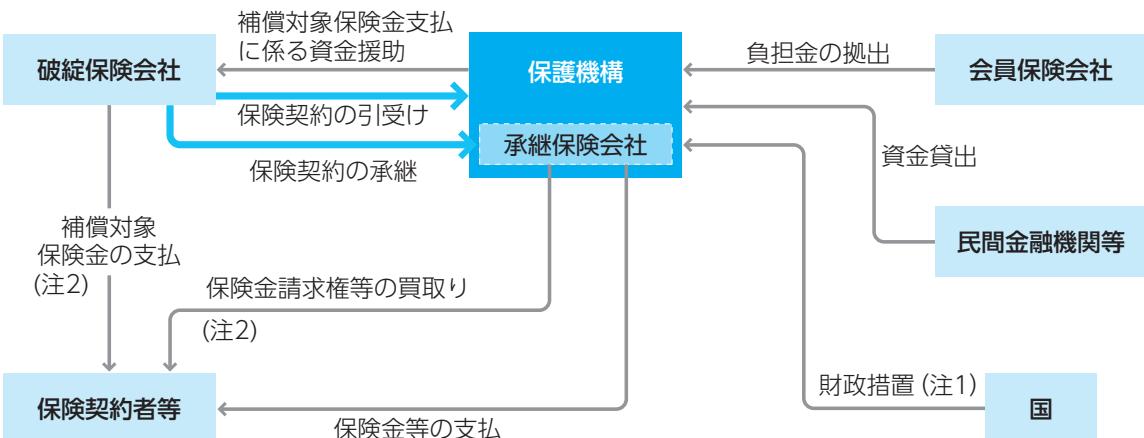
次ページにもつづきます

仕組みの概略図

■救済保険会社が現れた場合



■救済保険会社が現れない場合



注

- 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。
- 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

新たな保険契約へのお申込みについて

「現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約へのお申込みをご検討されている方へ」

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とでは異なることがあります。
- 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
 - ・新たな保険契約の保険料は現在の被保険者の年齢により計算されます。
 - ・新たにお申込みの保険契約についても告知義務があります。告知の詳細については、(52)ページ「健康状態・ご職業等の告知義務について」を参照してください。
 - ・「現在ご契約の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約」であっても、告知義務違反による解除の規定は「新たな保険契約の責任開始日」が起算日として、適用されます。
 - ・よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となる場合もあります。**
 - ・新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、保険金・年金・給付金等のお支払いができない場合があります。また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険金・年金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。

苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。
**お問い合わせ先:三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386
月～金/9:00～18:00 土/9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)**
 - この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
 - 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
 - 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- お問い合わせ先:一般社団法人 生命保険協会**

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

主契約について

特徴としくみ・給付について

主契約について



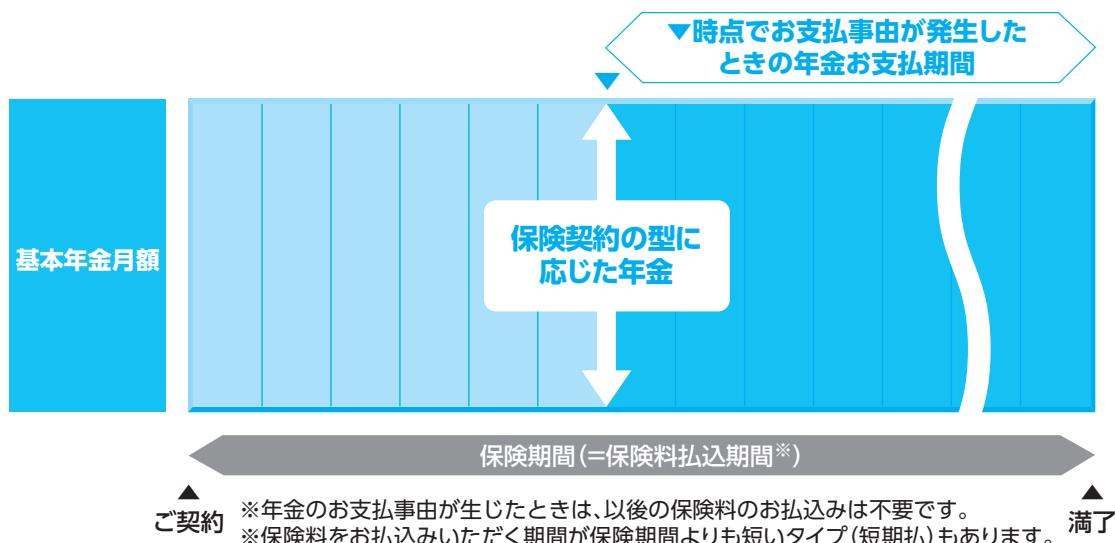
- 新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型) 20
- 保険料の払込免除について 26

新収入保障保険(払込期間中無解

主契約

特徴としくみ

さまざまなケースに備えて、毎月の生活資金をサポート



選択できる保険契約の型は次のとおりです。

保険契約の型	給付の種類
I型	収入保障年金、高度障害年金
II型	収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金
IV型	収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、就労不能障害年金
V型	高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、就労不能障害年金

※保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

約返戻金型)

次ページにもつづきます

新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)の特徴

特徴1

保険契約の型に応じて、次の年金のお支払事由に該当されたとき、保険期間満了まで年金を毎月お支払いします。

I型：死亡されたとき、または約款所定の高度障害状態になられたとき

II型：死亡されたとき、または約款所定の高度障害状態・特定障害状態・生活介護状態等になられたとき

IV型：死亡されたとき、または約款所定の高度障害状態・特定障害状態・生活介護状態・就労不能障害状態等になられたとき

V型：約款所定の高度障害状態・特定障害状態・生活介護状態・就労不能障害状態等になられたとき

特徴2

年金のお支払事由に該当されたときは、以後の保険料のお払込みは不要になります。

特徴3

「最低支払保証期間」分の年金のお支払いが保証されます。

年金のお支払事由に該当されたときから、保険期間満了日までの期間が、「最低支払保証期間」に満たない場合、保険期間満了日をこえて年金をお支払いします。

最低支払保証期間は、5年(60回)、2年(24回)、1年(12回)から選択できます。

※最低支払保証期間は、保険期間の途中で変更できません。

特徴4

メンタル就労不能障害保障特則を付加した場合、約款所定のメンタル就労不能障害状態等に該当したときは、一時金をお支払いします。

※メンタル就労不能障害保障特則は、保険契約の型がIV型またはV型の場合に付加することができます。

特徴5

基本年金月額や保険期間が当社所定の条件を満たす場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安になります。

なお、減額等の契約内容の変更により、条件を満たさなくなった場合は、高額割引制度が適用されなくなります。

特徴6

保険料払込期間中に解約された場合には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短い場合、保険料払込期間満了後に、解約返戻金が発生する場合があります。

すべての保険料が払い込まれていないときは、解約返戻金がありません。

解約返戻金があるときは、保険料払込期間満了後、解約返戻金は期間の経過とともに減少し、保険期間満了時には0円となります。

特徴7

契約者配当金はありません。

※保険期間、保険料払込期間の変更については、お取扱いできません。

年金支払日について

●年金のお支払事由に該当された日を第1回年金支払日とし、以後その日の月単位の応当日に年金をお支払いします。



新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)

給付について

年金等について

保険契約の型	名 称	お支払いできる場合(お支払事由)	お支払額	お受取人
I、II、IV型	収入保障年金	被保険者が死亡されたとき		収入保障年金受取人
I、II、IV、V型	高度障害年金	被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより、 約款所定の高度障害状態 になられたとき		
II、IV、V型	生活障害年金	<p>被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより、次のいずれかに該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法にもとづき、障害等級1級の状態に該当していると認定されたとき ・約款所定の特定障害状態になられたとき 	基本年金月額 お支払事由に該当された日を第1回年金支払日として、基本年金月額をお支払いします。 以後保険期間満了時まで、お支払事由に該当された日の月単位の応当日に基本年金月額をお支払いします。	被保険者
	生活介護年金	<p>被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより、次のいずれかに該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ・満65歳未満の被保険者について、約款所定の生活介護状態となり、かつ、その生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき 	※収入保障年金・高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・就労不能障害年金は重複してお支払いしません。	
IV、V型	就労不能障害年金	<p>被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより、次のいずれかに該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法にもとづき、障害等級2級の状態に該当していると認定されたとき ・約款所定の就労不能障害状態になられたとき 		

保険契約の型がV型の場合で、年金のお支払事由に該当する前に被保険者が死亡されたときは、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金として死亡時返戻金受取人にお支払いします。

※保険料払込期間中に死亡されたときは死亡時返戻金はありません。

注

1. 年金等をお支払いできない場合については、(44)ページ「年金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **約款所定の高度障害状態**→普通保険約款別表2「対象となる高度障害状態」および備考をご覧ください。
3. **障害等級1級の状態**→普通保険約款別表6「障害等級1級の状態」をご覧ください。
4. **約款所定の特定障害状態**→普通保険約款別表5「対象となる特定障害状態」および備考をご覧ください。
5. **公的介護保険制度**→普通保険約款別表7「公的介護保険制度」をご覧ください。
6. **要介護2以上の状態**→普通保険約款別表8「要介護2以上の状態」をご覧ください。
7. **約款所定の生活介護状態**→普通保険約款別表9「生活介護状態」および備考をご覧ください。
8. **障害等級2級の状態**→普通保険約款別表11「障害等級2級の状態」をご覧ください。

なお、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級2級の状態のうち、次のいずれかに該当していると認定された場合、就労不能障害年金は**お支払いできません**。

- ・障害等級2級の第16号（精神の障害であって、第1号から第15号までと同程度以上と認められる程度のもの）
- ・障害等級2級の第17号（身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が第1号から第16号までと同程度以上と認められる程度のもの）

9. **約款所定の就労不能障害状態**→普通保険約款別表12「対象となる特定就労不能障害状態および対象となる就労不能障害状態」および備考をご覧ください。
10. 高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・就労不能障害年金のお支払事由発生後、高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・就労不能障害年金の受取人である被保険者が死亡された場合は、被保険者の死亡時の法定相続人に高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・就労不能障害年金をお支払いします。
収入保障年金受取人が死亡された場合については、(66)ページ「ご契約者・収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の変更について」をご覧ください。
11. (保険契約の型がI、II、IV型の場合)ご契約者が法人で、かつ収入保障年金受取人の場合は、ご契約者(法人)が高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・就労不能障害年金のお受取人となります。
12. (保険契約の型がV型の場合)ご契約者が法人の場合は、ご契約者(法人)が高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・就労不能障害年金のお受取人となります。ただし、死亡時返戻金受取人が指定されているときは、ご契約者が法人で、かつ、死亡時返戻金受取人の場合に限ります。



新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)

[お支払例]

30歳の方が保険期間65歳満了でご契約された場合

- ・ご契約から5年1か月目に高度障害状態に該当されたとき ……30年間、毎月、年金をお支払いします。
年金回数360回(12か月×30年間)

- ・ご契約から5年1か月目に高度障害状態に該当され、ご契約から10年1か月目に死亡されたとき ……30年間、毎月、年金をお支払いします。
年金回数360回(12か月×30年間)

※上記の場合、保険期間満了まで高度障害年金をお支払いします。

- ・ご契約から34年1か月目に死亡されたとき (最低支払保証期間5年の場合) ……5年間、毎月、年金をお支払いします。
年金回数60回(5年間最低保証)

※上記の場合、保険期間満了日までの期間が5年に満たないので、保険期間満了日をこえて5年間(60回)、年金をお支払いします。

メンタル就労不能障害保障特則について

メンタル就労不能障害保障特則は、保険契約の型がIV型またはV型の場合に付加することができます。

特則の名称	お支払いできる場合(お支払事由)	お支払いする給付金	お受取人
メンタル就労不能障害保障特則	被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガにより、次のいずれかに該当されたとき ・国民年金法にもとづき、 障害等級1級の第10号の状態 または 障害等級2級の第16号の状態 に該当していると認定されたとき ・ 約款所定のメンタル就労不能障害状態 に該当したとき	メンタル就労不能障害一時金 メンタル就労不能障害一時金額(お支払回数は保険期間を通じて1回となります)	被保険者

注

1. 納付金をお支払いできない場合については、(44)ページ「年金等をお支払いできない場合について」をご覧ください。
2. **障害等級1級の第10号の状態**→普通保険約款別表13「障害等級1級の第10号の状態」をご覧ください。
3. **障害等級2級の第16号の状態**→普通保険約款別表14「障害等級2級の第16号の状態」をご覧ください。
4. **約款所定のメンタル就労不能障害状態**→普通保険約款別表15「対象となるメンタル就労不能障害状態」をご覧ください。
5. 次のいずれかに該当した場合、メンタル就労不能障害保障特則は消滅します。
 - (1)メンタル就労不能障害一時金が支払われたとき。ただし、保険契約は存続します。
 - (2)年金が支払われたとき(保険契約の型がV型の場合で、死亡された場合を含みます)。
6. ご契約後、メンタル就労不能障害保障特則のみの解約はできません。
7. (保険契約の型がIV型の場合)ご契約者が法人で、かつ収入保障年金受取人の場合は、ご契約者(法人)がメンタル就労不能障害一時金のお受取人となります。
8. (保険契約の型がV型の場合)ご契約者が法人の場合は、ご契約者(法人)がメンタル就労不能障害一時金のお受取人となります。ただし、死亡時返戻金受取人が指定されているときは、ご契約者が法人で、かつ、死亡時返戻金受取人の場合に限ります。

新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)のお支払事由の変更について

当社は、国民年金法・介護保険法またはその他関連する法令等の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)の次の年金等のお支払事由を国民年金法・介護保険法またはその他関連する法令等の改正に適した内容に変更することができます。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡します。

お支払事由を変更することがある年金等

生活障害年金

生活介護年金

就労不能障害年金

メンタル就労不能障害一時金

保険料の払込免除について

主契約

保険料の払込免除について

●被保険者が責任開始期以後に発生した**不慮の事故**によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、**約款所定の身体障害の状態**になられたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。

注

1. **不慮の事故**→普通保険約款別表4「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
2. **約款所定の身体障害の状態**→普通保険約款別表3「対象となる身体障害の状態」および備考をご覧ください。

●保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき
- ・被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで(運転免許の効力停止中を含みます)運転している間に生じた事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

※戦争その他の変乱、地震、噴火または津波が原因で約款所定の身体障害の状態に該当した場合に、該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、保険料のお払込みを免除しません。

保険料の払込免除事由に該当した場合には、ただちに、当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。
必要書類については、普通保険約款の**別表1 「請求書類」**をご覧ください。

注

1. この保険料の払込免除とは別に、保険料の払込免除事由を定めた新保険料払込免除特約があります。
2. 新保険料払込免除特約を付加されたご契約については、(28)ページ「新保険料払込免除特約について」をあわせてご覧ください。

特約について



特約について

- 新保険料払込免除特約について 28
- 区分料率適用特約について 30
- リビング・ニーズ特約について 33



新保険料払込免除特約について

新保険料払込免除特約

- 責任開始期以後に初めて悪性新生物（ガン）と診断確定されたとき、または約款所定の心疾患・脳血管疾患のいずれかにより入院されたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

特約の名称	払込免除事由 (次の場合には、以後の保険料のお払込みを免除します。)	
新保険料払込免除特約	悪性新生物（ガン）	被保険者が責任開始期以後に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）に罹患し、医師によって診断確定されたとき。 ただし、次の場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none">・上皮内ガン（子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン・非浸潤ガン・大腸の粘膜内ガン等）・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン・責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガン
	心疾患	被保険者が責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患で 病院または診療所に入院 されたとき
	脳血管疾患	

注

1. この特約を付加した場合、保険料払込期間および被保険者の性別・ご契約年齢に応じた保険料率を適用して、保険料を計算します。なお、保険料はこの特約を付加しない場合に比べて高くなります。
2. **病院または診療所**→新保険料払込免除特約条項別表4「病院または診療所」をご覧ください。
3. **入院**→新保険料払込免除特約条項別表3「入院」および備考をご覧ください。
4. 主契約に特別条件特約が付加されている場合等、ご契約内容によっては、この特約を付加できない場合があります。
5. **悪性新生物（ガン）・心疾患・脳血管疾患**→新保険料払込免除特約条項別表2「対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患」をご覧ください。
※心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。
6. 悪性新生物（ガン）の診断確定とは、医師によって病理組織学的所見（生検）により、悪性新生物（ガン）に罹患したとの診断が確定することをいいます。（病理組織学的所見が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。）

●保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

特約の名称	保険料のお払込みを免除できない場合	
新保険料払込免除特約	悪性新生物(ガン)	①責任開始期前に悪性新生物(ガン)に罹患したと診断確定されていた場合 (被保険者が真の病名を知っていると知っていないとにかくわらず、責任開始期以後に新たに悪性新生物(ガン)に罹患しても保険料のお払込みを免除しません。) ②責任開始日からその日を含めて90日以内に乳ガンに罹患したと診断確定された場合
	心疾患	――
	脳血管疾患	――

※保険料のお払込みがなく、ご契約が失効しているときは、保険料のお払込みを免除できませんのでご注意ください。

注

1. 新保険料払込免除特約の付加の有無にかかわらず、普通保険約款に定める保険料の払込免除事由に該当されたときは、以後の保険料のお払込みは不要になります。
2. 保険料払込免除の請求手続きについては、(36)ページ「年金等のお受取り等の手続きについて」をあわせてご覧ください。



区分料率適用特約について

被保険者の健康状態等が当社所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「区分料率適用特約」を新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)に付加することで、主契約の保険料(メンタル就労不能障害保障特則の保険料を除きます)はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。

※「区分料率適用特約」の販売名称は「健康優良割引」です。

※保険契約の型がV型の場合には、区分料率適用特約を付加できません。

区分料率適用特約の内容について

●この特約を付加した主契約には、被保険者の喫煙歴等の状況、健康状態および自動車等の運転履歴により、次のいずれかの保険料率が適用されます。

料率区分	喫煙歴	健康状態	自動車等の運転履歴
SD非喫煙者優良体保険料率	○	○	○
非喫煙者優良体保険料率	○	○	×
SD非喫煙者標準体保険料率	○	×	○
非喫煙者標準体保険料率	○	×	×
SD喫煙者優良体保険料率	×	○	○
喫煙者優良体保険料率	×	○	×

注

1. 「優良体」とは、この特約における当社の呼称であり、「優良体」の基準に該当しないからといって、その方の健康状態または身体状態が必ずしも優良ではないということではありません。
2. 「SD」とは、この特約における「優良運転者(セーフティ・ドライバー)」を示す当社の呼称であり、「優良運転者」の基準に該当しないからといって、その方の運転技術が必ずしも優良ではないということではありません。

●この特約は被保険者の契約年齢および主契約の基本年金月額が当社所定の条件を満たし、次の基準に該当する場合に付加することができます。

■基準

(1) 喫煙歴に関する基準

過去1年以内に喫煙をしていないこと

(2) 健康状態に関する基準

以下の2つの基準にすべてあてはまること

- ①血圧値が当社所定の範囲内であること
- ②ボディ・マス・インデックス(BMI)の値が当社所定の範囲内であること

なお、BMIとは次の計算式で算出される値をいいます。

$$\text{BMI} = \text{体重(キログラム)} \div \{\text{身長(メートル)}\}^2$$

(3) 自動車等の運転履歴に関する基準

以下の3つの基準のいずれかにあてはまること

- ①損害保険会社で現在加入している自動車保険(被保険者がその記名被保険者と同一人の場合に限りません。)の契約等級(ノンフリート等級)が12等級以上であること

注 全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)の自動車共済、または全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)等の自動車共済にご加入の方は、その無事故割引等級が12等級以上であれば、本基準を満たすものとします。

- ②「ゴールド運転免許証」保有者(道路交通法に規定する「優良運転者」)であること

- ③運転免許を保有していないこと

注 被保険者が次のいずれかに該当する場合は、上記(3)の基準にはあてはまりません。

- ・免許の取消の行政処分を受け、告知時点においてその取消(欠格)期間中である場合(免許取消→道路交通法第103条)
- ・免許の効力の停止(仮停止を含む)の行政処分を受け、告知時点においてその停止期間中である場合(免許停止→道路交通法第103条、第103条の2)

したがって、運転免許を保有していない場合でもそれが免許取消によるもので、現在取消期間中であれば上記(3)の基準にはあてはまりません。同様に、自動車保険の契約等級が12等級以上またはゴールド運転免許証保有者であっても、現在免許停止期間中であれば上記(3)の基準にはあてはまりません。



区分料率適用特約について

区分料率適用特約付加時等の診査・告知・喫煙検査について

- この特約の付加、復活、復旧の際は、被保険者には、医師による診査や健康状態等の告知に加えて、過去1年間の喫煙歴および自動車等の運転履歴について告知していただきます。
- 喫煙歴の有無の判断は、告知に加えて当社所定の検査によって行います。検査の結果によっては、SD非喫煙者優良体保険料率、非喫煙者優良体保険料率、SD非喫煙者標準体保険料率、非喫煙者標準体保険料率が適用できない場合があります。
- 告知していただいた内容について、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されますと、当社は「告知義務違反」としてご契約またはこの特約を解除することができます。
- ご契約を解除した場合には、たとえ年金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、この特約を解除した場合には、主契約の基本年金月額を当社所定の方法によって削減します。

区分料率適用特約の復活について

- 主契約が失効し、その復活が行われる場合は、この特約も同時に復活の請求があったものとしてお取扱いします。
- 当社がこの特約の復活を承諾した場合、復活後の適用保険料率は、失効前の適用保険料率と同一とします。

区分料率適用特約を付加した主契約の基本年金月額の復旧

- この特約を付加した主契約の復旧は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準を満たす場合に限りお取扱いします。
復旧前のご契約内容によっては、復旧をお取扱いできない場合があります。
- 復旧後の適用保険料率は、復旧前の適用保険料率と同一とします。



リビング・ニーズ特約について

次ページにもつづきます

被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、収入保障年金の一部または全部を被保険者にお支払いします。

注

- 「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味し、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が判断します。
- 保険契約の型がV型の場合には、リビング・ニーズ特約を付加できません。
- ご契約者が法人の場合には、リビング・ニーズ特約を付加できません。

お支払金額について

●リビング・ニーズ保険金のお支払いにあたっては、被保険者（または指定代理請求人）が指定した特約基準保険金額（ご請求額）から、6か月分の利息および保険料相当額を差し引きます。

$$\text{お支払金額} = \text{特約基準保険金額} \text{ (ご請求額)} - \left(\begin{array}{l} \text{特約基準保険金額に} \\ \text{対応する6か月分の} \\ \text{利 息} \end{array} + \begin{array}{l} \text{特約基準保険金額に} \\ \text{対応する6か月分の} \\ \text{保険料相当額} \end{array} \right)$$

注

リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。
(お支払後この特約は消滅します。消滅後にさらにこの特約を中途付加することはできません。)

特約基準保険金額（ご請求額）について

●被保険者（および指定代理請求人）は、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月後における年金の現価相当額の範囲内で特約基準保険金額（ご請求額）を指定することができます。ただし、被保険者お一人につき他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することができます。

注

リビング・ニーズ特約を中途付加される場合は、取扱基準が異なることがありますのでご注意ください。



リビング・ニーズ特約について

保険金のご請求とお支払いについて

●リビング・ニーズ保険金の受取人は被保険者です。

- 保険金のお支払事由が生じたときは、必要書類をご提出ください。

ご請求にあたっては、当社所定の診断書の提出が必要です。診断書には、被保険者の余命が6か月以内であることに関する医師の意見を記入していただく部分があります。

また、当社が必要と認めた場合には、事実の確認を行うことや当社の指定する医師の診断を求めることがあります。

- リビング・ニーズ保険金が支払われる前に、主契約の年金の支払請求を受け年金が支払われるときは、リビング・ニーズ保険金はお支払いできません。

- 主契約の年金が支払われた場合には、その支払後にご請求を受けてもリビング・ニーズ保険金はお支払いできません。

- 保険期間の満了前1年間はリビング・ニーズ保険金の請求はできません。

リビング・ニーズ保険金支払後のご契約について

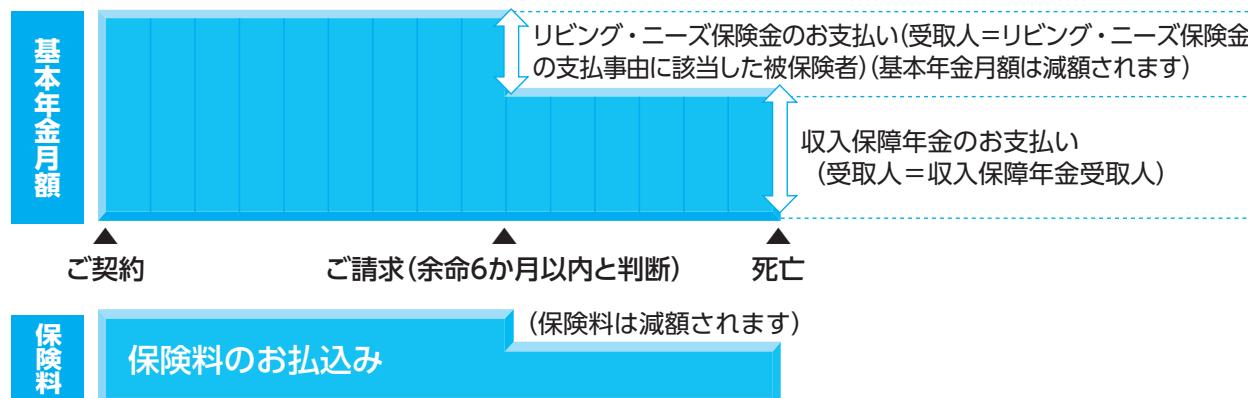
- 請求日の6か月後の年金の現価相当額の全部がご請求額として指定され、リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合には、ご契約はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します。(付加されている特約についても同時に消滅します。)

- 請求日の6か月後の年金の現価相当額の一部をお支払いした場合には、主契約は特約基準保険金額に対応する基本年金月額が減額されたものとします。この場合、減額はリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって行われたものとします。

- 保険料払込期間中にリビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、**継続する部分については、引き続き継続部分に相当する保険料のお払込みが必要です。**

継続する部分の収入保障年金は、被保険者の死亡時に収入保障年金受取人に支払われます。

保険料払込期間中にリビング・ニーズ保険金をお支払いした場合



年金等のお支払いについて



年金等のお支払いについて

●年金等のお受取り等の手続きについて	36
●保険金・年金・給付金等をもれなくご請求ください	40
●年金等のお支払いの際の未払込保険料について	42
●年金等をお支払いできない場合について	44
●年金等をお支払いできない場合の具体例	48
●こんなときQ&A①	50

年金等のお受取り等の手続きに

年金

請求手続きについて

年金等のお支払事由、保険料の払込免除事由が発生したときは、ただちに当社にご通知のうえ、必要書類をご提出ください。

具体的なお手続き方法については、50ページをご覧ください。

- 年金等のお支払事由などが生じましたら、ただちにご連絡ください。長期間経過しますと、お支払い等に支障をきたす場合もありますのでご注意ください。
- 年金等のお支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社にご連絡ください。

注

お申込みいただいたご契約に、当社がお引受けできるかどうかを決定(承諾)する前に年金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに当社所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から当社がお引受けを承諾できる場合は、年金等をお支払いします。ただし、(44)ページ「年金等をお支払いできない場合について」に記載している約款の定めにより年金等をお支払いできない場合(お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等)を除きます。

- 年金等は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- お支払いに際し、ご提出いただいた書類に加えてご請求内容について約款所定の確認が必要な場合には、年金等を5営業日以内にお支払いできることがあります。この場合、確認事項に応じて約款所定の期日内にお支払いします。ただし、確認に際し、ご契約者、被保険者、年金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げたり、確認等に応じていただけなかった場合、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等をお支払いできません。

<約款所定の確認>の例

年金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
<ul style="list-style-type: none">・年金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合・年金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合に該当する可能性がある場合・告知義務違反に該当する可能性がある場合・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日以内

上記の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合には、お支払期限が90日、120日または180日以内となる場合があります。

注

年金等をお支払いする場合に未払込みの保険料があるときは、その保険料を差し引きます。

- 年金等は口座振込の方法でお支払いします。

次ページにもつづきます

年金のお受取方法について

新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)の年金のお受取りについては、毎月受け取る方法のほか、将来の年金受取に代えて、残存年金支払期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時金としてお受取りいただく方法をお選びいただくことができます。

代理請求制度について

被保険者と年金等の受取人が同一の場合で受取人が年金等を請求できない<特別な事情>があるとき、または被保険者とご契約者が同一の場合でご契約者が保険料の払込免除を請求することができない<特別な事情>があるときは、その代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）により請求をすることができます。

代理請求人（指定代理請求人を含みます。以下同じ。）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

<特別な事情>の例

- ①被保険者本人が、病名・病状等を知らされていないため（例えば、ガンの場合）、年金等を請求できない場合
- ②障害または病気により年金等を請求する意思表示ができないまたは困難であると当社が認めた場合
- ③その他、上記①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

注

故意に年金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者は、代理請求人としてのお取扱いを受けることはできません。



年金等のお受取り等の手続きについて

代理請求人について

- ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ指定した場合(この指定された者を指定代理請求人といいます)。ただし、代理請求時においてもこの範囲内であることを要します。

請求者(指定代理請求人)

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の兄弟姉妹(兄弟姉妹がいないときは甥姪)
- ④被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑤被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている上記④以外の者
- ⑥被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- ⑦その他上記⑤および⑥に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

※⑤～⑦については、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、年金等の受取人またはご契約者のために年金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。

※ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。

- 指定代理請求人が指定されていない場合(指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に上記①～⑦のいずれの者にも該当しない場合を含みます)、または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

- ⑧収入保障年金受取人または死亡時返戻金受取人

※請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。

・上記⑧に該当する者がいない場合または⑧に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

- ⑨請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

・上記⑧もしくは⑨に該当する者がいない場合または上記⑧もしくは⑨に該当する者が請求をすることができない特別な事情がある場合

請求者(代理請求人)

- ⑩請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

注 代理請求する時点で代理請求人としての要件を満たさない場合は、ご請求をお受けすることはできませんのでご注意ください。

■代理請求制度をご利用になる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ・年金等を代理請求人にお支払いした場合、そのお支払い後に年金等のご請求を受けても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- ・代理請求に基づき年金等をお支払いした場合、被保険者にはお支払いの旨をご連絡しません。ただし、請求書類やお支払明細を郵送した際に、被保険者がこれらをご覧になってしまったことによって、お支払いの事実や真の病名を知ってしまう可能性があります。
お支払いの事実や病名について配慮が必要な場合は、ご請求の際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- ・年金等の請求後のご契約者または被保険者からのご照会について、当社は直接の回答をせず代理請求人にご連絡をとらせていただくことがあります。

リビング・ニーズ特約の代理請求制度について

- 被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があるとき（被保険者本人が自らの病状を知らされていない場合等）は、主契約に定める代理請求制度を準用して、主契約の代理請求人がリビング・ニーズ保険金を請求することができます。

■リビング・ニーズ特約の代理請求制度をご利用になる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ・リビング・ニーズ保険金を代理請求人にお支払いした場合、そのお支払い後にリビング・ニーズ保険金のご請求を受けても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- ・代理請求人からの請求に基づきリビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、被保険者にはお支払いの旨をご連絡しません。ただし、以後の契約内容が変わる（基本年金月額、保険料が減額する）ことやご契約が消滅すること、また、請求書類やお支払明細を郵送した際に、被保険者がこれらをご覧になってしまったことによって、お支払いの事実や余命6か月以内であることを知ってしまう可能性があります。
お支払いの事実や病状について配慮が必要な場合は、ご請求の際に当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。
- ・リビング・ニーズ保険金のお支払後に、ご契約者または被保険者から契約内容についてご照会があったときは、リビング・ニーズ保険金支払いの旨を回答せざるを得ないことがあります。このため、ご契約者または被保険者は、被保険者が余命6か月以内であることを知ってしまうことがあります。
- ・リビング・ニーズ保険金請求後のご契約者または被保険者からのご照会について、当社は直接の回答をせず代理請求人にご連絡をとらせていただくことがあります。

保険金・年金・給付金等をもれなく

年金

保険金・年金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができる可能性があります。

保険金・年金・給付金等をご契約内容に応じてもれなくご請求いただくために、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じることがあります。

なお、ご不明な点につきましては、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。（巻末をご参照ください。）

複数のご契約（特約を含む）をされている場合

●同一の被保険者で複数のご契約をされている場合がありますので、あわせてご確認ください。

複数のご契約の被保険者となっている場合



ご契約内容により

複数のご契約から保険金・年金・給付金等をお支払いできる場合があります。

- 例
- ・ご契約者名が異なる契約がある
 - ・加入時期が異なる契約がある
 - ・ご家族として保障される契約（家族型、夫婦型等）がある
 - ・勤務先等で団体保険に加入している 等

ご請求が悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中による場合

以下のいずれかの病気の場合

- ・悪性新生物（ガン）
- ・急性心筋梗塞
- ・脳卒中



ご契約内容により

保険金・年金・給付金等をお支払いできる場合があります。

- 例
- ・特定疾病保障終身保険
 - ・特定疾病保障定期保険
 - ・三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）（18） 等

保険料のお払込みを免除できる場合があります。

- ・保険料払込免除特約
- ・新保険料払込免除特約

ご請求ください

ご請求が「約款所定の障害状態」や「約款所定の生活介護状態」等による場合

病気や事故により、

- ・両眼が全く見えなくなった
- ・耳が聞こえなくなった
- ・片半身が完全に麻痺してしまった
- ・手や足を切断した
- 等の約款所定の障害状態となった

病気や事故により、

- 寝たきりとなり、自分で歩行・入浴・衣服の着脱ができない
- 等の約款所定の生活介護状態等となった



ご契約内容により

保険金・年金・給付金等をお支払いできる場合があります。

- 例)・新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)
 - ・新傷害特約(事故を原因とする場合に限る)
 - ・終身介護保障特約(無解約返戻金型)(18) 等

保険料のお払込みを免除できる場合があります。

- ・保険料払込免除特約
- ・普通保険約款所定の身体障害の状態により保険料のお払込みが免除となる場合もあります。

死亡保険金等をご請求の場合

●入院や手術をしたときに給付金等をお支払いできる契約の場合がありますので、あわせてご確認ください。

- ・お亡くなりになる前に、入院や手術をした場合
- ・被保険者に意思能力がない等の理由で請求できなかった給付金がある場合
- ・医師より被保険者本人が傷病名の告知を受けていなかった(被保険者本人が自らの病状を知らなかつた)場合



ご契約内容により

ご契約に、入院や手術等の保障がついている場合、給付金等をお支払いできる場合があります。

- 例)・新災害入院特約
 - ・新疾病入院特約
 - ・低・無解約返戻金選択型医療保険(18) 等

注

ご契約の保険種類にかかわらず、一般的な内容を掲載しています。

以上の例にあてはまる場合でもお支払いできないことがあります。(44)ページ「年金等をお支払いできない場合について」および(48)ページ「年金等をお支払いできない場合の具体例」をご覧ください。

詳細につきましては、ご契約の「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。

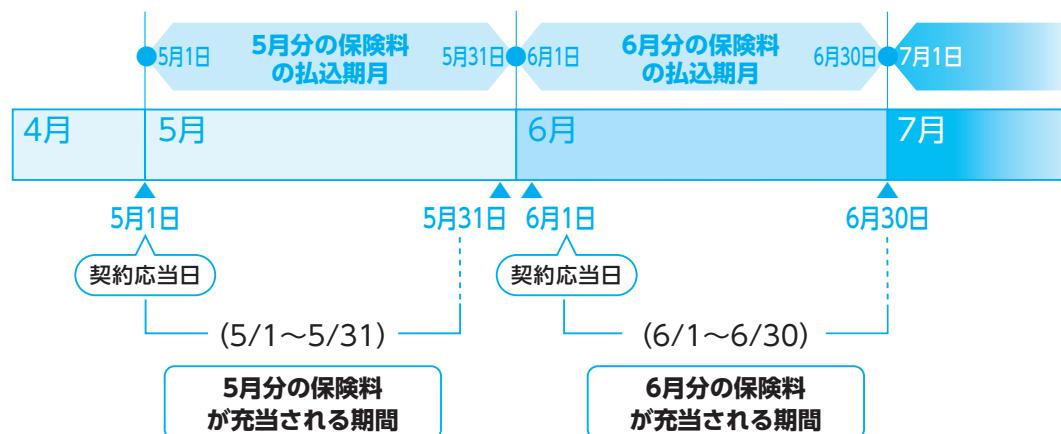
年金等のお支払いの際の未払込



年金

- 保険料は、毎払込期月の契約日の応当日から次の払込期月の契約日の応当日の前日までの期間に充当されます。

[例]月払口座振替契約の場合の保険料充当期間

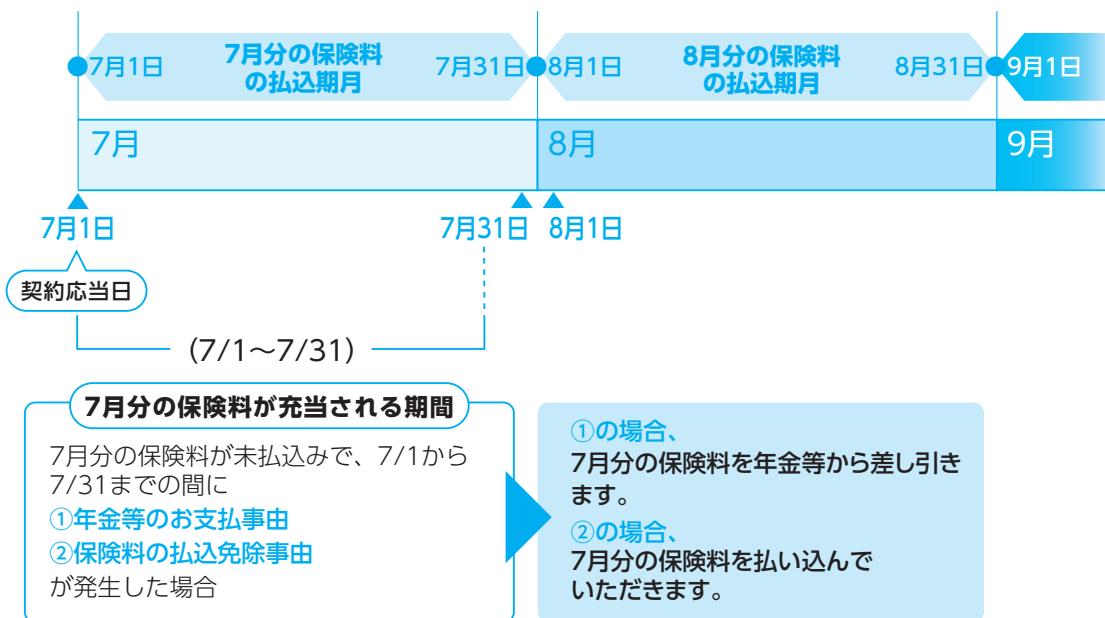


- したがって、年金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のとおりとなります。

年金等を支払うとき……………未払込保険料を年金等から差し引きます。

保険料の払込免除のとき……………未払込保険料を払い込んでいただきます。

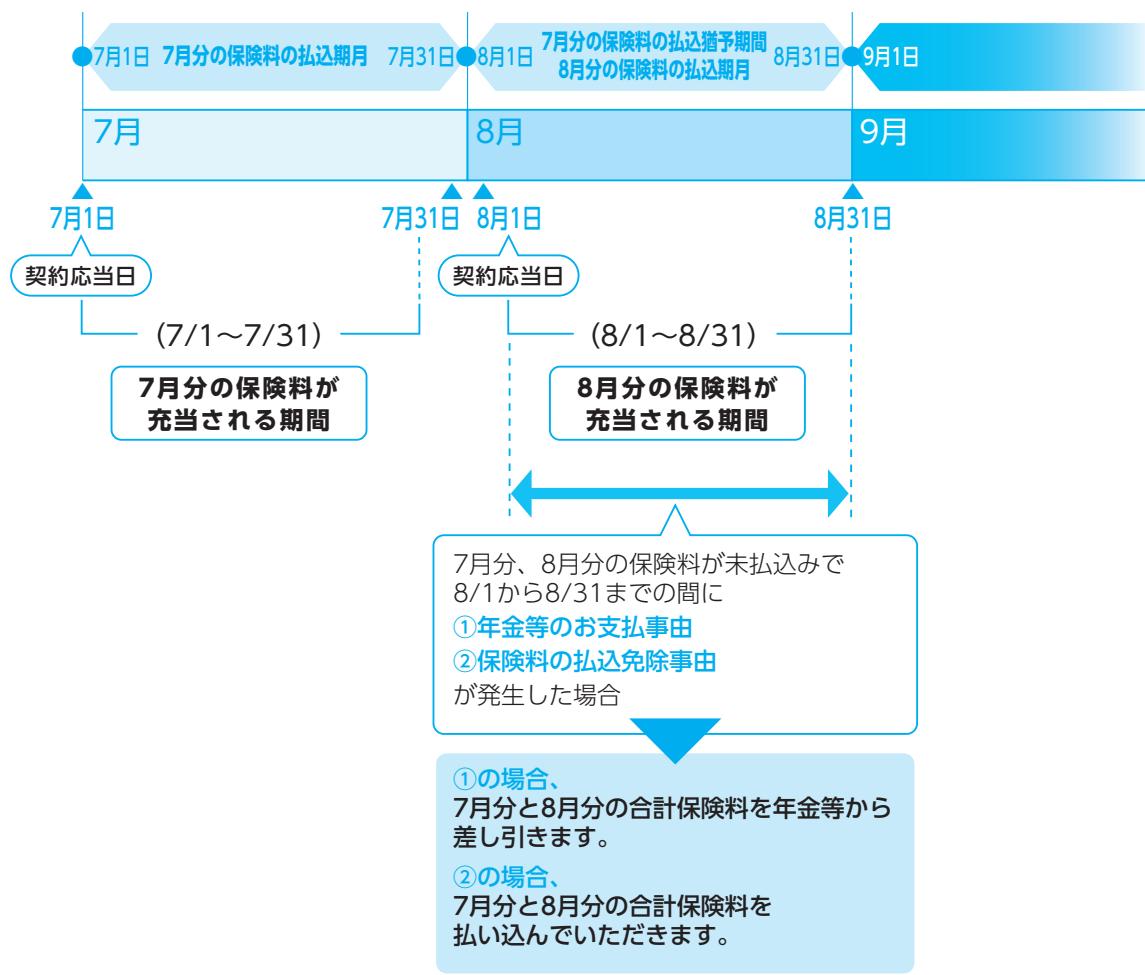
[例]月払口座振替契約の場合



保険料について

- なお、月払口座振替契約で保険料の払込猶予期間中に年金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のとおりとなります。
- 年金等を支払うとき…………… 2か月分の保険料を年金等から差し引きます。
- 保険料の払込免除のとき…………… 2か月分の保険料を払い込んでいただきます。

[例]月払口座振替契約の場合



年金等をお支払いできない場合に

年金

お支払事由に該当しない場合

- お支払事由に該当しない場合は年金等をお支払いすることはできません。

当社が保障の責任を開始する前に生じた病気や不慮の事故によるケガを原因とする高度障害状態等

注

当社が保障の責任を開始する前に生じた病気やケガを原因とする高度障害状態等についても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。(約款に特段の定めがある場合に限りま

す。)

- ・ お申込みや復活の際に責任開始期前に生じた病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、高度障害状態等の原因となる病気やケガを当社が知っていた場合
- ・ 高度障害状態等の原因となる病気やケガについて、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがなかった場合

ただし、それらの症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

次ページにもつづきます

お支払事由に該当してもお支払いできない場合

●次のような場合には、年金等のお支払事由に該当しても年金等をお支払いすることはできません。

保険種類	年金等	お支払いできない場合
新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)	I、II、IV型 収入保障年金	①責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、年金をお支払いする場合があります。) ②ご契約者の故意によるとき ③収入保障年金受取人の故意によるとき (ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。)
	I、II、IV、V型 高度障害年金	ご契約者または被保険者の故意によるとき
	II、IV、V型 生活障害年金	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の薬物依存によるとき
	IV、V型 就労不能障害年金	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の薬物依存によるとき ④被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで(運転免許の効力停止中も含みます。)運転している間に生じた事故によるとき ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
	V型 死亡時返戻金	①責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡時返戻金をお支払いする場合があります。) ②ご契約者の故意によるとき ③死亡時返戻金受取人の故意によるとき (ただし、その受取人が一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。)
	メンタル就労不能障害保障特則	ご契約者または被保険者の故意によるとき
	リビング・ニーズ特約	①被保険者の犯罪行為によるとき ②ご契約者、被保険者または指定代理請求人の故意によるとき ③ご契約に質権が設定されているとき

*保険料の払込免除事由に該当しても保険料のお払込みを免除できない場合については、(26)ページ「保険料の払込免除について」、(28)ページ「新保険料払込免除特約について」をあわせてご覧ください。



年金等をお支払いできない場合について

告知義務違反による解除の場合

- 告知していただいた内容が事実と相違していたため、主契約・特約が解除された場合、年金等のお支払事由が発生していても年金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

不法取得目的による無効の場合

- ご契約者が年金等を不法に取得する目的または他人に年金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または復旧が行われたときには、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料はお戻ししません。

詐欺による取消の場合

- ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結、復活または復旧が行われたときには、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料はお戻ししません。

重大事由による解除の場合

重大事由とは

- ①年金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
- ②年金等の請求に関し詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③ご契約者、被保険者もしくは年金等の受取人が、**反社会的勢力**に該当すると認められるとき、またはこれらの**反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係**を有していると認められるとき
- ④この保険を継続することを期待し得ない上記と同等の以下のような事由があるとき
 - ・この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき
 - ・ご契約者、被保険者または年金等の受取人が他の生命保険会社等との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されたとき 等

- 重大事由に該当し、主契約・特約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払事由や保険料の払込免除事由による年金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。(上記③の事由にのみ該当した場合で、年金等の受取人が複数のときは、年金等のうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた年金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)

- 注**
1. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 2. 「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与または反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または年金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもあります。

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効している場合

- 第2回目以後の保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間に年金等のお支払事由が生じても年金等をお支払いすることはできません。

第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となる場合

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取扱いします。

- ①お支払いする返戻金はありません。
- ②無効となったご契約を元に戻すことはできません。
- ③下記のご契約については、当社は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約

(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

戦争その他の変乱の場合の特例

- 年金等のお支払事由が次の原因により生じた場合に、お支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険(主契約・特約)の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、その程度に応じ、金額を削減して支払うか、またはその金額の全額をお支払いしない場合があります。

保険種類	年金等	お支払事由(お支払いできる場合)が 次の原因により生じた場合
新収入保障保険 (払込期間中無解約返戻金型)	収入保障年金 高度障害年金 生活障害年金 生活介護年金 就労不能障害年金 メンタル就労不能障害一時金	戦争その他の変乱
リビング・ニーズ 特約	リビング・ニーズ 保険金	

年金等をお支払いできない場合の具体例

年金

年金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご契約の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。また、事例に記載した以外にも、その状況によってお取扱いに違いが生じことがあります。

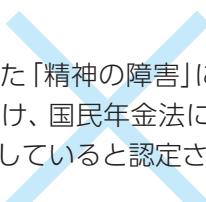
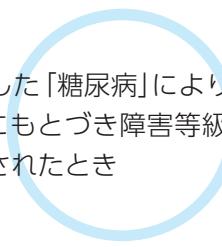
事例① 高度障害年金（お支払事由に該当しない障害状態）

お支払いできない場合	ご契約後に発生した「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、 <u>食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行えるとき</u>	高度障害年金は、責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として約款に定める障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、 <u>約款に定める障害状態に該当しない場合にはお支払いすることはできません。</u> なお、高度障害年金の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。
お支払いできる場合	ご契約後に発生した「脳梗塞」によって全身の機能が低下し、 <u>食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがないとき</u>	

事例② 収入保障年金（告知義務違反による解除）

お支払いできない場合	ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せずに加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡されたとき	ご契約いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知していただく義務があります。 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約は解除となり、収入保障年金等をお支払いすることはできません。
お支払いできる場合	ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃ガン」で死亡されたとき	ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、ご契約は解除となるものの、収入保障年金等をお支払いします。

事例③ 就労不能障害年金(お支払事由に該当しない障害状態)

お支払いできない場合	<p>ご契約後に発生した「精神の障害」によって、日常生活に著しい制限を受け、国民年金法にもとづき障害等級2級の状態に該当していると認定されたとき</p> 	<p>国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級2級の状態のうち、次のいずれかに該当していると認定された場合、就労不能障害年金はお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none">・障害等級2級の第16号（精神の障害であって、第1号から第15号までと同程度以上と認められる程度のもの）・障害等級2級の第17号（身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が第1号から第16号までと同程度以上と認められる程度のもの）
お支払いできる場合	<p>ご契約後に発生した「糖尿病」により片足が動かなくなり、国民年金法にもとづき障害等級2級の状態に該当していると認定されたとき</p> 	

注

1. 障害等級2級の状態は、普通保険約款別表11「障害等級2級の状態」をご覧ください。
2. お支払いできる場合(お支払事由)については、(22)ページ「新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)給付について」をご覧ください。

こんなときQ&A①

年金等のご請求手続きには以下の書類を提出してください。年金等のお支払事由が発生したときは、ただちに当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さま専用電話【無料】
携帯電話からもご利用いただけます

0120-324-386

受付時間

月～金 9：00～18：00 土 9：00～17：00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ご利用方法

- プライバシー保護のため、各種お申し出・お問い合わせは契約者(年金等請求の場合は受取人)さまご本人からご連絡ください。
契約者さま以外の方にはお手続きの受付やご案内ができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- 受付時には証券番号を確認させていただきます。お手元に保険証券等、証券番号がわかるものをご用意ください。

インターネットホームページサービス (<https://www.msa-life.co.jp>)

当社インターネットホームページ上で保険金・給付金請求等のお申し出を行うことができます。(お申し出受付後、請求書類を送付させていただきます。)

年金等を請求するための提出書類一覧

項目	提出書類	請求書	保険証券	印鑑証明書		被保険者の住民票	医師の死亡証明書・診断書	び申請時に提出した診断書	被保険者が国民年金法にもとづく所定の状態に該当していることを証明する書類および申請時に提出した診断書	被保険者が公的介護保障制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類	(不慮の事故であることを証する書類) 事故状況報告書等
				受取人	被保険者						
収入保障年金	●	○	○			○	●				
高度障害年金	●	○	○				●				
生活障害年金	●	○	○				●		○		
生活介護年金	●	○	○				●			○	
就労不能障害年金	●	○	○				●		○		
死亡時返戻金	●	○	○			○	●				
メンタル就労不能障害一時金	●	○	○				●		○		
保険料の払込免除	●	○					●				●
リビング・ニーズ保険金 (被保険者による請求の場合)	●	○			○		●				

*●は当社所定の書類です。最寄りの課支社または本社までお申し出ください。

*当社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

*リビング・ニーズ保険金を代理請求人が請求する場合には、上記提出書類とは異なりますので、当社お客さまサービスセンターまでご照会ください。

*年金等を代理人(代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)が請求する場合には、上記提出書類とは異なりますので、当社お客さまサービスセンターまでご照会ください。

ご契約に際して



● 健康状態・ご職業等の告知義務について	52
● 保障の開始(責任開始期)について	55
● 保険料の払込方法について	56
● 保険料のお払込みに関する制度について	58
● 保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について	59
● ご契約の復活について	61
● 契約者配当金について	62

告知義務

ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障し合う制度です。したがって、かならずしも健康とは申し上げられない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、「告知書」で当社がおたずねする**過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、現在のご職業等**について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■告知の方法

- (医師扱)** 診査を受けていただくご契約の場合

当社の指定する医師が被保険者の過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)等告知していただくことからについておたずねしますので、**その医師に口頭で事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。**

口頭で告知いただいた内容は、当社所定の告知書に医師が記録しますので、誤りがないかどうかよくお確かめのうえ、**自署してください。**

- (告知書扱等)** 診査を受けていただかないご契約の場合

当社所定の告知書に被保険者ご自身でありのままをご記入ください。(※)

過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)等、告知書にご記入いただく事項は、ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項ですので、書面でお伺いすることにしております。

※情報端末を利用して告知いただく方法を含みます。

注

区分料率適用特約を付加される場合は、(32)ページ「区分料率適用特約付加時等の診査・告知・喫煙検査について」をあわせてご覧ください。

■告知受領権

告知受領権は当社および当社の指定した医師だけが有しています。

次の①～③の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

①社員 ②代理店 ③当社の指定する以外の医師 等

■傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち年金等のお支払いが発生するリスクに応じて引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることができます。(お引受けできないことや「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位不支払」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。)
- 傷病歴・通院事実等を告知された場合、当社所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。ご契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

1.無条件でご契約をお引受けさせていただく

2.特別な条件付(保険料の割増、保険金の削減、特定部位不支払等)のうえでご契約をお引受けさせていただく

3.今回のご契約はお断りさせていただく

注

特別条件をつける場合、当社よりその条件をご提示しますので、ご提示した条件をご承諾いただければ、ご契約は成立します。

ご承諾にあたっては、当社所定の「承諾書」に自署(ご契約者が法人の場合は記名・押印)ください。

次ページにもつづきます

告知義務違反

医師扱、告知書扱等いずれの場合でも告知いただいたことがらが事実と違っていた場合、年金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。

この場合、次のとおりお取扱いします。

- ・ 年金等のお支払事由が発生していても、年金等をお支払いすることはできません。
- ・ 保険料の払込免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。
- ・ お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

【例】

胃かいようの治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。この場合には、たとえ年金等をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることはできません。

ただし、「年金等のお支払事由、または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、年金等をお支払いする、または保険料のお払込みを免除することができます。

- このお取扱いは責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内、かつ当社が告知義務違反の事実を知ってから1か月以内に限ります。

2年経過後でも解除の原因となる事実により年金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合（※）は、ご契約または特約を解除することができます。

※責任開始期前に原因が生じていたことにより、年金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

- 生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。
- ただし、生命保険募集人等のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

注

なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、年金等をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、年金等をお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・ 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。
- ・ すでにお払込みいただいた保険料はお戻しません。



健康状態・ご職業等の告知義務について

「保険証券」をご確認ください

- ご契約のお引受け、ご契約内容の変更等をしますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ」をご契約者にお送りします。

お申込みいただいた内容と相違していないかよくお確かめください。

万一、相違する点がございましたら、お手数ですが最寄りの課支社または本社へご連絡ください。

お願い

お申込内容等を確認させていただく場合があります。

●社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込みの事実・お申込内容や告知内容等について確認させていただく場合があります。

●年金、保険料の払込免除等のご請求に際しても、ご請求内容等について確認させていただくことがあります。この場合、年金等のお支払いの可否、保険料の払込免除のお取扱いの可否等については、その後に決定させていただきます。



保障の開始(責任開始期)について

ご契約

- 当社がお申込みいただいたご契約をお引受けすることを承諾した場合には、当社がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。
この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
- 責任開始期について図示すると次のとおりです。



- 通常は責任開始日が契約日となります。保険料の払込方法(回数)が月払のご契約は契約日が責任開始日の属する月の翌月1日となります(ただし、ご契約者からの申し出により契約日指定に関する特則を付加した場合は、契約日は責任開始日とします)。この場合、責任開始の時から契約日の前日までの間に年金等のお支払事由等が生じたときは、保険期間および年齢は責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば当社がお支払いする金額と精算します。

保険料を社員または代理店に、直接現金または小切手でお払込みいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。
ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合等は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途領収証は発行しません。

保険料の払込方法について

保険料の払込方法(経路)

保険料のお払込みには次のような方法(経路)があります。

■口座振替扱

銀行等金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法です。

- ・当社と提携している金融機関のうち、ご契約者が指定された預金口座から自動的に保険料が当社に振り込まれます。
- ・お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。(振替結果につきましては、お手もとの預金通帳でご確認ください。)
- ・次の条件を満たした場合に、複数のご契約の保険料を合算して振替えます。(第1回保険料の振替やお払込状況により、合算振替を行わない場合があります。)
①ご契約者が同じである ②振替口座が同じである ③お払込方法(回数)が同じである

注 ご契約ごとの保険料を合算して振替えますので、口座の預金残高が振替合計額に満たない場合、すべてのご契約の保険料が振替えられなくなります。

■振替扱(送金扱)

払込票を利用してお払込みいただく方法です。

- ・当社から払込票をお送りしますので、払込票に記載の期日までに、当社指定の銀行等よりお払込みください。
- ・その際の受領証は領収証の代わりとなりますので、大切に保管してください。

- 注**
1. 保険料年払契約・保険料半年払契約の場合に限らせていただきます。
 2. 払込票が届かない場合は、お手数でも払込猶予期間内に最寄りの課支社または本社にご連絡ください。

■団体扱

勤務先等の団体を通じてお払込みいただく方法です。

- ・団体を経由してお払込みください。

■クレジットカード扱

当社所定の範囲内でクレジットカードを利用してお払込みいただく方法です。

- ・お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。

保険料の払込方法の変更

- 払込方法の変更を希望される場合や勤務先団体からの脱退等の場合、すみやかに最寄りの課支社または本社までお申し出ください。払込方法の変更についてお申し出があった場合、当社は事務手続きを経て、新たな払込方法に変更させていただきます。

この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料をお払込みいただきます。

保険料を社員または代理店に、直接現金または小切手でお払込みいただく際は、必ず引換えに当社所定の領収証(当社の社名・社印が印刷されたもの)をお受取りください。

ただし、当社所定の口座に直接お振込みいただく場合等は、電信振込領収証等をもって領収証とし、別途領収証は発行しません。

保険料の払込方法(回数)

- 保険料のお払込みには次のような方法(回数)があります。

■月払

保険料を毎月1回お払込みいただく方法です。

■年払

保険料を毎年1回お払込みいただく方法です。

■半年払

保険料を半年に1回お払込みいただく方法です。

保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

年払または半年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要になったときは次のとおりお取扱いします。

- ご契約の消滅等(死亡・解約・減額等)により、保険料のお払込みが不要となった場合には、残りの保険料充当期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額があればお戻しします。

【ご契約例】年払契約 契約応当日:1月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その直後に到来する契約日の年単位の応当日の前日までの期間(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額をお戻しします。したがって、5月25日から12月31日までの7か月分(月単位とし、1か月未満の期間は切り捨てます)に対応する保険料相当額をお戻しします。



注

月払のご契約の場合、ご契約が途中で消滅等(死亡・解約・減額等)した場合でも、保険料相当額はお戻しきできません。



保険料のお払込みに関する制度について

ご契約

前納について

- 年払契約の保険料を3年分以上まとめてお払込みいただく方法です。

お払込みいただく保険料(前納保険料)は、当社所定の利率で割り引きます。

また、前納保険料は、当社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、その中から契約日の年単位の応当日ごとに年払保険料として充当されます。

なお、保険料の割引利率および前納保険料の積立利率は、経済情勢により変動することがあります。

※利率については、当社ホームページを参照ください。

- ご契約が途中で消滅等(死亡・解約・減額等)した場合、前納保険料に残額があれば払い戻します。

注

1. 保険料を前納する際には、当社所定の条件を満たすことが必要になります。
2. 保険料口座振替特約、団体扱特約、準団体扱特約またはクレジットカード扱特約が付加されたご契約については、前納をお取扱いしますと、これらの特約が消滅します。



保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について

次ページにもつづきます

保険料のお払込みが遅れますとご契約が無効または失効となる場合があります。

保険料のお払込み・払込猶予期間

- 保険料の払込方法(回数)に応じた期日までに保険料お払込みのご都合がつかない場合は、保険料の払込猶予期間内にお払込みください。(払込猶予期間満了日までは、保障は継続します。)

■第1回保険料のお払込みについて

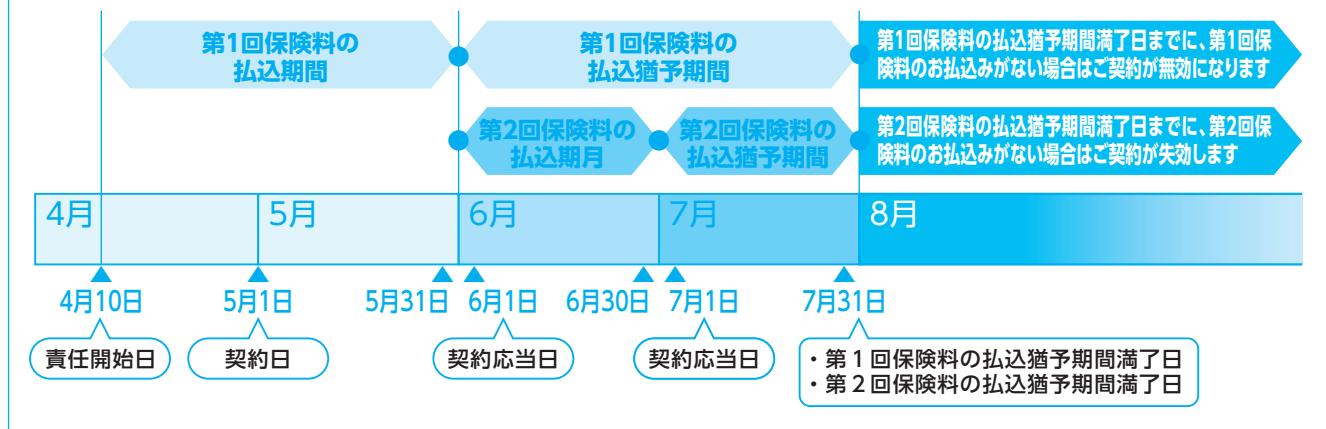
	払込期間 (第1回保険料をお払込みいただく期間)	払込猶予期間
月払 年払 半年払	責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

■第2回目以後の保険料のお払込みについて

	払込期月 (第2回目以後の保険料をお払込みいただく期間)	払込猶予期間
月払	契約日の月単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から末日まで 責任開始期の属する日を契約日とするときは、第2回保険料の払込猶予期間は、第1回保険料の払込猶予期間満了日まで
年払 半年払	契約日の年単位または半年単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)の属する月の初日から末日まで	払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日(応当日のないときは、その月の末日)まで ただし、払込期月の契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日まで

注 保険料の払込方法(回数)を変更された場合は、払込猶予期間もそれに応じて変わります。

[例]月払口座振替契約の場合の払込猶予期間



第1回保険料が払い込まれないことによるご契約の無効

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取扱いします。

①お支払いする返戻金はありません。

②無効となったご契約を元に戻すことはできません。

③下記のご契約については、当社は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。

・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約

・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約

(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)

また、保険料の変更をともなう各種お手続き(基本年金月額等の減額等)については、第1回保険料のお払込後のお取扱いとなります。

- 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに年金等のお支払事由が生じた場合、当社は第1回保険料(第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます)を年金等から差し引きます。

なお、お支払いする年金等の金額が第1回保険料(第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます)に不足する場合には、当社は年金等をお支払いいたしません。

- 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由が生じた場合、第1回保険料(第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます)をお払込みいただきます。お払込みいただけない場合、当社は保険料の払込免除をいたしません。

ご契約の失効

- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間内に第2回目以後の保険料のお払込みがないと、ご契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、年金等のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。



ご契約の復活について

ご契約

万一ご契約が失効した場合でも、失効日からその日を含めて3年以内であれば、当社所定の手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

手続きの内容

- 復活請求書を提出していただきます。
- 復活に必要な保険料を一括してお払込みいただきます。
- 健康状態等について改めて告知していただきます。(ご契約によっては診査も必要です。)

注

1. ご契約を解約された場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。(当社が復活をお断りすることがあります。)
2. また、告知いただいたことがらが事実と相違していた場合、年金等をお支払いできないことがあります。
3. 区分料率適用特約を付加されたご契約については、(32)ページ「区分料率適用特約の復活について」をあわせてご覧ください。

復活を承諾した場合の保障の開始(責任開始期)について

- 当社がご契約の復活を承諾した場合には、復活に必要な保険料の全額を当社が受け取った時(告知の前に受け取ったときは、告知の時)から保険契約上の保障を開始します。

保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について
ご契約の復活について

ご契約に際して



契約者配当金について

契約者配当金について

- 契約者配当金はありません。

ご契約後について



ご契約後

●保険料のお払込みが困難になられたとき	64
●ご契約の見直しについて	65
●ご契約者・収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の変更について	66
●解約と解約返戻金について	67
●債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について	68
●被保険者によるご契約者への解除請求について	69
●管轄裁判所について	69
●税法上のお取扱いについて	70
●こんなときは、ただちにご連絡ください	73
●こんなときQ&A②	74

保険料のお払込みが困難になられたとき

ご契約後

保険料の負担を軽くしたいとき

■基本年金月額の減額

- 基本年金月額を少なくして以後の保険料を少なくする方法です。(当社所定の基本年金月額等を下回る場合等はお取扱いできません。)
- 減額部分に対応する解約返戻金があればご契約者にお支払いします。
なお、保険料払込期間中に基本年金月額を減額されても解約返戻金はありません。

基本年金月額の減額後、**3年以内**であれば、元のご契約へ戻す(復旧)請求ができます。



区分料率適用特約を付加されたご契約については、(32)ページ「区分料率適用特約を付加した主契約の基本年金月額の復旧」をあわせてご覧ください。

■特約の解約(ご契約に特約が付加されている場合)

- ご契約に付加されている特約を解約して以後の保険料を少なくする方法です。
(この場合、解約された特約の保障はなくなります。)
- 新保険料払込免除特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。



1. それぞれの方法のご利用には、第1回保険料のお払込み後等、当社所定の条件を満たすことが必要になります。
2. メンタル就労不能障害一時金額の減額はできません。
3. メンタル就労不能障害保障特則の解約はできません。
4. 途中から保険料のお払込みを中止してご契約を有効に継続する「払済保険への変更」や「延長保険への変更」のお取扱いはありません。



ご契約の見直しについて

ご契約後

保障内容の拡充について

保障内容を大きくするときには、次のような方法がご利用いただけます。

■追加契約

- 現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。現在のご契約は継続し、ご契約件数が増えることになります。
- 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
- 新しい保険のご契約時の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。

■特約中途付加

- 現在のご契約に被保険者の同意を得て、特約を中途付加して保障内容を充実させる方法です。
 - 新保険料払込免除特約を中途付加した場合の保険料は、契約日の年齢、保険料率により計算します。また、その際、契約日から中途付加時までの責任準備金が必要となります。
- ※メンタル就労不能障害保障特則の中途付加はできません。

注

1. 保障内容の拡充後の保険料はどの方法を利用するかによって異なります。
2. それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、当社所定の条件を満たすこと必要になります。
3. いずれの方法をご利用いただく場合も、改めて診査(または告知)が必要になります。健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。

他の保険種類への加入について

「他の保険種類への加入」とは、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年経過後において、現在のご契約の保険期間満了または解約の翌日から起算して1か月以内に、かつ当社所定の要件を満たせば、告知書の提出なしで新しい保険種類にご加入いただける制度です。

※保険契約の型がV型の場合、「他の保険種類への加入」の制度を利用できません。

ご契約の見直しにあたっては、条件等の詳しいことを必ず代理店または最寄りの課支社・本社までお問い合わせください。

ご契約の見直しについて
ご契約後について

ご契約後について

ご契約者・収入保障年金受取人・ 死亡時返戻金受取人の変更について

ご契約後

ご契約者の変更について

- ご契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得て、ご契約者を変更することができます。
- ご契約者を変更した場合は、ご契約についての一切の権利義務が新たなご契約者に引き継がれます。

収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の変更について

ご契約者は、収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人を変更することができます。収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の変更には次のような方法があります。

■ご契約者からのお申し出(通知)による収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の変更

- ご契約者は、収入保障年金・死亡時返戻金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当社にお申し出(通知)いただくことにより、収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人を変更することができます。

■遺言による収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の変更

- ご契約者は、収入保障年金・死亡時返戻金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、被保険者の同意を得て、収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へお申し出(通知)ください。

注

いずれの場合も当社がお申し出(通知)を受ける前に変更前の収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人に収入保障年金・死亡時返戻金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人から収入保障年金・死亡時返戻金の請求を受けても、当社はそのすでに支払った収入保障年金・死亡時返戻金を重複してはお支払いしません。

収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人が死亡された場合

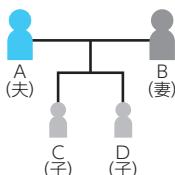
収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人が死亡されたときは、新しい収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人に変更していただきますので、最寄りの課支社または本社にただちにご連絡ください。

- 収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人が亡くなられた時以後、収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の変更手続きがとられていない間は、収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の死亡時の法定相続人が収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人となります。

※収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人となった人が2人以上いる場合は、収入保障年金・死亡時返戻金の受取割合は均等とします。

例)

ご契約者・被保険者 Aさん
収入保障年金受取人・
死亡時返戻金受取人 Bさん



- Bさん(収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人)が死亡し、収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人となります。

- その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合は、Cさん、Dさんが収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人となります。この場合、CさんとDさんの収入保障年金・死亡時返戻金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

注

保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にお申し出ください。

解約と解約返戻金について

ご契約後

ご契約を途中でおやめになると、多くの場合、解約返戻金があってもお払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されると、まったくないか、あってもごくわずかです。

ご契約の長期継続をおすすめします

- ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障等にお役にたつ貴重な財産ですから、大切にご継続ください。
- 保険料のお払込みが困難になられてご契約の解約をお考えでしたら、(64)ページ「保険料のお払込みが困難になられたとき」をお読みください。

解約返戻金について

- 生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部はご契約全体の年々の年金等のお支払いに、また他の一部は生命保険会社の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が年金等のお支払いや、販売、診査、証券作成等の経費にあてられますので、解約されたときの解約返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金の額はご契約時の年齢・性別・経過年(月)数等により異なります。
- 解約返戻金は年々増加していくものとは限りません。
被保険者のご契約時の年齢や保障額との関係等で下がることがあります。
- 効力を失ったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

解約について

- やむを得ずご契約を解約される場合には、最寄りの課支社または本社へお申し出いただき当社所定の書類をご提出ください。この場合、解約返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。
- 解約返戻金は、すべての必要書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- 主契約を解約されると、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。解約返戻金はご契約の種類、経過年(月)数等によって異なりますが、多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。
- 第1回保険料のお払込み前のご契約には、解約返戻金はありません。

[新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)に関するご注意]

保険料払込期間中に解約された場合には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短い場合、保険料払込期間満了後に、解約返戻金が発生する場合があります。(すべての保険料が払い込まれていないときは、解約返戻金はありません。)

解約返戻金があるときは、保険料払込期間満了後、解約返戻金は期間の経過とともに減少し、保険期間満了時には0円となります。

※メンタル就労不能障害保障特則、新保険料払込免除特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

- 解約返戻金は口座振込の方法でお支払いします。

債権者等による解約についてと 受取人によるご契約の存続について

ご契約後

差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約請求の通知が当社に到着したときから1か月を経過した日に効力を生じます。

年金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約のお申し出を行った場合でも、解約請求の通知が当社に到着した日において、次のすべてに該当する年金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- 年金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約請求の通知が当社に到着した日から1か月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約請求の通知が当社に到着した日に解約した場合の解約時支払額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対してお申し出いただくこと
(当社へのお申し出についても期間内に行うことが必要です。)

被保険者によるご契約者への解除請求について 管轄裁判所について

ご契約後

被保険者によるご契約者への解除請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約において、次のいずれかの事由に該当された場合には、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者からの解除の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要があります。(保険法第58条、第87条により適用)

- ①ご契約者または年金等の受取人が、年金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的でお支払事由を発生させた(未遂を含みます)とき
- ②年金等の請求に関し、年金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③その他、ご契約者または年金等の受取人に対する被保険者の信頼が損なわれ、ご契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、被保険者となることの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき

管轄裁判所について

●年金等または保険料の払込免除のご請求に関する訴訟については、当社の本社または受取人の住所地と同一の都道府県内にある課支社(同一の都道府県内に課支社がないときは最寄りの課支社)の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

被保険者によるご契約者への解除請求について／管轄裁判所について
債権者等による解約についてと受取人によるご契約の存続について

ご契約後について

税法上のお取扱いについて(2018年11月現在)

ご契約後

税法上のお取扱いについては、2018年11月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。個別のお取扱い等については、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご相談ください。

生命保険料控除について

1年間の正味払込保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除されますので、その分に応じて税金がお安くなります。

●生命保険料控除の対象となるご契約

申告される方が保険料を払い込んでおられ、かつ、保険金・年金・給付金等の受取人が次のいずれかの方であること。

- ・申告者ご本人
- ・申告者の配偶者その他のご親族

●生命保険料控除の対象となる保険料

1月から12月までにお払込みになられた保険料の合計額

生命保険料控除額について

課税対象額から控除されます

●所得税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額:それぞれ40,000円(全体の適用限度額:120,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 10,000円
40,000円をこえ80,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 20,000円
80,000円を超えるとき	一律40,000円

●住民税の一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料控除額

※適用限度額:それぞれ28,000円(全体の適用限度額:70,000円)

年間正味払込保険料	控除される額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/2 + 6,000円
32,000円をこえ56,000円以下のとき	年間払込保険料 × 1/4 + 14,000円
56,000円を超えるとき	一律28,000円

注

「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」は法律に基づいた当社所定の判定にて分類し、各生命保険料控除額を算出しています。

(例)

- ・「一般生命保険料」 …生存または死亡に基因して一定額の保険金、その他の給付金をお支払いする部分に係る保険料
- ・「介護医療保険料」 …介護医療保険契約等に係る保険料
- ・「個人年金保険料」 …個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約に係る保険料

■生命保険料控除の手続き

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下「控除証明書」といいます。)を発行します。

・給与所得者

「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して、勤務先に提出してください。

・申告納税者

確定申告の際、「確定申告書」に「控除証明書」を添付して、税務署に提出してください。

●生命保険料控除証明書

・年払・半年払契約

9月末日までお払込みの場合は、10月に「控除証明書」をお送りします。10月1日以降にお払込みの場合は入金確認後にお送りします。

・月払契約

口座振替扱でお払込みの場合、9月分の入金確認後「控除証明書」をお送りします。

年金等の税法上のお取扱いについて

●収入保障年金への課税について

ご契約者・被保険者と年金受取人の関係によって、次のとおり異なります。

契約形態	年金として受け取る場合		一時金として受け取る場合
	年金受給権取得時	毎年の年金受取時	
ご契約者と被保険者が同一の場合	相続税 (年金の評価額に対しての課税)		相続税
ご契約者と年金受取人が同一の場合	—		所得税 (雑所得)
ご契約者・被保険者・年金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税 (年金の評価額に対しての課税)		贈与税



収入保障年金受取人はご契約後変更できますが、第1回年金の支払事由発生後は変更できません。

●各年金等に関する非課税扱いについて

被保険者が受取人のときは、高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・就労不能障害年金・メンタル就労不能障害一時金には税金がかかりません。

●死亡時返戻金への課税について

ご契約者・被保険者と死亡時返戻金受取人の関係によって、次のとおり異なります。

契約形態	課税される税金
ご契約者と被保険者が同一の場合	相続税
ご契約者と死亡時返戻金受取人が同一の場合	所得税(一時所得)
ご契約者・被保険者・死亡時返戻金受取人がそれぞれ別人の場合	贈与税



死亡時返戻金受取人はご契約後変更できますが、被保険者が死亡された後は変更できません。

こんなときは、ただちにご連絡ください

ご契約後

- 次のようなときには、最寄りの課支社または当社お客さまサービスセンター（TEL:0120-324-386）にご連絡ください。

申込みの撤回	・契約の申込みを撤回(クーリング・オフ)したい	<しおり(14)>
保険料の払込み	・会社をやめて保険料が給与天引きできなくなった ・保険料の払込方法を変えたい ・保険料をまとめて払い込みたい ・保険料の振替口座を変更したい	<しおり(56)> <しおり(56)> <しおり(58)>
契約内容の変更	・保険料の払込みが困難になった ・保険料の負担を軽くしたい ・変更した契約内容を元に戻したい ・保障内容を大きくしたい ・途中から特約を付けたい ・ご契約者・収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人を変えたい ・収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人が死亡した ・引っ越しして住所が変わった ・町名・番地が変わった ・法人契約で被保険者が退職した ・ご契約者が死亡した ・姓が変わった ・名前を変えた ・法人契約で社名が変わった	<しおり(64)> <しおり(64)> <しおり(64)> <しおり(65)> <しおり(65)> <しおり(66)> <しおり(66)>
年金等の請求	・年金等を請求したい	<しおり(40)>
その他	・解約したい ・保険証券を紛失した	<しおり(67)>

[お願い]

- ご契約に関するご照会やご通知の際には、必ず保険証券の保険証券番号、ご契約者のご住所とお名前および被保険者のお名前をお知らせください。
●保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですから、大切に保管してください。

こんなときは、ただちにご連絡ください
税法上のお取扱いについて

ご契約後について

こんなときQ&A②

年金等の請求、ご住所・お名前等の変更手続き、解約手続きのお申し出、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせは、当社お客さまサービスセンターにてお受けします。

お客さま専用電話【無料】
携帯電話からもご利用いただけます

0120-324-386

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ご利用方法

- ・プライバシー保護のため、各種お申し出・お問い合わせは契約者(年金等請求の場合は受取人)さまご本人からご連絡ください。契約者さま以外の方にはお手続きの受付やご案内ができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・受付時には証券番号を確認させていただきます。お手元に保険証券等、証券番号がわかるものをご用意ください。

※「ご契約の見直しについて」の手続きは、代理店までお申し出ください。

お電話のみでお手続きが完了します



- 住所変更
- 控除証明書再発行
- ご契約のしおり・約款の再交付

手続き方法等のご相談を承ります



「こんな時、どうすれば?」と、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

- ・「保険証券を紛失してしまった」
- ・「うっかり、お金を銀行口座に入れ忘れ、契約が失効してしまった」
- ・「入院をしたが、給付金請求の手続きはどうすれば良いのだろう」

商品内容、ご契約内容のお問い合わせ



商品内容、ご契約内容等、各種お問い合わせを承ります。

- ・「商品内容をもう一度詳しく教えてほしい」
- ・「契約内容について改めて確認したい」

インターネットで請求についてのお申し出を受け付けます



- 改姓
- 保険料のお支払口座変更
- 死亡等の保険金請求

便利なインターネット手続き

URL <https://www.msa-life.co.jp>

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MEMO

約款をお読みいただく前に

◆約款中では、ご契約者と保険会社との契約内容を、基本的に「条」・「項」・「号」を用いて規定しております。

条…「第X条」と表記されています。

項…「X.」と表記されています。

号…「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙するところがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】会社の責任開始期 第2条（責任開始期）の規定の場合

第2条 第2条（責任開始期）

第1項

1. 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下同じ。）により申し込むことを要します。

第2項

2. 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。

（第3項から第5項は記載省略）

この「前項」とは、「第1項」を指します。

第6項

6. 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。

第1号

(1) 会社名

第2号

(2) 保険契約者の氏名または名称

（第3号以下は記載省略）

新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）普通保険約款

1. 用語の定義	3
第1条（用語の定義）	3
2. 会社の責任開始期	3
第2条（責任開始期）	3
3. 保険契約の型	3
第3条（保険契約の型）	3
4. 年金の支払	4
第4条（年金の支払）	4
第5条（年金の支払日および支払回数）	7
第6条（年金証書）	7
第7条（年金の一括支払）	7
第8条（戦争その他の変乱の場合の特例）	8
5. 保険料の払込免除	8
第9条（保険料の払込免除）	8
第10条（保険料の払込を免除しない場合）	8
第11条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）	9
6. 被保険者の死亡	9
第12条（被保険者の死亡）	9
7. 告知義務・保険契約の解除、無効および取消	9
第13条（告知義務）	9
第14条（告知義務違反による解除）	9
第15条（保険契約を解除できない場合）	10
第16条（不法取得目的による無効）	10
第17条（詐欺による取消）	10
8. 重大事由による解除	10
第18条（重大事由による解除）	10
9. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効	11
第19条（第1回保険料の払込および猶予期間）	11
第20条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）	11
第21条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）	12
第22条（第2回以後の保険料の払込）	12
第23条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）	12
第24条（保険料の払込方法（経路））	12
第25条（保険料の前納および一括払）	13
第26条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）	13
第27条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）	13
第28条（保険契約の失効）	13
10. 保険契約の復活	13
第29条（保険契約の復活）	13
11. 保険契約者の住所の変更	14
第30条（保険契約者の住所の変更）	14
12. 契約内容の変更	14
第31条（基本年金月額の減額）	14
第32条（原保険契約への復旧）	14
第33条（保険料払込方法（回数）の変更）	14
第34条（会社への通知による収入保障年金受取人の変更）	14
第35条（会社への通知による死亡時返戻金受取人の変更）	15
第36条（遺言による収入保障年金受取人の変更）	15
第37条（遺言による死亡時返戻金受取人の変更）	15
第38条（保険契約者の変更）	15
13. 保険契約の解約	15
第39条（保険契約の解約）	15
14. 解約返戻金	15
第40条（解約返戻金）	15
15. 年金等の受取人による保険契約の存続	16
第41条（年金等の受取人による保険契約の存続）	16
16. 契約者配当	16
第42条（契約者配当）	16
17. 保険契約者・収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の代表者	16
第43条（保険契約者・収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の代表者）	16
18. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	16
第44条（年齢の計算）	16
第45条（年齢および性別の誤りの処理）	17
19. 請求手続	17
第46条（請求手続）	17
20. 年金および解約返戻金等の支払の時期・場所等	18
第47条（年金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）	18
21. 時効	19
第48条（時効）	19
22. 被保険者の業務、転居および旅行	19
第49条（被保険者の業務、転居および旅行）	19
23. 管轄裁判所	19
第50条（管轄裁判所）	19
24. 契約内容の登録	19
第51条（契約内容の登録）	19
25. 他の保険種類への加入	20
第52条（他の保険種類への加入）	20
26. 特別条件特約を付加した場合の取扱	20
第53条（特別条件特約を付加した場合の取扱）	20
27. 年金支払特約を付加した場合の取扱	20
第54条（年金支払特約を付加した場合の取扱）	20
28. 特別取扱	21
第55条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	21
第56条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）	21
29. 法令等の改正に伴う支払事由の変更	21
第57条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）	21
30. 契約日指定に関する特則	21
第58条（特則の付加）	21
第59条（特則を付加した場合の取扱）	22

第60条（特則の解約）	22
31. メンタル就労不能障害保障特則	22
第61条（特則の付加）	22
第62条（メンタル就労不能障害一時金の支払）	22
第63条（特則における戦争その他の変乱の場合の特例）	23
第64条（特則保険料の払込）	23
第65条（特則の解約）	23
第66条（特則の解約返戻金）	23
第67条（年金に関する規定の準用）	23
別表1 請求書類	24
別表2 対象となる高度障害状態	26
別表3 対象となる身体障害の状態	26
備考（別表2、別表3）	26
別表4 対象となる不慮の事故	27
別表5 対象となる特定障害状態	28
備考〔別表5〕	28
別表6 障害等級1級の状態	46
別表7 公的介護保険制度	46
別表8 要介護2以上の状態	46
別表9 生活介護状態	46
備考〔別表9〕	47
別表10 特定就労不能障害年金の対象となる疾病	49
別表11 障害等級2級の状態	50
別表12 対象となる特定就労不能障害状態および対象 となる就労不能障害状態	51
備考〔別表12〕	53
別表13 障害等級1級の第10号の状態	54
別表14 障害等級2級の第16号の状態	54
別表15 対象となるメンタル就労不能障害状態	54
備考1 薬物依存	55

新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）普通保険約款

1. 用語の定義

第1条（用語の定義）

この普通保険約款において「基本年金月額」とは、収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金を支払う際に基準となる金額をいいます。ただし、基本年金月額が減額されたときは、減額後の金額をいいます。

2. 会社の責任開始期

第2条（責任開始期）

- 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。ただし、保険契約の申込は、会社所定の保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下同じ。）により申し込むことを要します。
- 前項の会社の責任開始期の属する日を「契約日」とします。ただし、保険料払込方法（回数）が月払の契約（以下「保険料月払契約」といいます。）の場合の契約日は、責任開始期の属する月の翌月1日とします。
- 保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。ただし、保険料月払契約において、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、年金の支払事由（この保険契約に付加されている特約および特則の保険金等の支払事由を含みます。）もしくは保険料の払込免除の事由が生じたときは被保険者が死亡したときは、前項ただし書きの規定にかかわらず、責任開始期の属する日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算します。
- 前項ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があれば保険契約者に払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、年金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
- 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を発行します。
- 前項の保険証券には、次の各号の事項を記載します。
 - 会社名
 - 保険契約者の氏名または名称
 - 被保険者の氏名
 - 収入保障年金受取人もしくは死亡時返戻金受取人の氏名または名称その他その受取人を特定するために必要な事項
 - この保険契約の年金の支払事由
 - 保険期間
 - 基本年金月額
 - 保険契約の型および最低支払保証期間
 - 保険料およびその払込方法
 - 契約日
 - 保険証券を作成した日

3. 保険契約の型

第3条（保険契約の型）

- この保険契約の型は、給付の種類に応じて次表のとおりとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

型	給付の種類
I型	収入保障年金 高度障害年金
II型	収入保障年金 高度障害年金 生活障害年金 生活介護年金

型	給付の種類
III型	収入保障年金 高度障害年金 生活障害年金 生活介護年金 特定就労不能障害年金
IV型	収入保障年金 高度障害年金 生活障害年金 生活介護年金 就労不能障害年金
V型	高度障害年金 生活障害年金 生活介護年金 就労不能障害年金

2. 前項により指定された保険契約の型は、保険期間の途中で変更することはできません。

4. 年金の支払

第4条（年金の支払）

1. 会社は、次表の規定により、収入保障年金または高度障害年金を支払います。ただし、保険契約の型がV型の場合、収入保障年金の支払はありません。

名称	年金を支払う場合（以下「年金の支払事由」といいます。）	支払額	受取人	年金の支払事由に該当しても年金を支払わない場合
収入保障年金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	基本年金月額と同額	収入保障年金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とし、復旧が行われた場合の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 収入保障年金受取人の故意。ただし、その受取人が収入保障年金の一部の受取人であるときは、収入保障年金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の収入保障年金受取人に支払います。
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態（別表2に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	基本年金月額と同額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

2. 保険契約の型がⅡ型、Ⅲ型、Ⅳ型またはⅤ型の場合、会社は次表の規定により、生活障害年金または生活介護年金を支払います。

名称	年金の支払事由	支 払 額	受 取 人	年金の支払事由に該当しても年金を支払わない場合
生活障害年金	<p>被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に次の各号のいずれかに該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより次の各号のいずれかに該当したときを含みます。</p> <p>(1) 国民年金法にもとづき、障害等級1級の状態（別表6に定めるところによります。以下同じ。）に該当していると認定されたとき</p> <p>(2) 特定障害状態（別表5に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき</p>	基本年金月額と同額	被保険者	<p>被保険者が次のいずれかにより国民年金法にもとづく障害等級1級の状態に該当していると認定されたときまたは特定障害状態に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者の故意</p> <p>(2) 被保険者の故意</p>
生活介護年金	<p>被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に次の各号のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) 公的介護保険制度（別表7に定めるところによります。以下同じ。）に定める要介護2以上の状態（別表8に定めるところによります。以下同じ。）に該当していると認定されたとき</p> <p>(2) 満65歳未満の被保険者について、次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき</p> <p>① 生活介護状態（別表9に定めるところによります。以下同じ。）に該当したこと</p> <p>② 生活介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あること</p>	基本年金月額と同額	被保険者	<p>被保険者が次のいずれかにより公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたときまたは生活介護状態に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存（備考1に定めるところによります。以下同じ。）</p>

3. 保険契約の型がⅢ型の場合、会社は次表の規定により、特定就労不能障害年金を支払います。

名称	年金の支払事由	支払額	受取人
特定就労不能障害年金	<p>被保険者が責任開始期以後に発生した疾病を原因として、保険期間中に次の各号のいずれかに該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった疾病と因果関係のない疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより次の各号のいずれかに該当したときを含みます。</p> <p>(1) 特定就労不能障害年金の対象となる疾病（別表10に定めるところによります。以下同じ。）を発病し、その疾病を直接の原因として、国民年金法にもとづき、障害等級2級の状態（別表11に定めるところによります。以下同じ。）に該当していると認定されたとき</p> <p>(2) 特定就労不能障害年金の対象となる疾病を発病し、その疾病を直接の原因として、特定就労不能障害状態（別表12に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき</p>	基本年金月額と同額	被保険者

4. 保険契約の型がIV型またはV型の場合、会社は次表の規定により、就労不能障害年金を支払います。

名称	年金の支払事由	支払額	受取人	年金の支払事由に該当しても年金を支払わない場合
就労不能障害年金	<p>被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に次の各号のいずれかに該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わることにより次の各号のいずれかに該当したときを含みます。</p> <p>(1) 国民年金法にもとづき、障害等級2級の状態に該当していると認定されたとき</p> <p>(2) 就労不能障害状態（別表12に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき</p>	基本年金月額と同額	被保険者	<p>被保険者が次のいずれかにより国民年金法にもとづく障害等級2級の状態に該当していると認定されたときまたは就労不能障害状態に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の薬物依存</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

5. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態、特定障害状態、生活介護状態もしくは就労不能障害状態に該当した場合、国民年金法にもとづく障害等級1級の状態もしくは障害等級2級の状態に該当していると認定された場合、公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定された場合または責任開始期前に発生した疾病を原因として特定就労不能障害年金の対象となる疾病を発病した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。

- (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
- (2) 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

6. 年金が支払われる場合には、その年金の支払事由発生日以後、年金の受取人が保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

7. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、収入保障年金を支払います。ただし、保険契約の型がV型の場合を除きます。

8. 被保険者が、保険期間満了日において、高度障害状態、特定障害状態、特定就労不能障害状態または就労不能障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、高度障害年金、生活障害年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金が支払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその

状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間満了日に高度障害状態、特定障害状態、特定就労不能障害状態または就労不能障害状態に該当したものとみなして第1項から第4項までの規定を適用します。

9. 被保険者が、保険期間中に生活介護状態に該当し、生活介護状態がその該当した日から保険期間満了日まで継続しているにもかかわらず、その継続日数が保険期間満了日において180日に満たないことにより、生活介護年金が支払われない場合でも、その後も引き続きその状態が継続し、かつ、その継続日数が180日以上となったときは、保険期間満了日にその継続日数が180日以上となったものとみなして第2項の規定を適用します。
10. 年金の支払事由が発生したときは、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに年金の支払事由が発生したときは、その払込期月）以後の保険料の払込を要しません。
11. 年金が支払われる場合には、年金の支払事由発生日以後、第31条（基本年金月額の減額）、第32条（原保険契約への復旧）、第34条（会社への通知による収入保障年金受取人の変更）第1項、第36条（遺言による収入保障年金受取人の変更）および第38条（保険契約者の変更）の規定は適用しません。
12. 収入保障年金を支払う前に高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金の請求を受け、第1回の高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金が支払われる場合には、会社は、収入保障年金を支払いません。また、第1回の収入保障年金が支払われた場合には、その支払後に高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
13. 第1回の高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金が支払われた場合には、その支払後に高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
14. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項から第4項までの規定にかかわらず、保険契約者を高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金の受取人とします。
15. 保険契約の型がV型の場合で、保険契約者が法人のときは、第1項、第2項および第4項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または就労不能障害年金の受取人とします。ただし、死亡時返戻金受取人が指定されているときは、保険契約者が法人で、かつ、死亡時返戻金受取人（死亡時返戻金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合に限ります。
16. 第1項の「年金の支払事由に該当しても年金を支払わない場合」に該当したことにより、収入保障年金が支払われない場合には、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います（なお、収入保障年金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合、その受取人が収入保障年金の一部の受取人であるときは、収入保障年金が支払われない部分にかかる責任準備金を保険契約者に支払います。）。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、収入保障年金が支払われない場合には、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。
17. 高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金の受取人は、第1項から第4項まで、第14項または第15項に定める者以外には変更することはできません。

第5条（年金の支払日および支払回数）

1. 年金の支払日については、次のとおりとします。
 - (1) 第1回の年金
年金の支払事由発生日
 - (2) 第2回以後の年金
第1回の年金の支払日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。）
2. 年金を支払う最低の支払期間（以下本条において「最低支払保証期間」といいます。）は、会社所定の範囲内で定めます。
3. 年金の支払は、保険期間満了日の直前の年金の支払日（保険期間満了日が年金の支払事由発生日の月単位の応当日の場合には、保険期間満了日）までとします。ただし、年金の支払事由発生日から保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合には、最低支払保証期間の年数に12を乗じた回数まで年金を支払います。

第6条（年金証書）

会社は、第1回の年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に交付します。

第7条（年金の一括支払）

1. 第1回の年金の支払事由発生日以後、年金の受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、

未払年金の現価に相当する金額を一括して支払います。

2. 年金の受取人は、前項の未払年金の現価に相当する金額を一時金で受け取る方法に代えて、会社の定める取扱範囲内で、すえ置いて受け取る方法または年金支払特約により年金で受け取る方法を選択することができます。ただし、元金および受取額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、これらの受取方法は取り扱いません。
3. 第1項の一括支払が行われた場合には、この保険契約は消滅します。

第8条（戦争その他の変乱の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡しましたは高度障害状態、特定障害状態、生活介護状態もしくは就労不能障害状態に該当した場合、国民年金法にもとづく障害等級1級の状態もしくは障害等級2級の状態に該当していると認定された場合または公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定された場合に、戦争その他の変乱により死亡しましたは高度障害状態、特定障害状態、生活介護状態もしくは就労不能障害状態に該当しましたは国民年金法にもとづく障害等級1級の状態もしくは障害等級2級の状態に該当していると認定されまたは公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定された被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または就労不能障害年金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。
2. 前項において、収入保障年金を支払わないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合には、責任準備金の支払はありません。

5. 保険料の払込免除

第9条（保険料の払込免除）

1. 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当した場合には、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに身体障害の状態に該当した場合には、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。
2. 前項の場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
3. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として身体障害の状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - (1) 原因となった傷害について、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたとき
 - (2) 原因となった傷害について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
5. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
 - (1) 基本年金月額の減額
 - (2) 原保険契約への復旧
 - (3) 保険料払込方法（回数）の変更
6. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

第10条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第11条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

6. 被保険者の死亡**第12条（被保険者の死亡）**

1. 保険契約の型がV型の場合で、年金の支払事由が生じる前に被保険者が死亡したときには、被保険者が死亡した時に、保険契約は消滅したものとします。
2. 前項の場合、会社は、被保険者が死亡した日における解約返戻金があるときは、これと同額の死亡時返戻金を、第5項に定める死亡時返戻金受取人に支払います。
3. 前項の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより死亡した場合には、会社は、死亡時返戻金を支払いません。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - (2) 保険契約者の故意
 - (3) 死亡時返戻金受取人の故意。ただし、その受取人が死亡時返戻金の一部の受取人であるときは、死亡時返戻金のうち、その受取人に支払われるべきであった額を除いた残額を他の死亡時返戻金受取人に支払います。
4. 前項の場合、会社は、被保険者が死亡した日における解約返戻金を保険契約者に支払います（なお、前項第3号ただし書きの場合、死亡時返戻金が支払われない部分にかかる解約返戻金を保険契約者に支払います。）。ただし、第1回保険料が払い込まれていない場合または保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡時返戻金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の支払はありません。
5. 死亡時返戻金受取人は、保険契約締結の際、保険契約者が被保険者の同意を得て指定するものとします。
6. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、保険契約は消滅したものとし、第2項から第5項までの規定を適用します。
7. 保険契約の型がI型、II型、III型もしくはIV型の場合または保険期間と保険料払込期間が同一の保険契約の場合には、この普通保険約款の死亡時返戻金の支払および死亡時返戻金受取人に関する規定は適用しません。

7. 告知義務・保険契約の解除、無効および取消**第13条（告知義務）**

次の(1)から(3)までのそれぞれの場合、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 保険契約の締結
- (2) 保険契約の復活
- (3) 原保険契約への復旧

第14条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分。以下本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、年金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、年金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に年金を支払っていたときは、年金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、年金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となつた事実によらないことを、保険契約者（第46条（請求手続）第4項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求する場合には、その代理人を含みます。以下第4項において同じ。）、被保険者または年金の受取人（第46条（請求手続）第4項の規定により、年金の受取人の代理人が年金を請求する場合には、その代理人を含みます。以下第4項において同じ。）が証明したときは、年金の支払または保

険料の払込免除を行います。

4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、年金の受取人または死亡時返戻金受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第15条（保険契約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより年金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、保険契約を解除することができます。

第16条（不法取得目的による無効）

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に年金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または復旧が行われた場合には、その保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分）は無効とし、会社は、既に受け取った保険料は払いもどしません。

第17条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結、復活または復旧が行われた場合には、会社は、その保険契約（復旧の場合には、その際の復旧部分）を取り消すことができるものとし、取り消したときには、既に受け取った保険料は払いもどしません。

8. 重大事由による解除

第18条（重大事由による解除）

1. 会社は、次のいずれかの場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（収入保障年金または死亡時返戻金の場合は被保険者を除きます。）、年金の受取人または死亡時返戻金受取人がこの保険契約の年金または死亡時返戻金を詐取する目的または他人にこの保険契約の年金または死亡時返戻金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) この保険契約の年金または死亡時返戻金の請求に関し、年金の受取人または死亡時返戻金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
 - (3) 保険契約者、被保険者、年金の受取人または死亡時返戻金受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者、年金の受取人または死亡時返戻金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者、年金の受取人または死亡時返戻金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者、年金の受取人または死亡時返戻金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由があるとき
2. 会社は、年金の支払事由もしくは保険料の払込免除の事由が生じた後または被保険者が死亡した後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が年金の受取人のみであり、かつ、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その受取人に支払われるべき年金をいいます。以下本項において同じ。）の支払もしくは保険料の払込免除事由による保険料の払込免除または被保険者が死亡した場合の死亡時返戻金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が死亡時返戻金受取人のみであり、かつ、その死亡時返戻金受取人が死亡時返戻金の一部の受取人であるときは、死亡時返戻金のうち、その受取人に支払われるべき死亡時返戻金をいいます。以下本項において同じ。）の支払を行いません。また、この場合に既に年金または死亡時返戻金を支払っていたときは、年金または死亡時返戻金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者（第46条（請求手続）第4項の規定により、保険契約者の代理人が保険料の払込免除を請求する場合には、その代理人を含みます。以下本項において同じ。）に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者、年金の受取人（第46条（請求手続）第4項の規定により、年金の受取人の代理人が年金を請求する場合には、その代理人を含みます。）または死亡時返戻金受取人に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合には、会社は、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金の支払事由発生日前
解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) 年金の支払事由発生日以後
第7条（年金の一括支払）に定める未払年金の現価に相当する金額を年金の受取人に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定により保険契約を解除した場合で、年金または死亡時返戻金受取人の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金または死亡時返戻金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない年金または死亡時返戻金に対応する部分については前項の規定を適用します。

9. 保険料の払込・第1回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効・保険契約の失効

第19条（第1回保険料の払込および猶予期間）

1. 第1回保険料の払込期間は、責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4. 保険料払込方法（回数）が年払の契約（以下「保険料年払契約」といいます。）または半年払の契約（以下「保険料半年払契約」といいます。）について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（年金を支払うときは、年金の受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したときまたは1回目の年金が支払われるとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 基本年金月額が減額されたとき

第20条（第1回保険料の払込前の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第1回保険料（この保険契約およびこの保険契約に付加されている特約の保険料の合計額をいいます。以下本項において同じ。）の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに年金の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を年金から差し引きます。

2. 前項の場合に会社の支払う金額が第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）に不足するときは、会社は、年金を支払いません。
3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（第2回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第21条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当する場合を除きます。
2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の支払はありません。

第22条（第2回以後の保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料を、その払込期間中、毎回、第24条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - (1) 保険料月払契約
契約日の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の初日から末日まで
2. 保険料年払契約または保険料半年払契約について、次の各号に該当した場合には、会社は、その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する保険料（第3号に該当した場合は、その減額部分に対応する保険料）を保険契約者（年金を支払うときは、年金の受取人）に払いもどします。
 - (1) 保険契約が消滅したときまたは1回目の年金が支払われるとき。ただし、保険契約者の故意による被保険者の死亡、不法取得目的による無効または詐欺による取消の場合は除きます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 基本年金月額が減額されたとき

第23条（払込期月中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 払込期月における契約日の応当日の前日までに保険料が払い込まれている場合、その応当日の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金の支払事由発生後は、年金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月における契約日の応当日以後末日までに年金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、次に定めるところによります。
 - (1) 年金の支払事由が生じたとき
未払込の保険料を年金から差し引きます。この場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、会社は、年金を支払いません。
 - (2) 保険料の払込免除の事由が生じたとき
保険契約者は、猶予期間満了の日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第24条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 会社の派遣した集金担当者に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。）
 - (4) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (6) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 前項第3号の払込方法（経路）による場合で払込期月内に保険料の払込がないときは、猶予期間内に会社

の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金担当者を派遣します。

3. 保険料月払契約について、第1項第3号の払込方法（経路）による場合で猶予期間中の未払込の保険料があるときは、その保険料の払込があった後に払込期月の保険料を集金します。
4. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、第1項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
5. 第1項第3号から第6号までのいずれかの払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が他の払込方法（経路）に変更するまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定する場所に払い込んでください。

第25条（保険料の前納および一括払）

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、将来の保険料を前納することができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 会社の定める利率で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料前納分として領収した金額（以下「前納保険料」といいます。）は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、契約日の年単位の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
 - (3) 保険料前納期間が満了した場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を次期以後の保険料に順次充当します。
 - (4) 保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（年金の支払事由発生後は、年金の受取人）に払いもどします。
2. 保険料月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。この場合、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 一括して払い込む保険料が3か月分以上あるときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
 - (2) 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中翌月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに保険料の払込を要しなくなったときは、当月）以後の分があるときは、前号の割合で精算し、その額を保険契約者（年金の支払事由発生後は、年金の受取人）に払いもどします。

第26条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
 - (1) 保険料月払契約
払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 保険料年払契約または保険料半年払契約
払込期月の翌月初日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（払込期月の契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日のときは、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 保険料月払契約において、第2条（責任開始期）第3項ただし書きの規定により、責任開始期の属する日を契約日とするときは、前項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第19条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第27条（第2回以後の保険料の猶予期間中の保険事故等と保険料の取扱）

1. 第2回以後の保険料の猶予期間中に年金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込の保険料を年金から差し引きます。
2. 前項の年金の支払事由が生じた場合に会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、会社は、年金を支払いません。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料の払込免除の事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間満了日までに、未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

第28条（保険契約の失効）

第2回以後の保険料の猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

10. 保険契約の復活

第29条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約

を復活することができます。ただし、既に保険契約が解約されたときを除きます。

2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、保険契約が効力を失わずに継続していた場合に払い込まれるべき保険料に相当する額（以下「復活に必要な保険料」といいます。）を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
 - ① 保険契約の復活を承諾した後に復活に必要な保険料を受け取った場合
復活に必要な保険料を受け取った時
 - ② 復活に必要な保険料を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
復活に必要な保険料を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
 - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。

11. 保険契約者の住所の変更

第30条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社に通知してください。
2. 前項の通知がなく、変更後の保険契約者の住所または通信先が確認できなかつた場合、会社の知つた最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとします。

12. 契約内容の変更

第31条（基本年金月額の減額）

1. 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、将来に向かって、基本年金月額を減額することができます。ただし、減額後の基本年金月額が会社の定める金額を下回る場合には、会社は、基本年金月額の減額は取り扱いません。
2. 会社が基本年金月額の減額を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 減額部分に対応する解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
 - (2) 基本年金月額の減額は、減額の請求書類を会社が受け付けた時から効力を生じます。
3. 保険料払込期間中に基本年金月額が減額されたときは、将来の保険料を改めます。
4. 基本年金月額が減額されたときは、保険証券に表示します。

第32条（原保険契約への復旧）

1. 保険契約者は、基本年金月額を減額した日からその日を含めて3年以内であれば、会社の承諾を得て、原保険契約に復旧することができます。
2. 会社が原保険契約への復旧を承諾した場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
 - (2) 会社は、次に定める時から復旧部分について保険契約上の責任を負います。
 - ① 原保険契約への復旧を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に原保険契約への復旧を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
3. 原保険契約へ復旧されたときは、保険証券に表示します。

第33条（保険料払込方法（回数）の変更）

保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第34条（会社への通知による収入保障年金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、収入保障年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、収入保障年金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社が変更前の収入保障年金受取人に収入保障年金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の収入保障年金受取人から収入保障年金の請求を受けても、会社は、その既に支払った収入保障年金を重複しては支払いません。
3. 収入保障年金の支払事由の発生以前に収入保障年金受取人が死亡したときは、その法定相続人を収入保障年金受取人とします。
4. 前項の規定により収入保障年金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、収入保障年金受取人になった者のうち生存している他の収入保障年金受取人をその受取人とします。

5. 年金の支払事由が生じた日から最終回の年金の支払日までの間に、年金の受取人が死亡したときは、年金の受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で年金の受取人の死亡時に生存している者を年金の受取人とします。
6. 前3項の規定により年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
7. 収入保障年金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第35条（会社への通知による死亡時返戻金受取人の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得て、会社に通知することにより、死亡時返戻金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社が変更前の死亡時返戻金受取人に死亡時返戻金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の死亡時返戻金受取人から死亡時返戻金の請求を受けても、会社は、その既に支払った死亡時返戻金を重複しては支払いません。
3. 被保険者の死亡以前に死亡時返戻金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡時返戻金受取人とします。
4. 前項の規定により死亡時返戻金受取人となった者が死亡した場合に、その者の法定相続人がいないときは、死亡時返戻金受取人になった者のうち生存している他の死亡時返戻金受取人をその受取人とします。
5. 前2項の規定により死亡時返戻金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 死亡時返戻金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第36条（遺言による収入保障年金受取人の変更）

1. 第34条（会社への通知による収入保障年金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、収入保障年金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、収入保障年金受取人を変更することができます。
2. 前項の収入保障年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による収入保障年金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 収入保障年金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第37条（遺言による死亡時返戻金受取人の変更）

1. 第35条（会社への通知による死亡時返戻金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時返戻金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡時返戻金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
3. 前2項による遺言による死亡時返戻金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 死亡時返戻金受取人が変更されたときは、保険証券に表示します。

第38条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

13. 保険契約の解約

第39条（保険契約の解約）

保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、その解約返戻金を請求することができます。

14. 解約返戻金

第40条（解約返戻金）

1. この保険契約の解約返戻金は、次の各号のとおりとします。
 - (1) 保険料払込期間中の保険契約
解約返戻金はありません。
 - (2) 保険料払込期間経過後の保険契約
解約返戻金は、経過年月数により会社の定める方法で計算します。
2. 前項第2号にかかるわらず、次の各号に定める日が、保険料払込期間経過後に属する場合でも、保険料払込期間中の保険料がすべて払い込まれていないときには、保険料払込期間中の保険契約とみなし、解約返戻

金はないものとします。

- (1) 告知義務違反による解除および重大事由による解除
　　保険契約を解除する旨の通知が到達した日
- (2) 保険契約の失効
　　猶予期間満了日の翌日
- (3) 基本年金月額の減額
　　別表1に定める請求書類が会社に到着した日
- (4) 保険契約の解約
　　別表1に定める請求書類が会社に到着した日
- (5) 第41条（年金等の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による保険契約の解約
　　解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日
- (6) 死亡時返戻金の支払および第12条（被保険者の死亡）第4項の規定による解約返戻金の支払
　　被保険者が死亡した日

15. 年金等の受取人による保険契約の存続

第41条（年金等の受取人による保険契約の存続）

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下本条において「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約請求の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約請求が通知された場合でも、その通知の時において次の各号のすべてを満たす年金の受取人または死亡時返戻金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、その解約請求の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下本条において「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由が生じ、会社が年金を支払うべきときは、その1回目の年金の額（1回目の年金額が解約時支払額よりも少額のときは、1回目の年金の額と未払年金の現価に相当する金額の合計額とします。以下同じ。）を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、1回目の年金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、年金の受取人に支払います。
4. 第1項の解約請求の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、被保険者が死亡し、会社が死亡時返戻金を支払うべきときは、その死亡時返戻金の額を限度に、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、死亡時返戻金の額から解約時支払額を差し引いた残額を、死亡時返戻金受取人に支払います。

16. 契約者配当

第42条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

17. 保険契約者・収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の代表者

第43条（保険契約者・収入保障年金受取人・死亡時返戻金受取人の代表者）

1. 保険契約者、収入保障年金受取人または死亡時返戻金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者、他の収入保障年金受取人または他の死亡時返戻金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者、収入保障年金受取人または死亡時返戻金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。
3. 保険契約者が2人以上あるときは、連帯して責任を負うものとします。

18. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第44条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第45条（年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢または性別に誤りがあった場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢または性別が、会社の定める取扱範囲外のときは、保険契約は無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- (2) 前号以外のときは、実際の年齢または性別に基づいて会社の定める方法により計算した金額の授受等の取扱をし、保険契約は継続します。

19. 請求手続**第46条（請求手続）**

1. 年金の支払事由もしくは保険料の払込免除の事由が生じたときまたは被保険者が死亡したときは、保険契約者またはその年金の受取人もしくは死亡時返戻金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. この普通保険約款にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者、収入保障年金受取人および死亡時返戻金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の年金の全部もしくは死亡時返戻金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、特定就労不能障害年金、就労不能障害年金または死亡時返戻金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金（以下本条において「高度障害年金等」といいます。）の受取人が高度障害年金等を請求できないときまたは被保険者と保険契約者が同一の場合で、その保険契約者が保険料の払込免除を請求することができないときは、次の者が高度障害年金等の受取人または保険契約者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）として高度障害年金等または保険料の払込免除の請求をすることができます。ただし、高度障害年金等の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 保険契約者が、被保険者の同意を得て、次の①または②の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）。ただし、請求時においてもその者が次の①または②の範囲内の者であることを要します。
 - ① 次の範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
 - エ. 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ② 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、高度障害年金等の受取人または保険契約者のために高度障害年金等または保険料の払込免除を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - ア. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前①エに掲げる以外の者
 - イ. 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - ウ. その他前アおよびイに掲げる者と同等の特別の事情がある者として会社が認めた者
 - (2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号①または②の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別の事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。
 - ① 収入保障年金受取人または死亡時返戻金受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。）
 - ② 前①に該当する者がいない場合または前①に該当する者が本項の請求をすることができない特別の事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ③ 前①もしくは②に該当する者がいない場合または前①もしくは②に該当する者が本項の請求をすることができない特別の事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

5. 前項の規定にかかわらず、代理請求人の故意により高度障害年金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、その者は代理請求人としての取扱を受けることができません。
6. 第4項の規定により、代理請求人が高度障害年金等または保険料の払込免除を請求するときは、特別の事情を示す書類および別表1に定める請求書類を提出してください。
7. 第4項および前項の規定により、高度障害年金等が代理請求人に支払われた場合には、その支払後にその高度障害年金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
8. 保険契約者またはその承継人は、別表1に定める請求書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更または解除することができます。ただし、指定代理請求人を変更する場合、変更後の指定代理請求人は、第4項第1号に定める範囲内の者であることを要します。
9. 前項の場合、指定代理請求人の変更または解除について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

20. 年金および解約返戻金等の支払の時期・場所等

第47条（年金および解約返戻金等の支払の時期・場所等）

1. 年金および解約返戻金等の支払金は、必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した支社もしくは支店で支払うか、または会社の指定した方法により支払います。
2. 年金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、前項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて60日を経過する日とします。
 - (1) 年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡または第4条（年金の支払）に定める高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金もしくは就労不能障害年金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 年金の支払事由に該当しても年金を支払わない場合に該当する可能性がある場合
年金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第18条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無
または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、年金を支払うべき期限は、第1項の必要な書類が会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
4. 前2項の場合、会社は、年金を請求した者に通知します。
5. 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負

わず、その間は年金を支払いません。

6. 死亡時返戻金の支払または保険料の払込免除の請求に際しては、本条の規定を準用します。

21. 時効

第48条（時効）

年金、死亡時返戻金もしくは解約返戻金等の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

22. 被保険者の業務、転居および旅行

第49条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

23. 管轄裁判所

第50条（管轄裁判所）

1. この保険契約における年金または死亡時返戻金の請求に関する訴訟については、会社の本店または年金の受取人もしくは死亡時返戻金受取人（年金の受取人または死亡時返戻金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社もしくは支店（同一の都道府県内に支社または支店がないときは、最寄りの支社または支店）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

24. 契約内容の登録

第51条（契約内容の登録）

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 第1保険年度における年金の現価に相当する額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とできるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」

と読み替えます。

25. 他の保険種類への加入

第52条（他の保険種類への加入）

責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて被保険者であった者は、保険期間満了日または解約日の翌日からその日を含めて1か月以内であれば、会社の承諾を得て、他の保険種類に加入することができます。

26. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第53条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

2019年6月2日以後に締結されたこの保険契約に特別条件特約が付加されている場合、特別条件特約条項第21条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）の規定にかかわらず、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第1号本文および第1号①の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金の支払事由に該当したときは」と、「支払うべき保険金額」を「支払うべき基本年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「基本年金月額」と読み替えます。
- (3) 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 特別条件特約条項第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、次のとおり取り扱います。

① 主たる保険契約の普通保険約款の備考〔別表5〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとします。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

- ② 国民年金法にもとづき複数の障害の状態により障害等級1級の状態に認定される場合でも、視力に係る障害の状態は含まないものとします。
- ③ 「特定障害状態もしくは特定就労不能障害状態」を「特定障害状態、特定就労不能障害状態もしくは就労不能障害状態」と読み替えます。
- (5) 主契約の保険料払込期間中は、特別条件特約条項第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

27. 年金支払特約を付加した場合の取扱

第54条（年金支払特約を付加した場合の取扱）

2019年6月2日以後に締結されたこの保険契約に年金支払特約が付加されている場合、年金支払特約条項第23条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）の規定にかかわらず、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 収入保障年金等（収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金とします。）の未払年金の一括支払を請求するときに限り、その未払年金の現価に相当する額の全部または一部を年金基金に充当します。
- (2) 年金支払特約条項第1条（特約の締結）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. この特約は保険契約者（収入保障年金等（収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金とします。以下同じ。）の支払事由

発生後は収入保障年金等の受取人）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、収入保障年金等の未払年金の現価に相当する額（収入保障年金等とともに支払われる金銭を含みます。以下同じ。）の一時支払に代えてその額を年金で支払います。

- (3) 年金支払特約条項第2条（年金基金の設定）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 1. この特約が締結されたときは、収入保障年金等の未払年金の現価に相当する額の一時支払をする時（収入保障年金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、収入保障年金等の未払年金の現価に相当する額の全部または一部を年金基金に充当します。
- (4) 年金支払特約条項第5条（年金支払日および年金受取人）第3号、年金支払特約条項第9条（特約の消滅）、年金支払特約条項第10条（年金支払の内容の変更）第1項および年金支払特約条項第12条（特約の解約）第1項の適用に際しては、「保険金」を「収入保障年金等」と読み替えます。

28. 特別取扱

第55条（デビットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、デビットカード（日本デビットカード推進協議会の会員である金融機関等が発行する預貯金口座に係るカードのうち、当該カードの発行者によりデビットカード取引契約の締結に係る機能を付与されているものをいいます。以下同じ。）を使用して保険料等（第1回保険料、第1回保険料相当額、第2回以後の保険料および契約変更の際に払い込むべき金額等をいいます。以下同じ。）を払い込むことができます。
2. 前項の場合、口座引落確認を表す電文がデビットカードの端末機に表示された時に保険料等を受け取ったものとします。

第56条（クレジットカードにより保険料等を払い込む場合の取扱）

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）を使用して保険料等を払い込むことができます。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
3. 保険料等をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料等相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認をした後でも、次のすべてを満たす場合には、第3項の規定を適用しません。この場合、保険契約者は他の方法で保険料等を払い込むことを要します。
 - (1) 会社がカード会社から保険料等相当額を領収できないこと
 - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料等相当額を支払っていないこと

29. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第57条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

1. 国民年金法、介護保険法またはその他関連する法令等（以下本条において「法令等」といいます。）の改正があった場合で特に必要と認めたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の生活障害年金、生活介護年金、特定就労不能障害年金または就労不能障害年金（以下本条において「生活障害年金等」といいます。）の支払事由を法令等の改正に適した内容に変更することができます。
2. 前項の規定により、生活障害年金等の支払事由を変更するときは、会社は、生活障害年金等の支払事由を変更する日（以下本条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知できない場合には、変更日前に通知します。

30. 契約日指定に関する特則

第58条（特則の付加）

この特則は、保険料月払契約の締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この保険契約に付加して締結します。

第59条（特則を付加した場合の取扱）

- この特則が付加された場合には、第2条（責任開始期）第2項ただし書きの規定にかかわらず、契約日は責任開始期の属する日とします。
- 前項の場合、第26条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）第1項第1号の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第19条（第1回保険料の払込および猶予期間）第2項に定める第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

第60条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

31. メンタル就労不能障害保障特則

第61条（特則の付加）

- この特則は、この保険契約の締結の際、保険契約者より申出があり、かつ、会社がそれを承諾した場合に、この保険契約に付加して締結します。
- この特則が付加された場合、メンタル就労不能障害一時金額を保険証券に記載します。

第62条（メンタル就労不能障害一時金の支払）

- この特則が付加された場合、会社は次表の規定により、メンタル就労不能障害一時金を支払います。

名称	メンタル就労不能障害一時金を支払う場合 (以下「一時金の支払事由」といいます。)	支 払 額	受 取 人	一時金の支払事由に該当しても一時金を支払わない場合
メンタル就労不能障害一時金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に次の各号のいずれかに該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病(責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする障害状態が新たに加わることにより次の各号のいずれかに該当したときを含みます。 (1) 国民年金法にもとづき、障害等級1級の第10号の状態(別表13に定めるところによります。以下同じ。)または障害等級2級の第16号の状態(別表14に定めるところによります。以下同じ。)に該当していると認定されたとき (2) メンタル就労不能障害状態(別表15に定めるところによります。以下同じ。)に該当したとき	メンタル就労不能障害一時金額	高度障害年金の受取人	被保険者が次のいずれかにより国民年金法にもとづく障害等級1級の第10号の状態もしくは障害等級2級の第16号の状態に該当していると認定されたときまたはメンタル就労不能障害状態に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

- 被保険者が責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因としてメンタル就労不能障害状態に該当した場合または国民年金法にもとづく障害等級1級の第10号の状態もしくは障害等級2級の第16号の状態に該当していると認定された場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
 - 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第13条(告知義務)の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害または疾病を知っていたとき
 - 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 被保険者が、保険期間満了日において、メンタル就労不能障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、メンタル就労不能障害一時金が支払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間満了日にメンタル就労不能障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
- メンタル就労不能障害一時金の支払は、保険期間を通じて1回のみとします。メンタル就労不能障害一時

金が支払われた場合、この特則は消滅します。

5. 年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特則は消滅します。

第63条（特則における戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱によりメンタル就労不能障害状態に該当した場合または国民年金法にもとづく障害等級1級の第10号の状態もしくは障害等級2級の第16号の状態に該当していると認定された場合に、戦争その他の変乱によりメンタル就労不能障害状態に該当した場合は国民年金法にもとづく障害等級1級の第10号の状態もしくは障害等級2級の第16号の状態に該当していると認定された被保険者の数の増加がこの特則の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、メンタル就労不能障害一時金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

第64条（特則保険料の払込）

1. この特則の保険料の払込等については、第19条（第1回保険料の払込および猶予期間）から第28条（保険契約の失効）までの規定を準用します。
2. 前項の規定にかかわらず、会社の支払う金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、猶予期間満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は、メンタル就労不能障害一時金を支払いません。

第65条（特則の解約）

この特則のみの解約はできません。

第66条（特則の解約返戻金）

この特則の解約返戻金はありません。

第67条（年金に関する規定の準用）

この特則の適用に際しては、第14条（告知義務違反による解除）から第16条（不法取得目的による無効）まで、第18条（重大事由による解除）、第41条（年金等の受取人による保険契約の存続）、第46条（請求手続）から第48条（時効）まで、第50条（管轄裁判所）および第57条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）の年金に関する規定を準用します。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
第1回の収入保障年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 年金の受取人の印鑑証明書および戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第4条
第2回以後の収入保障年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金の受取人の印鑑証明書および戸籍抄本	第4条
第1回の高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・特定就労不能障害年金・就労不能障害年金・メンタル就労不能障害一時金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 年金または一時金の受取人の印鑑証明書および戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 被保険者が国民年金法にもとづく所定の状態に該当していることを証明する書類および申請時に提出した診断書 (6) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類 (7) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条、第62条
第2回以後の高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・特定就労不能障害年金・就労不能障害年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金の受取人の印鑑証明書および戸籍抄本	第4条
責任準備金・解約返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第4条、第8条、第12条、第14条、第18条、第31条、第39条
年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金の受取人の印鑑証明書および戸籍抄本	第7条
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書	第9条
死亡時返戻金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡時返戻金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）	第12条

項目	提出書類	該当条文
保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第29条
基本年金月額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第31条
原保険契約への復旧	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 被保険者についての会社所定の診断書および告知書	第32条
会社への通知による収入保障年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第34条
会社への通知による死亡時返戻金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第35条
遺言による収入保障年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の印鑑証明書および戸籍抄本 (5) 被保険者の印鑑証明書	第36条
遺言による死亡時返戻金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 遺言書の写し (4) 相続人の印鑑証明書および戸籍抄本 (5) 被保険者の印鑑証明書	第37条
保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ① 旧保険契約者の戸籍抄本 ② 保険契約者代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第38条
年金等の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 請求する年金等の受取人の印鑑証明書および戸籍抄本	第41条
高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・特定就労不能障害年金・就労不能障害年金・メンタル就労不能障害一時金および保険料の払込免除の代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 代理請求人の戸籍謄本 (5) 代理請求人の印鑑証明書および住民票 (6) 被保険者の戸籍抄本 (7) 被保険者が国民年金法にもとづく所定の状態に該当していることを証明する書類および申請時に提出した診断書 (8) 被保険者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類 (9) 会社所定の様式による医師の診断書 (10) 代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (11) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産の管理を行っているときは、その契約書の写し	第46条

項 目	提 出 書 類	該当条文
指定代理請求人の指定 または解除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第46条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

別表3 対象となる身体障害の状態

1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

備考（別表2、別表3）

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
 - a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻痺または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
 - b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人

- 工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 耳の障害（聴力障害）
 a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
 b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
 a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
 a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
 b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
8. 足指の障害
 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。

別表4 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病的診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表5 対象となる特定障害状態

特定障害状態とは、下表のいずれかに該当する状態にあり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。

1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のすべての指を欠くもの
5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するものの
8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考【別表5】

1. 眼の障害（視力障害）
 - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - b. 「両眼の視力の和」とは、両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。
 - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、特定障害状態に該当したものとは認めません。
2. 耳の障害（聴力障害）
 - a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
 - b. 聴力レベルのデシベル値は、周波数500・1000・2000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ

$$a \cdot b \cdot c \text{ デシベルとしたとき,}$$

$$1/4 (a + 2b + c)$$
 の値をいいます。
3. 上肢の障害
 - a. 「上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一上肢の3大関節（肩関節・ひじ関節および手関節）中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
 - (1) 不良肢位で強直しているもの
 - (2) 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
 - (3) 筋力が著減または消失しているもの
 - b. 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいいます。
 - c. 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の

不良肢位強直、瘢痕による指の埋没または不良肢位拘縮等により、指があつてもそれがないのとほとんど同程度の機能障害があるものをいいます。

4. 下肢の障害

「下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一下肢の3大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 不良肢位で強直しているもの

(2) 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの

(3) 筋力が著減または消失しているもの

5. 体幹の障害

a. 「体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの」とは、腰掛、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないものをいいます。

b. 「体幹の機能に立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とは、臥位または坐位から自力のみで立ち上がり難い、他人、柱、杖、その他の器物の介護または補助によりはじめて立ち上がることができ程度の障害をいいます。

6. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の身体の機能の障害

「前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の身体の機能の障害」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

(1) 一上肢および一下肢の用を全く廃したもの。「用を全く廃したもの」とは、日常動作のすべてが一人で全くできない場合、またはこれに近い状態をいいます。

(2) 四肢の機能に相当程度の障害を残すもの。「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常動作のほとんどが一人で全くできない場合または一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。

7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状

「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものをいい、「前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状」を疾患別に例示すると以下のとおりです。なお、以下のc. 腎疾患、d. 肝疾患、およびe. 血液・造血器疾患で使用する〔一般状態区分表〕は、次のとおりです。

〔一般状態区分表〕

- ①無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる
- ②軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や坐業はできる。例えば、軽い家事、事務など
- ③歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助のいることもある。軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している
- ④身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床している
- ⑤身のまわりのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている

a. 呼吸器疾患

肺結核	<p>①認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が日本結核病学会病型分類（以下「学会分類」といいます。）のI型（広汎空洞型）またはII型（非広汎空洞型）であるもの</p> <p>②認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のIII型（不安定非空洞型）で病巣の拡がりが3（大）であるもの</p>
じん肺	<p>①胸部X線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以上のもので、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の介護を必要とするもの</p> <p>②下記の〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のエ. またはオ. に該当し、かつ、予測肺活量一秒率が20%以下のもの</p> <p>③いかなる負荷にも耐え得ないもの</p>
肺機能障害	<p>①活動能力の程度が下記の〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のエ. またはオ. に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 予測肺活量一秒率が20%以下のもの</p> <p>(b) 下記の〔動脈血ガス分析値表I〕に示す高度の異常があるもの</p> <p>②いかなる負荷にも耐え得ないもの</p>

[呼吸器疾患活動能力区分表]

- ア. 階段を人並みの速さで登れないが、ゆっくりなら登れる
- イ. 階段をゆっくりでも登れないが、途中休み休みなら登れる
- ウ. 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける
- エ. ゆっくりでも少し歩くと息切れがする
- オ. 息苦しくて身のまわりのこともできない

[動脈血ガス分析値表 I]

①動脈血O ₂ 分圧	55 (mmHg) 以下
②動脈血CO ₂ 分圧	60 (mmHg) 以上

b. 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、下記の〔心臓疾患重症度区分表〕に掲げる重症度がオ. またはエ. に該当し、かつ、下記の〔心臓疾患検査所見等表〕のうち、いずれか2つ以上の所見等があるもの

[心臓疾患重症度区分表]

- ア. 心臓病はあるが、身体活動を制限する必要のないもの。日常生活における普通の活動では、心不全症状または狭心症症状がおこらないもの
- イ. 身体活動をいくらか制限する必要のある心臓病患者。家庭内の普通の活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- ウ. 身体活動を制限する必要のある心臓病患者。家庭内の極めて温和な活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- エ. 身体活動を極度に制限する必要のある心臓病患者。身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの
- オ. 安静時にも心不全症状または狭心症症状がおこり、安静からはずすと訴えが増強するもの

[心臓疾患検査所見等表]

- ①明らかな器質的雑音が認められるもの
- ②X線フィルムによる計測（心胸廓係数）で60%以上のもの
- ③胸部X線所見で、肺野の高度うっ血所見のあるもの
- ④心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの
- ⑤心電図で、脚ブロック所見のあるもの
- ⑥心電図で、完全房室ブロック所見のあるもの
- ⑦心電図で、第2度以上の不完全房室ブロック所見のあるもの
- ⑧心電図で、心房細動または粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
- ⑨心電図で、S Tの低下が0.2mV以上の所見があるもの
- ⑩心電図で、第III誘導およびV₁以外の誘導のTが逆転した所見があるもの
- ⑪心臓ペースメーカーを装着したもの
- ⑫人工弁を装着したもの

c. 腎疾患

下記の〔腎疾患臨床所見区分表 I 〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔腎疾患検査所見区分表 I 〕のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの

[腎疾患臨床所見区分表 I]

- ①尿毒症性心包炎
- ②尿毒症性出血傾向
- ③尿毒症性中枢神経症状

[腎疾患検査所見区分表 I]

- ①内因性クレアチニンクリアランス値 10 (ml/分) 未満
- ②血清クレアチニン濃度 8 (mg/dl) 以上
- ③血液尿素窒素 80 (mg/dl) 以上

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

d. 肝疾患

- ①下記の〔肝疾患臨床所見区分表 I〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔肝機能異常度指表 I〕に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの
- ②下記の〔肝機能異常度指表 I〕に掲げるうち、いずれか2系列以上の検査成績が高度異常を示し、高度の安静を必要とし、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの

〔肝疾患臨床所見区分表 I〕

- ①高度の腹水が存続するもの
- ②意識障害発作を繰り返すもの
- ③胆道疾患で発熱が頻発するもの

〔肝機能異常度指表 I〕

検査 系列	検査項目	単位	異常	高度 異常
A	アルブミン (電気泳動法)	g/dl	2.8以上3.8未満	2.8未満
	γ-グロブリン (電気泳動法)	g/dl	1.8以上2.5未満	2.5以上
	ZTT (Kunkel法)	単位	14以上20未満	20以上
B	ICG (15分値)	%	10以上30未満	30以上
	血清総ビリルビン	mg/dl	1.0以上5.0未満	5.0以上
	黄疸指数 (Meulengracht法)	—	10以上30未満	30以上
C	GOT (Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
	GPT (Karmen法)	単位	50以上200未満	200以上
D	アルカリリフォスファターゼ (Bessey法)	単位	3.5以上10未満	10以上
	アルカリリフォスファターゼ (Kind-King法)	単位	12以上30未満	30以上

(注) 1系列の検査成績が異常を示すものとは、1系列のうちいずれか1項目の検査成績が異常または高度異常を示すものとし、1系列の検査成績が高度異常を示すものとは、1系列のうちいずれか1項目の検査成績が高度異常を示すものとする。

e. 血液・造血器疾患

難治性貧血群 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)	①下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表 I〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表 I〕のア. からエ. までのうち、3つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの
	②溶血性貧血の場合は、下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表 I〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表 I〕のア. に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの
	〔難治性貧血群臨床所見区分表 I〕
	①治療により貧血改善はやや認められるが、なお高度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの
	②輸血をひんぱんに必要とするもの
	〔難治性貧血群検査所見区分表 I〕
	ア. 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの
	(a) 血色素量が6.0g/dl未満のもの
	(b) 赤血球数が200万/mm ³ 未満のもの
	イ. 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの
	(a) 白血球数が1500/mm ³ 未満のもの
	(b) 顆粒球数が500/mm ³ 未満のもの
	ウ. 末梢血液中の血小板数が1万/mm ³ 未満のもの
	エ. 骨髄像で、次のいずれかに該当するもの
	(a) 有核細胞が2万/mm ³ 未満のもの
	(b) 巨核球数が15/mm ³ 未満のもの
	(c) リンパ球が60%以上のもの
	(d) 顆粒球(G)と赤芽球(E)との比(G/E)が10以上のもの

出血傾向群 （注1）	高度の出血傾向もしくは関節症状のあるものまたは凝固因子製剤をひんぱんに輸注しているものであり、かつ、下記の〔出血傾向群検査所見区分表I〕のうち、1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの
	〔出血傾向群検査所見区分表I〕 ①出血時間（デューケ法）が10分以上るもの ②凝固時間（リー・ホワイト法）が30分以上もの ③血小板数が3万/mm ³ 未満のもの
造血器腫瘍群 （注2）	下記の〔造血器腫瘍群臨床所見区分表I〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔造血器腫瘍群検査所見区分表I〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の⑤に該当するもの
	〔造血器腫瘍群臨床所見区分表I〕 ①発熱、骨・関節痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等の著しいもの ②輸血をひんぱんに必要とするもの ③急性転化の症状を示すもの
	〔造血器腫瘍群検査所見区分表I〕 ①病的細胞が出現しているもの ②末梢血液中の赤血球数が200万/mm ³ 未満のもの ③末梢血液中の血小板数が1万/mm ³ 未満のもの ④末梢血液中の正常顆粒球数が500/mm ³ 未満のもの ⑤末梢血液中の正常リンパ球が300/mm ³ 未満のもの ⑥C反応性タンパク（CRP）の陽性のもの ⑦乳酸脱水素酵素（LDH）の上昇を示すもの

注1 血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等

注2 白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等

f. 悪性新生物

悪性新生物による消化吸收機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の60%未満になり、かつ、下記の〔悪性新生物検査所見区分表I〕の全てに該当しているもの

〔悪性新生物検査所見区分表I〕

- ①赤血球数 250（万/mm³）未満
- ②血色素量 8（g/dl）未満
- ③ヘマトクリット 20%未満
- ④総蛋白 4（g/dl）未満

g. 高血压

次の条件をほぼ満たす「悪性高血圧症」（単に高血圧のみでは障害の状態とは評価しない）

- ①高い拡張期高血圧（通常拡張期血圧が120mm/Hg以上）
- ②眼底所見で、両側性にうつ血乳頭があり、少なくとも滲出性変化を伴う高血圧性網膜症を示す
- ③腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる
- ④全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う

8. 精神の障害

「精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。

- (1) 統合失調症によるものにあっては、高度の欠陥状態または高度の病状があるため、高度の人格崩壊、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるもの
- (2) そううつ病によるものにあっては、高度の感情、欲動および思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの
- (3) 非定型精神病によるものにあっては、欠陥状態または病状が前記の(1)、(2)に準ずるもの
- (4) てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作または高度の認知症、性格変化、その他の精神神経症状があるもの
- (5) 中毒精神病によるものにあっては、高度の認知症、性格変化およびその他の持続する異常体験があるもの
- (6) 器質精神病によるものにあっては、高度の認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状があるもの

(7) 知的障害によるものにあっては、精神能力の全般的発達に高度の遅滞があるもの

9. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合

a. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害（以下「障害等」といいます。）が2つ併存するとき
個々の障害等について、下記の表1-1〔併合判定表〕における該当番号を求めた後、当該番号に基づき下記の表1-2〔併合認定表〕による併合番号を求め、その番号が「1号」となる場合を特定障害状態に該当したものとします。

b. 障害等が3つ以上併存するとき

下記の表1-1〔併合判定表〕に該当する障害等を対象とし、次の手順で求めた最終の併合番号が「1号」となる場合は、特定障害状態に該当したものとします。

(1) 表1-1〔併合判定表〕から各障害等についての該当番号を求めます。

(2) (1)により求めた番号のうち、最も大きいものとその直近のものについて、表1-2〔併合認定表〕により、併合番号を求め、以下順次、その求めた併合番号と残りのうち最も大きいものとの組合せにより、最終の併合番号を求めます。

(注) 障害等の程度が、表1-1〔併合判定表〕に明示されている場合は、上記a. またはb. で求めた併合番号の結果にかかわらず、表1-1〔併合判定表〕に明示されている番号とします。

表1-1 [併合判定表]

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2	平衡機能に著しい障害を有するもの
	3	両上肢のすべての指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
	4	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
3号	1	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	2	両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの
	3	両上肢のすべての指の用を廃したもの
	4	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を基部から欠き、有効長が0のもの
	5	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢をリストラン関節以上で欠くもの
4号	1	一上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの
	2	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	3	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	4	両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	5	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	6	一下肢を足関節以上で欠くもの
	7	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	8	精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
	3	両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの
	4	両耳の聴力レベルが50デシベル以上80デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	3	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	4	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	5	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6	両上肢のおや指を基部から欠き、有効長が0のもの
	7	一上肢の5指又はおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
	8	一上肢のすべての指の用を廃したもの
	9	一上肢のおや指及びひとさし指を基部から欠き、有効長が0のもの
7号	1	両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの
	2	両耳の聴力レベルが50デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が50%以下のもの
	3	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	4	一上肢のおや指及びひとさし指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの、又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
	5	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
	6	一下肢をリストラン関節以上で欠くもの
	7	両下肢の10趾の用を廃したもの
	8	身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	9	精神または神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

8 号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
	2	脊柱の機能に障害を残すもの
	3	一上肢の3大関節のうち、1関節の用を廃したもの
	4	一下肢の3大関節のうち、1関節の用を廃したもの
	5	一下肢が5センチメートル以上短縮したもの
	6	一上肢に偽関節を残すもの
	7	一下肢に偽関節を残すもの
	8	一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の1指を近位指節間関節以上で欠くもの
	9	一上肢のおや指及びひとさし指の用を廃したもの
	10	おや指又はひとさし指を併せ一上肢の3指以上の用を廃したもの
	11	一下肢の5趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	12	精神または神経系統に労働に制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
9 号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
	3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
	5	一耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	6	そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの
	7	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
	8	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの
	9	一上肢のおや指の機能に著しい障害を有するもの
	10	ひとさし指を併せ一上肢の2指を近位指節間関節以上で欠くもの
	11	おや指及びひとさし指以外の一上肢の3指を近位指節間関節以上で欠くもの
	12	一上肢のおや指を併せ2指の用を廃したもの
	13	一下肢の第1趾を併せ2以上の趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	14	一下肢の5趾の用を廃したもの
10 号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
	3	一耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの
	4	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
	5	一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	6	一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	7	一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
	8	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
	9	一上肢のひとさし指を近位指節間関節以上で欠くもの
	10	おや指及びひとさし指以外の一上肢の2指を近位指節間関節以上で欠くもの
	11	一上肢のおや指の用を廃したもの
	12	ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
	13	おや指及びひとさし指以外の一上肢の3指の用を廃したもの
	14	一下肢の第1趾又は他の4趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	15	身体の機能に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
11 号	1	両眼の調節機能又は運動機能に著しい障害を残すもの
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3	一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4	一耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの
	5	一上肢のなか指又はくすり指を近位指節間関節以上で欠くもの
	6	一上肢のひとさし指の用を廃したもの
	7	おや指及びひとさし指以外の一上肢の2指の用を廃したもの
	8	第1趾を併せ一下肢の2趾以上の用を廃したもの

12 号	1	一眼の調節機能に著しい障害を残すもの
	2	一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3	一上肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの
	4	一下肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの
	5	長管状骨に奇形を残すもの
	6	一上肢のなか指又はくすり指の用を廃したもの
	7	一下肢の第1趾又は他の4趾の用を廃したもの
	8	一下肢の第2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	9	第2趾を併せ一下肢の2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	10	一下肢の第3趾以下の3趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	11	局部に頑固な神経症状を残すもの
13 号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残すもの
	4	一上肢の小指を近位指節間関節以上で欠くもの
	5	一上肢のおや指の指骨の一部を欠くもの
	6	一上肢のひとさし指の指骨の一部を欠くもの
	7	一上肢のひとさし指の遠位指節間関節の屈伸が不能になったもの
	8	一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
	9	一下肢の第3趾以下の1又は2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	10	一下肢の第2趾の用を廃したもの
	11	第2趾を併せ一下肢の2趾の用を廃したもの
	12	一下肢の第3趾以下の3趾の用を廃したもの

表1-2 [併合認定表]

	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号
2号	1号	1号	1号	1号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号
3号	1号	1号	1号	1号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号	2号
4号	1号	1号	1号	1号	2号	2号	4号	4号	4号	4号	4号	4号
5号	1号	1号	1号	3号	4号	4号	5号	5号	5号	5号	5号	5号
6号	2号	2号	2号	4号	4号	4号	6号	6号	6号	6号	6号	6号
7号	2号	2号	2号	4号	4号	6号	7号	7号	7号	7号	7号	7号
8号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	7号	7号	7号	8号	8号	8号
9号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	7号	7号	8号	9号	9号	9号
10号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	7号	8号	9号	10号	10号	10号
11号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	10号	10号	10号
12号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	10号	11号	12号
13号	2号	2号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	10号	12号	12号

(注1) 表頭及び表側(網掛け部分)の「2号」から「13号」までの数字は、表1-1〔併合判定表〕の各番号を示します。

(注2) 表中の数字(「1号」から「12号」まで)は、併合番号を示します。

(注3) 次に掲げる障害をそれぞれ併合した場合及び次の障害と表1-1〔併合判定表〕の「5号」ないし「7号」の障害とを併合した場合は、併合の結果にかかわらず、併合番号「4号」に該当するものとみなします。

- (1) 両上肢のおや指の機能に著しい障害を有するもの
- (2) 一上肢のおや指及び中指を基部から欠き、有効長が0のもの
- (3) 一上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

備考〔表1-1〔併合判定表〕〕

1. 眼の障害

a. 視野障害

- (1) 視野狭窄とは、白色視標によって測定された単眼の求心性視野の狭窄をいいます。
- (2) 両眼による視野欠損とは、白色視標による合同視野の欠損、すなわち、両眼で一点を注視しつつ測定した両眼視野の欠損をいいます。

b. 調節機能障害及び輻輳機能障害

「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」とは、眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため、複視、頭痛等の眼精疲労が生じ、読書が続けられない程度のものをいいます。

c. まぶたの欠損障害

「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のものをいいます。

2. 耳の障害（聴力障害）

最良語音明瞭度の算出は、次によるものとします。

- (1) 検査は、録音器またはマイク付オージオメータにより、通常の会話の強さで発声し、オージオメータの音量を適当に強めたり、弱めたりして最も適した状態で行います。
- (2) 検査語は、語音弁別能力測定用語音集により、2秒から3秒に1語の割合で発声し、語音明瞭度を検査します。なお、語音聴力表は「57-A・B」とします。
- (3) 語音明瞭度は、次式により算出し、語音明瞭度の最も高い値を最良語音明瞭度とします。

$$\text{語音明瞭度} = \frac{\text{正解語音数}}{\text{検査語数}} \times 100 \ (\%)$$

3. 鼻の障害

「鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの」とは、鼻軟骨部の全部または大部分を欠損し、かつ、鼻呼吸障害のあるものをいいます。

4. 平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能または閉眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のものをいいます。

5. そしゃく機能の障害

- a. 「そしゃく機能に相当程度の障害を残すもの」とは、全粥または軟菜以外は摂取できない程度のものをいいます。
- b. 「そしゃく機能に障害を残すもの」とは、ある程度の常食は摂取できるが、そしゃくが十分でないため、食事が制限される程度のものをいいます。

6. 言語機能の障害

- a. 「言語の機能に相当程度の障害を残すもの」とは、4種の語音（口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音をいいます。以下同じ。）のうち、2種が発音不能または極めて不明瞭なため、日常会話が家族は理解できるが、他人は理解できない程度のものをいいます。
- b. 「言語の機能に障害を残すもの」とは、4種の語音のうち、1種が発音不能または極めて不明瞭なため、電話による会話が家族は理解できるが、他人は理解できない程度のものをいいます。

7. 上肢の障害

a. 機能障害

- (1) 「関節の用を廃したもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すもの（例えば、當時固定装具を必要とする程度の動搖関節）をいいます。
- (2) 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の3分の2以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すものをいいます。
- (3) 「関節に機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の5分の4以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すもの（例えば、(1)以外の動搖関節、習慣性脱臼）をいいます。
- (4) 「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいいます。
- (5) 「指の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
①指の末節骨の長さの2分の1以上を欠くもの

②中手指節関節または近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害（自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されたもの）を残すもの

b. 欠損障害

「指を失ったもの」とは、おや指については指節間関節、その他の指については近位指節間関節以上で欠くものをいいます。

c. 変形障害

(1) 「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①上腕骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

②橈骨及び尺骨の両方に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

(2) 「長管状骨に著しい転位変形を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①上腕骨に変形を残すもの

②橈骨または尺骨に変形を残すもの

なお、変形は外部から想見できる程度（15度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管状骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえその部位に肥厚が生じたとしても、長管状骨の変形としては取り扱いません。

8. 下肢の障害

a. 機能障害

(1) 「関節の用を廃したもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すもの（例えば、常時固定装具を必要とする程度の動搖関節）をいいます。

(2) 「関節に著しい機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の3分の2以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すものをいいます。

(3) 「関節に機能障害を残すもの」とは、関節の自動可動範囲が正常可動範囲の5分の4以下に制限されたものまたはこれと同程度の障害を残すもの（例えば、(1)以外の動搖関節、習慣性脱臼）をいいます。

(4) 「足趾の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

①第1趾は、末節骨の2分の1以上、その他の4趾は遠位趾節間関節以上で欠くもの

②中足趾節関節または近位趾節間関節（第1趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害（自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されたもの）を残すもの

b. 欠損障害

(1) 「一下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいいます。

(2) 「趾を欠くもの」とは、中足趾節関節から欠くものをいいます。

c. 変形障害

(1) 「長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの」とは、次に該当するものをいいます。

①大腿骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

②脛骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

(2) 「長管状骨に著しい転位変形を残すもの」とは、次に該当するものをいいます。

①大腿骨に変形を残すもの

②脛骨に変形を残すもの（腓骨のみに変形を残すものについても、その程度が著しい場合はこれに該当します。）

なお、変形は外部から想見できる程度（15度以上わん曲して不正ゆ合したもの）以上のものをいい、長管状骨の骨折部が良方向に短縮なくゆ着している場合は、たとえその部位に肥厚が生じたとしても、長管状骨の変形としては取り扱いません。

9. 体幹の障害

「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内においては杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいいます。

10. 脊柱の障害

a. 「脊柱の機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 脊柱の自動可動範囲が正常可動範囲の2分の1以下に制限されている程度のもの

(2) コルセットは常時必要としないが、必要に応じて装着しなければ労働に従事することが不能な程度のもの

b. 「脊柱の機能に障害を残すもの」とは、脊柱の自動可動範囲が正常可動範囲の4分の3以下に制

限されている程度のもの

- 11.併合判定表4号-7における「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度のものをいい、これに該当する「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状」を例示すると以下のとおりです。

a. 呼吸器疾患

肺結核	①認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のI型もしくはII型（浄化空洞例を除く）またはIII型で病巣の拡がりが3（大）であるもの ②認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のIII型で病巣の拡がりが1（小）または2（中）であるもの												
じん肺	①胸部X線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以上のもの ②胸部X線所見に活動性の肺結核が認められるもの ③備考〔別表5〕 7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状 a. 呼吸器疾患に定める〔呼吸器疾患活動能力区分表〕（以下「〔呼吸器疾患活動能力区分表〕」といいます。）のウ. に該当し、かつ、予測肺活量一秒率が20%を超え30%以下のもの ④2段昇降試験は不能であるが、1段昇降試験において発汗、頻脈（120以上）等のため3分間の負荷試験が継続不能と認められるもの ⑤2段昇降試験は不能であるが、1段昇降試験において3分間の負荷終了後5分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの												
肺機能障害	①活動能力の程度が〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のウ. に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの （a）予測肺活量一秒率が20%を超え30%以下のもの （b）下記の〔動脈血ガス分析値表II〕に示す中程度または軽度の異常があるもの ②2段昇降試験は不能であるが、1段昇降試験において3分間の負荷終了後5分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの、または1段昇降試験においても発汗、頻脈（120以上）等のため3分間の負荷試験が継続不能と認められるもの												
〔動脈血ガス分析値表II〕													
<table border="1"><thead><tr><th>検査項目</th><th>単位</th><th>軽度異常</th><th>中等度異常</th></tr></thead><tbody><tr><td>動脈血O₂分圧</td><td>mmHg</td><td>75～66</td><td>65～56</td></tr><tr><td>動脈血CO₂分圧</td><td>mmHg</td><td>46～50</td><td>51～59</td></tr></tbody></table>		検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	動脈血O ₂ 分圧	mmHg	75～66	65～56	動脈血CO ₂ 分圧	mmHg	46～50	51～59
検査項目	単位	軽度異常	中等度異常										
動脈血O ₂ 分圧	mmHg	75～66	65～56										
動脈血CO ₂ 分圧	mmHg	46～50	51～59										

b. 心疾患

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、備考〔別表5〕 7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状 b. 心疾患に定める〔心臓疾患重症度区分表〕に掲げる重症度がウ. に該当し、かつ、〔心臓疾患検査所見等表〕のうち、いずれか1つ以上の所見等があるもの。

c. 腎疾患

下記の〔腎疾患臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか2つ以上の所見があり、かつ、下記の〔腎疾患検査所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、備考〔別表5〕7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状に定める〔一般状態区分表〕（以下「〔一般状態区分表〕」といいます。）の③または④に該当するもの

〔腎疾患臨床所見区分表Ⅱ〕

- ①腎不全に基づく末梢神経症
- ②腎不全に基づく消化器症状
- ③水分電解質異常
- ④腎不全に基づく精神異常
- ⑤X線上における骨異常
- ⑥腎性貧血
- ⑦代謝性アチドージス
- ⑧重篤な高血圧症
- ⑨腎疾患に直接関連するその他の症状

〔腎疾患検査所見区分表Ⅱ〕

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| ①内因性クレアチニンクリアランス値 | 10 (ml/分) 以上20 (ml/分) 未満 |
| ②血清クレアチニン濃度 | 5 (mg/dl) 以上8 (mg/dl) 未満 |
| ③血液尿素窒素 | 40 (mg/dl) 以上80 (mg/dl) 未満 |

（注）人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

d. 肝疾患

①下記の〔肝疾患臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、備考〔別表5〕7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の病状 d. 肝疾患に定める〔肝機能異常度指表Ⅰ〕（以下「〔肝機能異常度指表Ⅰ〕」といいます。）に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの

②〔肝機能異常度指表Ⅰ〕に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が高度異常を示し、安静を必要とし、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの

〔肝疾患臨床所見区分表Ⅱ〕

- ①腹水が1ヶ月以上存続するもの
- ②明らかな食道静脈瘤が証明されるもの
- ③高度の腹壁静脈怒張のあるもの

e. 血液・造血器疾患

難治性貧血群 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)	<p>①下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅱ〕のア、からエ、までのうち、3つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの</p> <p>②溶血性貧血の場合は、下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅱ〕のア、に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの</p>
	<p>〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅱ〕</p> <p>①治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの</p> <p>②輸血を時々必要とするもの</p>
	<p>〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅱ〕</p> <p>ア. 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 血色素量が6.0g/dl以上9.0g/dl未満のもの</p> <p>(b) 赤血球数が200万/mm³以上300万/mm³未満のもの</p> <p>イ. 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 白血球数が1500/mm³以上3000/mm³未満のもの</p> <p>(b) 顆粒球数が500/mm³以上1000/mm³未満のもの</p> <p>ウ. 末梢血液中の血小板数が1万/mm³以上5万/mm³未満のもの</p> <p>エ. 骨髄像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 有核細胞が2万/mm³以上5万/mm³未満のもの</p> <p>(b) 巨核球数が15/mm³以上30/mm³未満のもの</p> <p>(c) リンパ球が40%以上60%未満のもの</p> <p>(d) 顆粒球(G)と赤芽球(E)との比(G/E)が3以上10未満のもの</p>
出血傾向群 (注1)	<p>中度の出血傾向もしくは関節症状のあるものまたは凝固因子製剤を時々輸注しているものであり、かつ、下記の〔出血傾向群検査所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの</p> <p>〔出血傾向群検査所見区分表Ⅱ〕</p> <p>①出血時間(デューケ法)が5分以上10分未満のもの</p> <p>②凝固時間(リー・ホワイト法)が20分以上30分未満のもの</p> <p>③血小板数が3万/mm³以上5万/mm³未満のもの</p>
造血器腫瘍群 (注2)	<p>下記の〔造血器腫瘍群臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔造血器腫瘍群検査所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの</p> <p>〔造血器腫瘍群臨床所見区分表Ⅱ〕</p> <p>①発熱、骨・関節痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの</p> <p>②輸血を時々必要とするもの</p> <p>③容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの</p> <p>〔造血器腫瘍群検査所見区分表Ⅱ〕</p> <p>①白血球数が正常化し難いもの</p> <p>②末梢血液中の赤血球数が200万/mm³以上300万/mm³未満のもの</p> <p>③末梢血液中の血小板数が1万/mm³以上5万/mm³未満のもの</p> <p>④末梢血液中の正常顆粒球数が500/mm³以上1000/mm³未満のもの</p> <p>⑤末梢血液中の正常リンパ球が300/mm³以上600/mm³未満のもの</p>

注1 血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等

注2 白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等

f. 悪性新生物

悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の60%以上70%未満になり、かつ、下記の〔悪性新生物検査所見区分表Ⅱ〕の全てに該当しているもの

〔悪性新生物検査所見区分表Ⅱ〕

①赤血球数	250 (万/mm ³) 以上350 (万/mm ³) 未満
②血色素量	8 (g/dl) 以上10 (g/dl) 未満
③ヘマトクリット	20%以上25%未満
④総蛋白	4 (g/dl) 以上5 (g/dl) 未満

g. 高血圧症

1年以内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有するもの

h. 脊柱の障害

コルセット等の装具を常時必要とし、かつ、身辺の処理等がからうじて可能な程度のもの

i. 肢体の障害

以下に示す程度のもの。

①両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの（「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常動作のほとんどが一人で全くできない場合または一人でできてもうまくできない場合の状態をいいます。以下同じ。）

②両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

③一上肢および一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

④四肢の機能に障害を残すもの（「機能に障害を残すもの」とは、日常動作の一部が一人で全くできない場合または一人でできてもうまくできない場合をいいます。以下同じ。）

12. 併合判定表4号-8 「精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは以下に示す程度のものをいいます。

①統合失調症によるものにあっては、欠陥状態または病状があるため、人格崩壊、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるもの

②そううつ病によるものにあっては、感情、欲動および思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したりまたはひんぱんに繰り返したりするもの

③非定型精神病によるものにあっては、欠陥状態または病状が前記①、②に準ずるもの

④てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作または認知症、性格変化、その他の精神神経症状があるもの

⑤中毒精神病によるものにあっては、認知症、性格変化およびその他の持続する異常体験があるもの

⑥器質精神病によるものにあっては、認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状があるもの

⑦知的障害によるものにあっては、精神能力の全般的発達に遅滞があるもの

13. 併合判定表7号-8 「身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当する病状および障害状態を例示すると以下のとおりです。

a. 呼吸器疾患

肺 結 核	①認定の時期前6ヶ月以内に排菌がなく、次のいずれかに該当するもの (1)胸部X線所見が学会分類のⅡ型（浄化空洞例のもの）のもの (2)胸部X線所見が学会分類のⅢ型で病巣の拡がりが1（小）または2（中）であるもの (3)胸部X線所見が学会分類のⅣ型（安定非空洞型）で抗結核剤による化学療法を施行しているもの ②認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のⅣ型であるもの

じん肺	①胸部X線所見がじん肺法の分類の第3型のもの ②〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のア. またはイ. に該当し、かつ、予測肺活量一秒率が30%を超える40%以下のもの ③2段昇降試験において発汗、頻脈（120以上）等のため4分間の負荷試験が継続不能と認められるもの ④2段昇降試験において4分間の負荷終了後10分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの
肺機能障害	①活動能力の程度が〔呼吸器疾患活動能力区分表〕のア. またはイ. に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの (a)予測肺活量一秒率が30%を超える40%以下のもの (b)下記の〔動脈血ガス分析値表III〕に示す軽度の異常があるもの ②2段昇降試験において4分間の負荷終了後10分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの、または発汗、頻脈（120以上）等のため4分間の負荷試験が継続不能と認められるもの
〔動脈血ガス分析値表III〕	
①動脈血O ₂ 分圧	75～66 (mmHg)
②動脈血CO ₂ 分圧	46～50 (mmHg)

b. 心疾患

浮腫、息切れ等が出没する臨床症状があり、〔心臓疾患重症度区分表〕に掲げる重症度がイ. に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの

- ①〔心臓疾患検査所見等表〕のうち、いずれか1つ以上の所見等があるもの
- ②X線フィルムによる計測（心胸廓係数）で56%以上のもの
- ③胸部X線所見で、肺野にうつ血所見のあるもの

c. 腎疾患

下記の〔腎疾患臨床所見区分表III〕に掲げる臨床症状があり、かつ、下記の〔腎疾患検査所見区分表III〕のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの

〔腎疾患臨床所見区分表III〕
①高血圧または浮腫が常時あるもの
②病的な顕微鏡的血尿または蛋白尿が常時あるもの
〔腎疾患検査所見区分表III〕

- ①内因性クレアチニンクリアランス値 20 (ml/分) 以上50 (ml/分) 未満
- ②血清クレアチニン濃度 3 (mg/dl) 以上 5 (mg/dl) 未満
- ③血液尿素窒素 25 (mg/dl) 以上40 (mg/dl) 未満

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

d. 肝疾患

①下記の〔肝疾患臨床所見区分表III〕に掲げる所見があり、かつ、〔肝機能異常度指表I〕に掲げるうち、A, B又はDのいずれか1系列以上の検査成績が異常を示すもの、又はC系列の検査成績が中等度の異常を示すもので、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの

- ②バイオプシー検査により、明らかな慢性活動性肝炎または肝硬変の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの

〔肝疾患臨床所見区分表III〕
①食欲不振、恶心、かゆみ、黄疸等の症状または所見が長期間出没するもの
②全身倦怠の症状が、長期間出没するもの

e. 血液・造血器疾患

難治性貧血群 (再生不良性貧血、溶血性貧血等)	<p>①下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅲ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅲ〕のア. からエ.までのうち、3つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの</p> <p>②溶血性貧血の場合は、下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅲ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅲ〕のア.に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの</p>
	<p>〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅲ〕</p> <p>①治療により貧血改善は少し認められるが、なお軽度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの</p> <p>②輸血を必要に応じて行うもの</p>
出血傾向群 (注1)	<p>〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅲ〕</p> <p>ア. 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 血色素量が9.0g/dl以上10.0g/dl未満のもの</p> <p>(b) 赤血球数が300万/mm³以上350万/mm³未満のもの</p> <p>イ. 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 白血球数が3000/mm³以上5000/mm³未満のもの</p> <p>(b) 顆粒球数が1000/mm³以上2000/mm³未満のもの</p> <p>ウ. 末梢血液中の血小板数が5万/mm³以上10万/mm³未満のもの</p> <p>エ. 骨髄像で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(a) 有核細胞が5万/mm³以上10万/mm³未満のもの</p> <p>(b) 巨核球数が30/mm³以上50/mm³未満のもの</p> <p>(c) リンパ球が20%以上40%未満のもの</p> <p>(d) 顆粒球(G)と赤芽球(E)との比(G/E)が3未満のもの</p>
	<p>軽度の出血傾向もしくは関節症状のあるものまたは凝固因子製剤を必要に応じ輸注しているものであり、かつ、下記の〔出血傾向群検査所見区分表Ⅲ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの</p>
造血器腫瘍群 (注2)	<p>〔出血傾向群検査所見区分表Ⅲ〕</p> <p>①出血時間(デューク法)が3分以上5分未満のもの</p> <p>②凝固時間(リー・ホワイト法)が10分以上20分未満のもの</p> <p>③血小板数が5万/mm³以上10万/mm³未満のもの</p>
	<p>次のすべてに該当するもの</p> <p>ア. 治療に反応するが肝脾腫を示しやすいもの</p> <p>イ. 白血球が増加しているもの</p> <p>ウ. 〔一般状態区分表〕の②または③に該当するもの</p>

注1 血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等

注2 白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等

f. 悪性新生物

<p>悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の70%以上80%未満になり、かつ、下記の〔悪性新生物検査所見区分表Ⅲ〕の全てに該当しているもの</p>
<p>〔悪性新生物検査所見区分表Ⅲ〕</p> <p>①赤血球数 350(万/mm³)以上400(万/mm³)未満</p> <p>②血色素量 10(g/dl)以上12(g/dl)未満</p> <p>③ヘマトクリット 25%以上30%未満</p> <p>④総蛋白 5(g/dl)以上6(g/dl)未満</p>

g. 高血圧症

頭痛、めまい、耳鳴、手足のしびれ等の自覚症状があり、1年以上前に一過性脳虚血発作のあつ

たもの、眼底に著明な動脈硬化の所見を認めるもの

h. 肢体の障害

以下に示す程度のもの。

- ①一上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- ②一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- ③両上肢に機能障害を残すもの
- ④両下肢に機能障害を残すもの
- ⑤一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの

14. 併合判定表7号-9「精神または神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは以下に示す程度のものをいいます。

- ①統合失調症によるものにあっては、欠陥状態または病状があり、人格崩壊の程度は著しくないが、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があり、労働に制限を加えることを必要とするもの
- ②そううつ病によるものにあっては、感情、欲動および思考障害の病相期があり、その症状は著しくないが、これが持続したりまたはひんぱんに繰り返し労働に制限を加えることを必要とするもの
- ③非定型精神病によるものにあっては、欠陥状態または病状が前記の①、②に準ずるもの
- ④てんかんによるものにあっては、認知症は著しくないが、性格変化その他の精神神経症状があり、労働に著しい制限を加えることを必要とするもの
- ⑤中毒精神病によるものにあっては、認知症、性格変化は著しくないが、その他の異常体験等があり、労働に著しい制限を加えることを必要とするもの
- ⑥器質精神病によるものにあっては、認知症、人格崩壊は著しくないが、その他の精神神経症状があり、労働に著しい制限を加えることを必要とするもの
- ⑦知的障害によるものにあっては、精神能力の発達に遅滞があり、労働に著しい制限を加えることを必要とするもの

15. 併合判定表8号-12「精神または神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、以下に示す程度のものをいいます。

- ①認知症のため労働に制限を加えることを必要とするもの
- ②性格変化が認められ、労働に制限を加えることを必要とするもの
- ③巢症状のため、労働に制限を加えることを必要とするもの
- ④上記に掲げるもののほか、脳の器質障害により、労働に制限を加えることを必要とするもの

16. 併合判定表10号-15「身体の機能に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当する肢体の障害は、以下に示す程度のものをいいます。

- ①一上肢に機能障害を残すもの
- ②一下肢に機能障害を残すもの

別表6 障害等級1級の状態

「障害等級1級の状態」とは、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級の状態をいいます。

別表7 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表8 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表9 生活介護状態

「生活介護状態」とは、次のいずれかに該当した場合をいいます。

- (1) 下表の「日常生活動作表」の①～⑤のうち2項目以上が全部介助または一部介助に該当する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

【日常生活動作表】

項目	全部介助	一部介助
①歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか)	介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらって不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。	補装具等を使用しても介助がなければ困難
②衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	介助がなければ自分ではまったくできない。	衣服を工夫しても介助がなければ困難
③入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	介助がなければ自分ではまったくできない。	浴槽などを工夫しても介助がなければ困難
④食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。	食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。
⑤排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難

備考〔別表9〕

1. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症	F 02
詳細不明の認知症	F 03

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記に掲げる疾病以外に新たに器質性認知症に該当する疾病があるときには、その疾病も対象となる器質性認知症に含めます。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとつて反応することのできる状態を意識がはつきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏睡（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁～意識の程度は動搖しやすい～に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- ② 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- ③ 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表10 特定就労不能障害年金の対象となる疾病

1. 特定就労不能障害年金の対象となる疾病的範囲は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。
- なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 15～C 26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 30～C 39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞（C 43～C 44）中の ・皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C 50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 51～C 58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 60～C 63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C 64～C 68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 69～C 72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C 81～C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 97
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	虚血性心疾患	I 20～I 25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I 26～I 28
	その他の型の心疾患	I 30～I 52
脳血管疾患	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G 45
	脳血管疾患	I 60～I 69
糖尿病	糖尿病	E 10～E 14
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10～I 15
腎尿路系の疾患	糸球体疾患	N 00～N 08
	腎尿細管間質性疾患	N 10～N 16
	腎不全	N 17～N 19
	尿路結石症	N 20～N 23
	腎及び尿管のその他の障害	N 25～N 29
	尿路系のその他の疾患	N 30～N 39
消化器系の疾患	ウイルス性肝炎	B 15～B 19
	口腔、唾液腺及び頸の疾患	K 00～K 14
	食道、胃及び十二指腸の疾患	K 20～K 31
	虫垂の疾患	K 35～K 38
	ヘルニア	K 40～K 46
	非感染性腸炎及び非感染性大腸炎	K 50～K 52
	腸のその他の疾患	K 55～K 64
	腹膜の疾患	K 65～K 67
	肝疾患	K 70～K 77
	胆のう＜囊＞、胆管及び脾の障害	K 80～K 87
	消化器系のその他の疾患	K 90～K 93

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	栄養性貧血	D50～D53
	溶血性貧血	D55～D59
	無形成性貧血及びその他の貧血	D60～D64
	凝固障害、紫斑病及びその他の出血性病態	D65～D69
	血液及び造血器のその他の疾患	D70～D77
	免疫機構の障害	D80～D89
呼吸器系の疾患	結核（A15～A19）中の ・呼吸器結核、細菌学的又は組織学的に確認されたもの	A15
	急性上気道感染症	J 00～J 06
	インフルエンザ及び肺炎	J 09～J 18
	その他の急性下気道感染症	J 20～J 22
	上気道のその他の疾患	J 30～J 39
	慢性下気道疾患	J 40～J 47
	外的因子による肺疾患	J 60～J 70
	主として間質を障害するその他の呼吸器疾患	J 80～J 84
	下気道の化膿性及びえく壊死性病態	J 85～J 86
	胸膜のその他の疾患	J 90～J 94
	呼吸器系のその他の疾患	J 95～J 99

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」とは、悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特長付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除きます。）を指し、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているもので、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この保険契約において対象となる悪性新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この保険契約において対象となる悪性新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球增加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47. 1
本態性（出血性）血小板血症	D47. 3
骨髄線維症	D47. 4
慢性好酸球性白血病〔好酸球增加症候群〕	D47. 5

別表11 障害等級2級の状態

「障害等級2級の状態」とは、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級2級の状態をいいます。ただし、2級の第16号（精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの）および2級の第17号（身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの）の場合を除きます。

別表12 対象となる特定就労不能障害状態および対象となる就労不能障害状態

対象となる特定就労不能障害状態および対象となる就労不能障害状態とは、下表のいずれかに該当する状態にあり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。

1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3. 平衡機能に著しい障害を有するもの
4. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
5. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
6. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 一上肢のすべての指を欠くもの
8. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
9. 両下肢のすべての指を欠くもの
10. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
11. 一下肢を足関節以上で欠くもの
12. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
13. 呼吸器系の疾患における次のいずれかに該当する状態
 - a. 肺結核

次のいずれかに該当する状態

 - (1) 認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のI型もしくはII型（浄化空洞例を除く）またはIII型で病巣の拡がりが3（大）であるもの
 - (2) 認定の時期前6ヶ月以内に排菌があり、かつ、胸部X線所見が学会分類のIII型で病巣の拡がりが1（小）または2（中）であるもの
 - b. じん肺

次のいずれかに該当する状態

 - (1) 胸部X線所見がじん肺法の分類の第4型であり、大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1以上のもの
 - (2) 胸部X線所見に活動性の肺結核が認められるもの
 - (3) [呼吸器疾患活動能力区分表]のウ.に該当し、かつ、予測肺活量一秒率が20%を超え30%以下のもの
 - (4) 2段昇降試験は不能であるが、1段昇降試験において発汗、頻脈（120以上）等のため3分間の負荷試験が継続不能と認められるもの
 - (5) 2段昇降試験は不能であるが、1段昇降試験において3分間の負荷終了後5分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの
 - c. 肺機能障害

次のいずれかに該当する状態

 - (1) 活動能力の程度が[呼吸器疾患活動能力区分表]のウ.に該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの
 - ① 予測肺活量一秒率が20%を超え30%以下のもの
 - ② 下記の〔動脈血ガス分析値表Ⅱ〕に示す中程度または軽度の異常があるもの
 - (2) 2段昇降試験は不能であるが、1段昇降試験において3分間の負荷終了後5分経過しても脈拍数が安静時に比し10%以上の増加を示し、かつ、呼吸促進を認めるもの、または1段昇降試験においても発汗、頻脈（120以上）等のため3分間の負荷試験が継続不能と認められるもの

〔動脈血ガス分析値表Ⅱ〕

検査項目	単位	軽度異常	中等度異常
動脈血O ₂ 分圧	mmHg	75～66	65～56
動脈血CO ₂ 分圧	mmHg	46～50	51～59

14. 心疾患における以下に該当する状態

浮腫、呼吸困難等の臨床症状があり、備考〔別表5〕

7. 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる

程度の病状

b. 心疾患 に定める〔心臓疾患重症度区分表〕に掲げる重症度がウ.に該当し、かつ、

〔心臓疾患検査所見等表〕のうち、いずれか1つ以上の所見等があるもの。

15. 腎疾患における以下に該当する状態

下記の〔腎疾患臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか2つ以上の所見があり、かつ、下記の〔腎疾患検査所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当する

もの

〔腎疾患臨床所見区分表Ⅱ〕

- ①腎不全に基づく末梢神経症
- ②腎不全に基づく消化器症状
- ③水分電解質異常
- ④腎不全に基づく精神異常
- ⑤X線上における骨異常
- ⑥腎性貧血
- ⑦代謝性アチドージス
- ⑧重篤な高血圧症
- ⑨腎疾患に直接関連するその他の症状

〔腎疾患検査所見区分表Ⅱ〕

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ①内因性クレアチニクリアランス値 | 10 (ml/分) 以上20 (ml/分) 未満 |
| ②血清クレアチニン濃度 | 5 (mg/dl) 以上8 (mg/dl) 未満 |
| ③血液尿素窒素 | 40 (mg/dl) 以上80 (mg/dl) 未満 |

(注) 人工透析療法施行中の者にかかる腎機能検査成績は、当該療法実施前の成績による。

16. 肝疾患における次のいずれかに該当する状態

- a. 下記の〔肝疾患臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔肝機能異常度指表Ⅰ〕に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が異常を示し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの
- b. 〔肝機能異常度指表Ⅰ〕に掲げるうち、いずれか1系列以上の検査成績が高度異常を示し、安静を必要とし、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの

〔肝疾患臨床所見区分表Ⅱ〕

- ①腹水が1ヶ月以上存続するもの
- ②明らかな食道静脈瘤が証明されるもの
- ③高度の腹壁静脈怒張のあるもの

17. 血液・造血器系の疾患における次のいずれかに該当する状態

- a. 難治性貧血群（再生不良性貧血、溶血性貧血等）

次のいずれかに該当する状態

- (1) 下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅱ〕のア. からエ. までのうち、3つ以上に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの
- (2) 溶血性貧血の場合は、下記の〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅱ〕のア. に該当し、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの

〔難治性貧血群臨床所見区分表Ⅱ〕

- ①治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度の貧血、出血傾向、易感染性を示すもの
- ②輸血を時々必要とするもの

〔難治性貧血群検査所見区分表Ⅱ〕

- ア. 末梢血液中の赤血球像で、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 血色素量が6.0g/dl以上9.0g/dl未満のもの
 - (b) 赤血球数が200万/mm³以上300万/mm³未満のもの
- イ. 末梢血液中の白血球像で、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 白血球数が1500/mm³以上3000/mm³未満のもの
 - (b) 顆粒球数が500/mm³以上1000/mm³未満のもの
- ウ. 末梢血液中の血小板数が1万/mm³以上5万/mm³未満のもの
- エ. 骨髄像で、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 有核細胞が2万/mm³以上5万/mm³未満のもの
 - (b) 巨核球数が15/mm³以上30/mm³未満のもの
 - (c) リンパ球が40%以上60%未満のもの
 - (d) 顆粒球(G)と赤芽球(E)との比(G/E)が3以上10未満のもの

- b. 出血傾向群（血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等）

中度の出血傾向もしくは関節症状のあるものまたは凝固因子製剤を時々輸注しているものであり、かつ、下記の〔出血傾向群検査所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの

分表】の③または④に該当するもの

〔出血傾向群検査所見区分表Ⅱ〕

- ①出血時間（デューク法）が5分以上10分未満のもの
- ②凝固時間（リー・ホワイト法）が20分以上30分未満のもの
- ③血小板数が3万/mm³以上5万/mm³未満のもの

c. 造血器腫瘍群（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）

下記の〔造血器腫瘍群臨床所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、下記の〔造血器腫瘍群検査所見区分表Ⅱ〕のうち、いずれか1つ以上の所見があり、かつ、〔一般状態区分表〕の③または④に該当するもの

〔造血器腫瘍群臨床所見区分表Ⅱ〕

- ①発熱、骨・関節痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染性、肝脾腫等のあるもの
- ②輸血を時々必要とするもの
- ③容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの

〔造血器腫瘍群検査所見区分表Ⅱ〕

- ①白血球数が正常化し難いもの
- ②末梢血液中の赤血球数が200万/mm³以上300万/mm³未満のもの
- ③末梢血液中の血小板数が1万/mm³以上5万/mm³未満のもの
- ④末梢血液中の正常顆粒球数が500/mm³以上1000/mm³未満のもの
- ⑤末梢血液中の正常リンパ球が300/mm³以上600/mm³未満のもの

18. 悪性新生物における以下に該当する状態

悪性新生物による消化吸収機能障害、局所臓器の機能障害または悪液質のため体重が健康時の60%以上70%未満になり、かつ、下記の〔悪性新生物検査所見区分表Ⅱ〕の全てに該当しているもの

〔悪性新生物検査所見区分表Ⅱ〕

- | | |
|----------|--|
| ①赤血球数 | 250（万/mm ³ ）以上350（万/mm ³ ）未満 |
| ②血色素量 | 8（g/dl）以上10（g/dl）未満 |
| ③ヘマトクリット | 20%以上25%未満 |
| ④総蛋白 | 4（g/dl）以上5（g/dl）未満 |

19. 高血圧症における以下に該当する状態

1年以内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有するもの

20. 脊柱の障害における以下に該当する状態

コルセット等の装具を常時必要とし、かつ、身辺の処理等がかろうじて可能な程度のもの

21. 肢体の障害における次のいずれかに該当する状態

- a. 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- b. 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- c. 一上肢および一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- d. 四肢の機能に障害を残すもの

備考【別表12】

1. 眼の障害（視力障害）

- a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- b. 「両眼の視力の和」とは、両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値を合算したものをいいます。
- c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、特定就労不能障害状態に該当したものとは認めません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- a. 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
- b. 聴力レベルのデシベル値は、周波数500・1000・2000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ
a・b・cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
の値をいいます。

3. 平衡機能の障害

「平衡機能に著しい障害を有するもの」とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のものをいいます。

4. 上肢の障害

- a. 「上肢の指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいいます。

- b. 「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、両上肢のおや指の用を全く廃した程度の障害があり、それに加えて、両上肢のひとさし指または中指の用を全く廃した程度の障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度の障害をいいます。
 - c. 「上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一上肢の3大関節（肩関節・ひじ関節および手関節）中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当する程度のものをいいます。
 - (1) 不良肢位で強直しているもの
 - (2) 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
 - (3) 筋力が著減または消失しているもの
 - d. 「上肢の指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、瘢痕による指の埋没または不良肢位拘縮等により、指があってもそれがないのとほとんど同程度の機能障害があるものをいいます。
5. 下肢の障害
- a. 「下肢の指を欠くもの」とは、中足趾節関節から欠くものをいいます。
 - b. 「下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一下肢の3大関節（また関節、ひざ関節および足関節）中いずれか2関節以上が、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - (1) 不良肢位で強直しているもの
 - (2) 関節の最大他動可動範囲が、正常可動範囲の2分の1以下に制限され、かつ、筋力が半減以下のもの
 - (3) 筋力が著減または消失しているもの
 - c. 「一下肢を足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいいます。
6. 体幹の障害
- 「体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの」とは、室内において杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度の障害をいいます。

別表13 障害等級1級の第10号の状態

「障害等級1級の第10号の状態」とは、国民年金法施行令第4条の6別表の障害等級1級の第10号（精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの）に定める状態をいいます。

別表14 障害等級2級の第16号の状態

「障害等級2級の第16号の状態」とは、国民年金法施行令第4条の6別表の障害等級2級の第16号（精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの）に定める状態をいいます。

別表15 対象となるメンタル就労不能障害状態

メンタル就労不能障害状態とは、下表のいずれかに該当する状態（日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態をいいます。）にあり、かつ、その状態が永続的に回復しない状態をいいます。

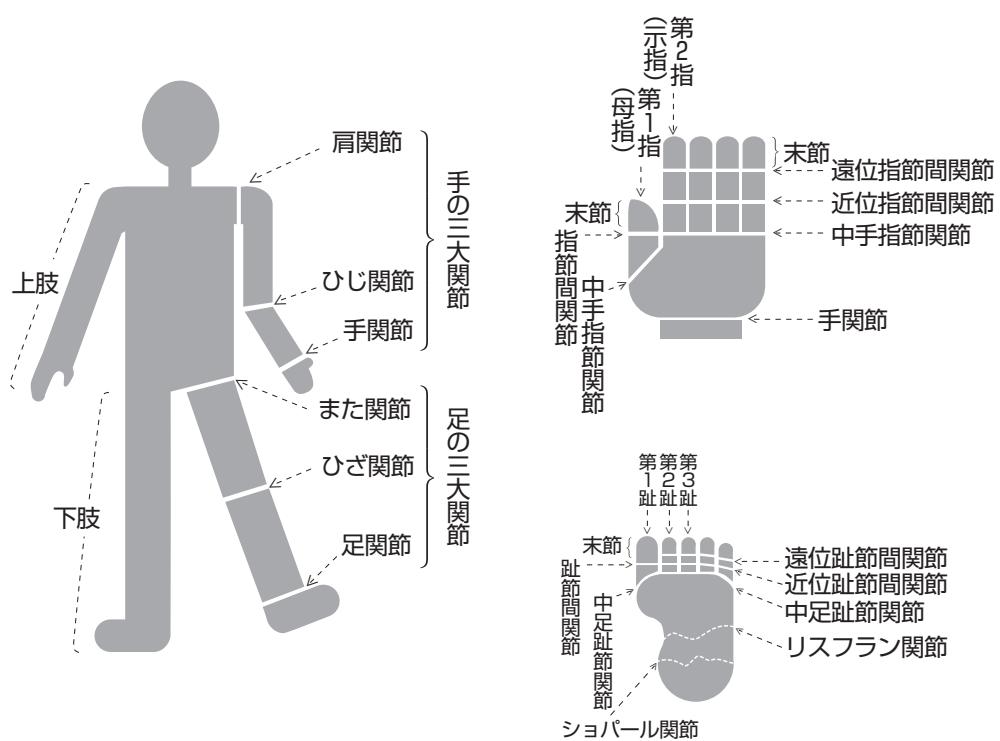
- | |
|--|
| 1. 統合失調症によるものにあっては、欠陥状態または病状があるため、人格崩壊、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるもの |
| 2. そううつ病によるものにあっては、感情、欲動および思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したりまたはひんぱんに繰り返したりするもの |
| 3. 非定型精神病によるものにあっては、欠陥状態または病状が前記1.、2.に準ずるもの |
| 4. てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作または認知症、性格変化、その他の精神神経症状があるもの |
| 5. 中毒精神病によるものにあっては、認知症、性格変化およびその他の持続する異常体験があるもの |
| 6. 器質精神病によるものにあっては、認知症、人格崩壊、その他の精神神経症状があるもの |
| 7. 知的障害によるものにあっては、精神能力の全般的発達に遅滞があるもの |

備考1 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬又は催眠薬使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用及びその他の精神作用物質使用による精神及び行動の障害	依存症候群	F 19.2

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



新保険料払込免除特約条項

1. 総則	58
第1条 (特約の締結)	58
第2条 (特約の責任開始期)	58
2. 保険料の払込免除	58
第3条 (保険料の払込免除)	58
3. 特約を付加した場合の保険料	58
第4条 (特約を付加した場合の保険料)	58
4. 告知義務および告知義務違反による解除	59
第5条 (告知義務)	59
第6条 (告知義務違反による解除)	59
第7条 (特約を解除できない場合)	59
5. 重大事由による解除	59
第8条 (重大事由による解除)	59
6. 特約の失効および消滅	59
第9条 (特約の失効および消滅)	59
7. 特約の復活	59
第10条 (特約の復活)	59
8. 特約の解約	60
第11条 (特約の解約)	60
9. 解約返戻金および特約の解約等に伴う保険料の取扱	60
第12条 (解約返戻金)	60
第13条 (特約の解約等に伴う保険料の取扱)	60
10. 契約者配当	60
第14条 (契約者配当)	60
11. 請求手続	60
第15条 (請求手続)	60
12. 主約款の準用	60
第16条 (主約款の準用)	60
13. 中途付加の場合の取扱	60
第17条 (中途付加の場合の取扱)	60
14. 特別条件特約を付加した場合の取扱	61
第18条 (特別条件特約を付加した場合の取扱)	61
15. 特別取扱	61
第19条 (主契約が新収入保障保険 (払込期間中無解約返戻金型) の場合の取扱)	61
別表1 請求書類	62
別表2 対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患	62
別表3 入院	63
別表4 病院または診療所	63
備考 治療を目的とした入院	63

新保険料払込免除特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

2. 保険料の払込免除

第3条（保険料の払込免除）

- 被保険者が、次のいずれかに該当した場合（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除の事由に該当したときを除きます。）は、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに該当した場合には、その払込期月）以後の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約（以下「免除対象特約」といいます。）の保険料の払込を免除します。
 - この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表2に定めるところによります。以下同じ。）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。）
 - 次の条件をすべて満たす入院をしたとき
 - この特約の責任開始期以後に発病した心疾患（別表2に定めるところによります。以下同じ。）または脳血管疾患（別表2に定めるところによります。以下同じ。）を直接の原因とする別表3に定める入院であること
 - 心疾患または脳血管疾患の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること
 - 別表4に定める病院または診療所における入院であること
- 前項第1号に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（別表2の1. 中、基本分類コードC50の悪性新生物。以下同じ。）に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。ただし、その後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後）、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除します。
- 被保険者が心疾患および脳血管疾患以外の疾病または傷害による入院中に心疾患または脳血管疾患の治療を受けたときは、その治療を開始した日からその心疾患または脳血管疾患の治療を目的として入院したものとみなして第1項第2号の規定を適用します。ただし、その心疾患または脳血管疾患のみによっても入院する必要があるときに限ります。
- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、この特約の責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患によるものとみなします。
 - この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
 - 原因となった心疾患または脳血管疾患について、保険契約者または被保険者が第5条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその心疾患または脳血管疾患を知っていたとき
 - 原因となった心疾患または脳血管疾患について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その心疾患または脳血管疾患による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、主約款および免除対象特約の特約条項の規定により保険料の払込が免除されたものとして、主約款および免除対象特約の特約条項の規定を準用します。

3. 特約を付加した場合の保険料

第4条（特約を付加した場合の保険料）

この特約を付加した場合、主契約および免除対象特約の保険料は、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料とします。

4. 告知義務および告知義務違反による解除

第5条（告知義務）

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

第6条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かつて、この特約を解除することができます。
2. 会社は、保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険料の払込免除を行いません。また、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかつたものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者（主約款に定める代理請求人を含みます。以下第4項において同じ。）または被保険者が証明したときは、保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

第7条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らないなかつたとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第5条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第5条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険料の払込免除事由が生じているとき（この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第5条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

5. 重大事由による解除

第8条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

6. 特約の失効および消滅

第9条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。

7. 特約の復活

第10条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があつたもの

とします。

2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約の解約

第11条（特約の解約）

1. 保険契約者は、保険料の払込免除の事由（主約款に定める保険料の払込免除の事由を含みます。）の発生前に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、以後の主契約および免除対象特約の保険料を改めます。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

9. 解約返戻金および特約の解約等に伴う保険料の取扱

第12条（解約返戻金）

この特約については、解約返戻金はありません。また、この特約を付加した場合の主契約および免除対象特約の解約返戻金の額は、この特約を付加しない場合と同額とします。

第13条（特約の解約等に伴う保険料の取扱）

保険料払込方法（回数）が年払の契約または半年払の契約について、この特約のみが解約または解除された場合には、会社は、次の第1号と第2号の差額を保険契約者に払いもどします。

- (1) その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する主契約および免除対象特約の保険料の額
- (2) 前号の保険料について、この特約を付加しない場合の保険料率を適用して計算した金額

10. 契約者配当

第14条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

11. 請求手続

第15条（請求手続）

1. この特約の保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく保険料の払込免除は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の保険料の払込免除の請求手続については、主約款の保険料の払込免除の請求手続に関する規定を準用します。

12. 主約款の準用

第16条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

13. 中途付加の場合の取扱

第17条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、被保険者の同意を得て、かつ、保険契約者から申出があった場合で、会社が承諾したときには、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 中途付加は、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 責任開始期
会社は、次に定める時からこの特約上の責任を負います。この場合、この特約の責任開始期の属する日を「中途付加日」とします。
 - ① 中途付加を承諾した後に会社の定める金額を受け取った場合
会社の定める金額を受け取った時
 - ② 会社の定める金額を受け取った後に中途付加を承諾した場合
会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

(2) 保険料の計算

この特約を中途付加した場合の主契約および免除対象特約の保険料は、それぞれ会社の定めるところにより計算した保険料に改めます。

3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

14. 特別条件特約を付加した場合の取扱

第18条（特別条件特約を付加した場合の取扱）

特別条件特約条項第2条（特約による条件）第3号に規定する特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合には、被保険者が会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）中に、会社指定の部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた悪性新生物を直接の原因として、第3条（保険料の払込免除）第1項第1号に定める保険料の払込免除の事由に該当したときは、会社は保険料の払込を免除しません。ただし、その後（特定部位に生じた悪性新生物については特定期間満了後）、被保険者が新たに悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは、新たに罹患した悪性新生物をこの特約の責任開始期前を含めて初めて罹患したものとみなして、保険料の払込を免除します。

15. 特別取扱

第19条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）

この特約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合、主契約の年金が支払われたときは、その支払事由発生時にこの特約は消滅します。

別表1 請求書類

項目	提出書類	該当条文
保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書	第3条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患

1. 対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の範囲は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。
なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C 00～C 14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 15～C 26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 30～C 39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C 40～C 41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞（C 43～C 44）中の ・皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C 45～C 49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C 50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 51～C 58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C 60～C 63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C 64～C 68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 69～C 72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C 73～C 75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C 76～C 80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、 原発と記載された又は推定されたもの	C 81～C 96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C 97
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05～I 09
	虚血性心疾患	I 20～I 25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I 26～I 28
	その他の型の心疾患	I 30～I 52
脳血管疾患	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G 45
	脳血管疾患	I 60～I 69

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」とは、悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特長付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除きます。）を指し、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているもので、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。
なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となる悪性新生物とします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となる悪性新生物となります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髓異形成症候群	D46
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髓線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.5

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病的検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

リビング・ニーズ特約条項

1. 総則	66
第1条（用語の定義）	66
第2条（特約の締結）	66
第3条（特約の責任開始期）	66
2. 特約保険金の支払	66
第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）	66
第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）	67
3. 告知義務・告知義務違反による解除	67
第6条（告知義務および告知義務違反による解除）	67
4. 重大事由による解除	67
第7条（重大事由による解除）	67
5. 特約保険料の払込	67
第8条（特約保険料の払込）	67
6. 特約の失効および消滅	67
第9条（特約の失効および消滅）	67
7. 特約の復活	68
第10条（特約の復活）	68
8. 特約の復旧	68
第11条（特約の復旧）	68
9. 特約の解約	68
第12条（特約の解約）	68
10. 解約返戻金	68
第13条（解約返戻金）	68
11. 契約者配当	68
第14条（契約者配当）	68
12. 請求手続	68
第15条（請求手続）	68
13. リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等	69
第16条（リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等）	69
14. 主約款の準用	69
第17条（主約款の準用）	69
15. 特別取扱	69
第18条（中途付加の場合の取扱）	69
第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の取扱）	69
第20条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の取扱）	69
第21条（主契約に家族定期保険特約（配偶者型）等が付加されている場合の取扱）	70
第22条（主契約に特別条件特約が付加されている場合の取扱）	70
第23条（主契約に質権が設定されている場合の取扱）	70
第24条（主契約が定期保険等の場合の取扱）	70
第25条（主契約が特定疾病保障定期保険等の場合の取扱）	70
第26条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）	70
第27条（主契約が5年ごと利差配当付養老保険等の場合の取扱）	71
第28条（主契約が通増定期保険の場合の取扱）	71
第29条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）	72
第30条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）	72
第31条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	72
第32条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	72
第33条（主契約が無解約返戻金型通減定期保険の場合の取扱）	72
別表1 請求書類	74

リビング・ニーズ特約条項

1. 総則

第1条（用語の定義）

- この特約において「特約基準保険金額」とは、リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいいます。
- 前項の特約基準保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求の際、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険金額（会社の定める金額をこえるときは、会社の定める金額）の範囲内で被保険者が指定するものとします。

第2条（特約の締結）

- この特約は、主契約締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
- この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

第3条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

2. 特約保険金の支払

第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）

- 会社は、次表の規定により、リビング・ニーズ保険金を支払います。

名称	保険金を支払う場合 (以下「支払事由」と いいます。)	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支 払わない場合
リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額から会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息および主契約の保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者、被保険者または第15条（請求手続）第2項に定める指定代理請求人の故意

- 前項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の請求に必要な書類が会社の本店に到着しない限り、会社は、このリビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 第1項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の請求日（リビング・ニーズ保険金の請求に必要な書類が本店に到着した日をいいます。以下同じ。）からその日を含めて主契約の保険期間満了日までの期間が1年以内である場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- その被保険者がこの特約の被保険者と同一である他の保険契約にリビング・ニーズ特約を付加している場合には、会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金を支払います。
- リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるところによります。
 - 特約基準保険金額が主契約の保険金額と同額のとき
主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の解約返戻金の支払に関する規定にかかわらず、会社は、解約返戻金を支払いません。
 - 特約基準保険金額が主契約の保険金額より少額のとき
主契約は、特約基準保険金額と同額の保険金額がリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、減額部分に解約返戻金があるときでもこれを支払いません。
 - 主契約が保険料年払契約の場合で、リビング・ニーズ保険金の請求日からその直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。以下同じ。）が6か月を超えるとき。ただし、本号の規定は、主契約の契約日または最後の更新日が平成22年3月2日以後の場合に限り適用します。
会社は、リビング・ニーズ保険金の請求日から、直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日の前日

- までの期間から 6 か月を差し引いた期間について、前 2 号により消滅した部分または減額された部分の保険料相当額をリビング・ニーズ保険金の受取人に支払います。
6. リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
 7. リビング・ニーズ保険金を支払う前に主契約の保険金の請求を受け、主契約の保険金が支払われる場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。また、主契約の保険金が支払われた場合には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
 8. リビング・ニーズ保険金が支払われた後に、主契約の保険金の請求を受けた場合には、次に定めるところによります。
 - (1) リビング・ニーズ保険金の支払が第 5 項第 1 号に該当していた場合
主契約の保険金は支払いません。
 - (2) リビング・ニーズ保険金の支払が第 5 項第 2 号に該当していた場合
リビング・ニーズ保険金の支払による減額後の保険金額のみ支払います。
 9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第 1 項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
 10. 主約款に定める自動振替貸付金または契約者貸付金がある場合には、支払うべき金額から、会社の定める方法により、その元利合計額を差し引きます。
 11. リビング・ニーズ保険金の受取人は、第 1 項および第 9 項に定める者以外に変更することはできません。

第 5 条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱によりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合に、戦争その他の変乱によりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がリビング・ニーズ保険金の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社はその影響の程度に応じ、リビング・ニーズ保険金の金額を削減して支払うか、またはその金額の全額を支払わないことがあります。

3. 告知義務・告知義務違反による解除

第 6 条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。この場合、第 15 条（請求手続）第 2 項に定める指定代理請求人を死亡保険金受取人と同様に取り扱います。

4. 重大事由による解除

第 7 条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。この場合、主約款に定める重大事由による解除を、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できないときは、第 15 条（請求手続）第 2 項に定める指定代理請求人に通知します。

5. 特約保険料の払込

第 8 条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を要しません。

6. 特約の失効および消滅

第 9 条（特約の失効および消滅）

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 次の場合、この特約は消滅します。
 - (1) リビング・ニーズ保険金が支払われた場合
 - (2) 主契約が消滅した場合
 - (3) 主契約が延長保険へ変更された場合

7. 特約の復活

第10条（特約の復活）

- 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

8. 特約の復旧

第11条（特約の復旧）

- 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があつたものとします。
- 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。

9. 特約の解約

第12条（特約の解約）

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

10. 解約返戻金

第13条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

11. 契約者配当

第14条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

12. 請求手続

第15条（請求手続）

- この特約にもとづく支払および変更等は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
- 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、保険契約者が被保険者の同意を得て次の第1号または第2号の範囲内であらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、被保険者の代理人としてリビング・ニーズ保険金を請求することができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - 次の範囲内の者
 - 被保険者の戸籍上の配偶者
 - 被保険者の直系血族
 - 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪）
 - 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、リビング・ニーズ保険金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
 - 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前号④に掲げる以外の者
 - 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - その他前①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
- 前項の規定により、指定代理請求人がリビング・ニーズ保険金を請求する場合には、指定代理請求人は請求時においても前項第1号または第2号の範囲内の者であることを要します。
- 前2項の規定により、リビング・ニーズ保険金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 保険契約者またはその承継人は、別表1に定める請求書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第2項第1号または第2号に定める範囲内の者であることを要します。
- 前項の場合、指定代理請求人の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

13. リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等

第16条（リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等）

リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等については、主約款の規定を準用します。

14. 主約款の準用

第17条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

15. 特別取扱

第18条（中途付加の場合の取扱）

1. 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾した場合には、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
2. 会社が中途付加を承諾したときは、会社が承諾した時からこの特約の責任を負います。
3. この特約を中途付加したときは、保険証券に表示します。

第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の取扱）

この特約の付加された主契約に、定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約、生存給付金付定期保険特約、通減定期保険特約、収入保障特約または無解約返戻金型収入保障特約（以下本条において、「定期保険特約等」といいます。）が付加されている場合には、次に定めるところによります。ただし、リビング・ニーズ保険金の請求日が定期保険特約等の保険期間の満了（特約が更新される場合を除きます。）前1年間の場合および主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険、積立型終身保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険の場合は、本条の規定を適用しません。

- (1) 特約基準保険金額は、主契約の保険金額および定期保険特約等の保険金額の合計額の範囲内で被保険者が指定するものとします。ただし、通減定期保険特約、収入保障特約および無解約返戻金型収入保障特約については次の金額を主契約の保険金額と合計します。
 - ① 通減定期保険特約
リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日の保険金額
 - ② 収入保障特約および無解約返戻金型収入保障特約
リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日における年金の現価相当額
- (2) リビング・ニーズ保険金額は、特約基準保険金額から会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息ならびに主契約および定期保険特約等の保険料相当額を差し引いた金額とします。
- (3) リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるところによります。
 - ① 特約基準保険金額が、主契約の保険金額および前号に定める定期保険特約等の保険金額の合計額と同額のとき
主契約および定期保険特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている定期保険特約等以外の特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の解約返戻金の支払に関する規定にかかわらず、会社は、解約返戻金を支払いません。
 - ② 特約基準保険金額が、主契約の保険金額および前号に定める定期保険特約等の保険金額の合計額より少額のとき
主契約および定期保険特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約および定期保険特約等のそれぞれの保険金額（通減定期保険特約、収入保障特約および無解約返戻金型収入保障特約については、第1号に定める金額とします。）の割合に応じて、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約および定期保険特約等の保険金額のうち減額された部分の合計額は特約基準保険金額と同額とし、定期保険特約等の特約の規定にかかわらず、減額部分に解約返戻金があるときでも、会社は、これを支払いません。

第20条（主契約に災害割増特約等が付加されている場合の取扱）

1. この特約の付加された主契約に災害割増特約、傷害特約、災害入院特約、疾病入院特約、成人病入院特約、女性疾病入院特約、通院特約、新傷害特約、新交通災害割増特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約または新通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が付加されている場合には、これらの特約の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払により主契約の保険金額が減額され、主契約の被保険者の特約の保険金額または給付日額が会社の定める限

度をこえるにいたったときでも、特約の保険金額または給付日額は減額されないものとします。

2. この特約の付加された主契約に災害入院特約、疾病入院特約、成人病入院特約、女性疾病入院特約、通院特約、新災害入院特約、新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約または新通院特約（これらの特約と同様の給付のある特約を含みます。）が付加されている場合、リビング・ニーズ保険金の支払によりこれらの特約が消滅したときの取扱は、高度障害保険金の支払により主契約が消滅したときに準じて取り扱います。

第21条（主契約に家族定期保険特約（配偶者型）等が付加されている場合の取扱）

この特約の付加された主契約に家族定期保険特約（配偶者型）または家族定期保険特約（子型）（以下「家族定期保険特約（配偶者型）等」といいます。）が付加されている場合に、リビング・ニーズ保険金の支払により主契約が消滅するときは、家族定期保険特約（配偶者型）等も同時に消滅します。この場合、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第1号の規定にかかわらず、会社は、家族定期保険特約（配偶者型）等に責任準備金があるときはこれを被保険者に支払います。

第22条（主契約に特別条件特約が付加されている場合の取扱）

この特約が付加された主契約に特別条件特約が付加され、保険金削減支払方法が適用されている場合に、保険金削減期間中にリビング・ニーズ保険金の請求があったときは、次の1号に定める金額から2号に定める金額を差し引いた金額を支払います。

- (1) 特約基準保険金額から、会社の定める方法によりリビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息を差し引いた金額に、リビング・ニーズ保険金の請求日における特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額
- (2) リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する保険料相当額

第23条（主契約に質権が設定されている場合の取扱）

この特約が付加された主契約に質権が設定されている場合、会社は、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

第24条（主契約が定期保険等の場合の取扱）

1. この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約が更新される場合、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第3項の適用に際しては、「保険期間満了日」を「保険期間満了日（主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。
 - (2) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
 - (3) 第2号ただし書きによりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。
2. この特約が低解約返戻金型定期保険または無解約返戻金型定期保険に付加されている場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、リビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を適用して、主契約の代理請求人がリビング・ニーズ保険金を代理請求できるものとします。この場合、第15条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

第25条（主契約が特定疾病保障定期保険等の場合の取扱）

1. この特約が特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加されている場合、この特約の指定代理請求人は、主契約の指定代理請求人と同一とします。
2. この特約が特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 主契約が更新されるときは、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第3項の適用に際しては、「保険期間満了日」を「保険期間満了日（主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。
 - (2) 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。
 - (3) 第2号ただし書きによりこの特約が更新されないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める他の特約を更新時に付加することがあります。

第26条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）

1. この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、定期保険特約、養老保険特約、生存給

付金付定期保険特約または遞減定期保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加されていることを要します。

2. この特約が5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 特約基準保険金額は、定期保険特約等の保険金額（遞減定期保険特約については、リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日の保険金額とします。）の合計額の範囲内で被保険者が指定するものとします。
 - (2) リビング・ニーズ保険金額は、特約基準保険金額から会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息および定期保険特約等の保険料相当額を差し引いた金額とします。
 - (3) リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるところによります。
 - ① 特約基準保険金額が定期保険特約等の保険金額の合計額と同額のとき
定期保険特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
 - ② 特約基準保険金額が定期保険特約等の保険金額の合計額より少額のとき
定期保険特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日における定期保険特約等のそれぞれの保険金額の割合に応じて、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、定期保険特約等の保険金額のうち減額された部分の合計額は特約基準保険金額と同額とし、定期保険特約等の特約の規定にかかわらず、減額部分に解約返戻金があるときでも、会社は、これを支払いません。
 - (4) 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第8項以下の適用に際しては、「主契約」を「定期保険特約等」と読み替えます。
 - (5) 第6条（告知義務および告知義務違反による解除）および第7条（重大事由による解除）の適用に際しては、「主約款」を「定期保険特約等」と読み替えます。
 - (6) 第9条（特約の失効および消滅）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. 次の場合、この特約は消滅します。
 - (1) リビング・ニーズ保険金が支払われた場合
 - (2) 主契約が消滅した場合
 - (3) 主契約が払済年金保険へ変更された場合
 - (4) 主契約に付加されたすべての定期保険特約等が消滅した場合
 - (5) 年金支払開始日が到来した場合

第27条（主契約が5年ごと利差配当付養老保険等の場合の取扱）

この特約が5年ごと利差配当付養老保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険に付加されている場合で、第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）に定めるリビング・ニーズ保険金が支払われるときは、特約基準保険金額に対応する部分に対しては、主契約の死亡保険金または死亡給付金を支払う場合の取扱に準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。

第28条（主契約が遞増定期保険の場合の取扱）

この特約が遞増定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の保険金額」と読み替えます。
- (2) 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第2号の適用に際しては、「特約基準保険金額と同額の保険金額」を「特約基準保険金額に対応する基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の取扱）第3号②の場合において、主契約の保険金額を減額するときは、その減額された保険金額に対応する基本保険金額を減額したものとして取り扱います。
- (4) 主契約にガン割増特則が付加されている場合、ガン割増特則のガン死亡保険金はこの特約の特約保険金の支払の対象には含みません。

第29条（主契約が積立型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立型終身保険または5年ごと利差配当付積立型終身保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) リビング・ニーズ保険金の請求日が主契約の保険料払込期間中であるときは、主契約の死亡給付金額は、特約基準保険金額の対象となりません。
- (2) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 主契約に、定期保険特約、養老保険特約、終身保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合、第26条（主契約が5年ごと利差配当付個人年金保険の場合の取扱）第2項中、第1号から第5号の規定は、本号の場合にこれを準用します。

第30条（主契約に年金支払移行特約等を付加する場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約、介護年金支払移行特約、介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付夫婦年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約のいずれかの特約が付加された場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の全部を移行する場合
この特約は、消滅します。
- (2) 主契約の一部を移行する場合
主契約のうち年金支払または介護保障に移行しない部分についてこの特約を適用します。

第31条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 主契約の基本保険金額の全部または一部が特約基準保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合に、リビング・ニーズ保険金の請求日の属する月に増加保険金があるときは、基本保険金額に対する特約基準保険金額の割合に応じて、増加保険金をリビング・ニーズ保険金として支払います。この場合、増加保険金は、支払われた金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

第32条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型総合収入保障保険、収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）または新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日における主契約の年金の現価相当額」と読み替えます。
- (2) 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第2号の適用に際しては、「特約基準保険金額と同額の保険金額」を、収入保障保険の場合は「特約基準保険金額と同額の年金の現価相当額に対応する基本年金額」と、無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型総合収入保障保険、収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）または新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合は「特約基準保険金額と同額の年金の現価相当額に対応する基本年金月額」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 主契約が収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）または新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合で、請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、リビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を準用して、主契約の代理請求人がリビング・ニーズ保険金を代理請求できるものとします。この場合、第15条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

第33条（主契約が無解約返戻金型遞減定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型遞減定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約条項の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「リビング・ニーズ保険金の請求日の翌日からその日を含めて6か月間の期間が満了する日における保険金額」と読み替えます。
- (2) 第4条（リビング・ニーズ保険金の支払）第5項第2号の適用に際しては、「特約基準保険金額と同額の保険金額」を「特約基準保険金額に対応する基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、リビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、主約款に定める代理請求に関する規定を準用して、主契

約の代理請求人がリビング・ニーズ保険金を代理請求できるものとします。この場合、第15条（請求手続）に定める代理請求に関する規定は適用しません。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
リビング・ニーズ保険 金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 被保険者の印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書	第4条
リビング・ニーズ保険 金の指定代理請求	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本） (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 指定代理請求人の戸籍謄本 (7) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (8) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し	第15条
指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第15条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

年金支払特約条項

1. 総則	75
第1条（特約の締結）	75
第2条（年金基金の設定）	75
2. 年金の支払	75
第3条（年金の種類）	75
第4条（年金額の計算）	75
第5条（年金支払日および年金受取人）	76
第6条（年金の分割支払）	76
第7条（年金の一括支払）	76
3. 年金受取人の住所の変更	76
第8条（年金受取人の住所の変更）	76
4. 特約の消滅	76
第9条（特約の消滅）	76
5. 特約内容の変更	76
第10条（年金支払の内容の変更）	76
第11条（年金受取人の変更）	77
6. 特約の解約	77
第12条（特約の解約）	77
7. 契約者配当	77
第13条（契約者配当）	77
8. 年金受取人の代表者	77
第14条（年金受取人の代表者）	77
9. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理	77
第15条（年齢の計算－保証期間付終身年金）	77
第16条（年齢および性別の誤りの処理－保証期間付終身年金）	77
10. 請求手続	78
第17条（請求手続）	78
11. 年金等の支払の時期および場所等	78
第18条（年金等の支払の時期および場所等）	78
12. 時効	78
第19条（時効）	78
13. 主約款の準用	78
第20条（主約款の準用）	78
14. 特別取扱	78
第21条（主契約が定期保険等および特定疾病保障定期保険の場合の取扱）	78
第22条（主契約が生存給付金付定期保険の場合の取扱）	78
第23条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）	78
第24条（主契約が積立型終身保険の場合の取扱）	79
第25条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）	79
第26条（主契約が一時払終身医療保険（低解約返戻金型）の場合の取扱）	79
第27条（主契約に収入保障特約等が付加されている場合の取扱）	79
別表1 請求書類	80

年金支払特約条項

1. 総則

第1条（特約の締結）

- この特約は保険契約者（保険金の支払事由発生後は保険金の受取人）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、保険金（保険金とともに支払われる金額を含みます。以下同じ。）の一時支払に代えて保険金を年金で支払います。
- 保険契約者の申出によりこの特約が締結されたときは、この特約の名称を保険証券に表示します。

第2条（年金基金の設定）

- この特約が締結されたときは、保険金の支払事由が生じた時（保険金の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、保険金の全部または一部を年金基金に充当します。
- 年金基金が設定されたときは、年金証書を交付します。

2. 年金の支払

第3条（年金の種類）

年金の種類は、次のいずれかとします。

- 確定年金
あらかじめ定めた一定期間中一定金額の年金を支払います。
- 保証期間付終身年金
あらかじめ定めた一定期間（以下「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。ただし、年金受取人が法人の場合、保証期間経過後の終身年金は、年金基金設定時に法人の指定した者の生存期間中支払うものとします。

第4条（年金額の計算）

年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。

第5条（年金支払日および年金受取人）

年金は、次に定めるところにより支払います。

(1) 第1回年金支払日

年金基金の設定日の翌年の応当日

(2) 第2回以後の年金支払日

第1回年金支払日の年単位の応当日

(3) 年金受取人

保険金の受取人と同一人

第6条（年金の分割支払）

1. 年金受取人から請求があったときは、次に定めるところにより、1年分の年金額を等分して支払います。

ただし、年金額が会社の定める金額に満たない場合には取り扱いません。

(1) 分割回数は次の各号のいずれかとします。

① 年2回

② 年4回

③ 年6回

④ 年12回

(2) 会社の定める利率により計算した利息を支払います。

2. 年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者。以下本項において同じ。）が死亡したことによりこの特約が消滅する場合または会社が年金を一括支払する事由が生じた場合で、その該当日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡時の法定相続人（年金受取人が法人の場合、その法人）に支払います。ただし、会社が年金を一括支払する場合で、年金受取人が生存しているときは、年金受取人に支払います。

第7条（年金の一括支払）

1. 年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、次の金額を一括して支払います。

(1) 年金基金の設定後第1回年金支払日前

請求時における年金基金の価額

(2) 第1回年金支払日以後の年金支払期間中（保証期間付終身年金においては保証期間中）

残存支払期間（保証期間付終身年金においては残存保証期間）に対応する未払年金の現価

2. 保証期間付終身年金において、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者。以下本条において同じ。）が年金基金の設定後第1回年金支払日前に死亡したときは、死亡時における年金基金の価額をその死亡時の法定相続人（年金受取人が法人の場合、その法人）に支払います。

3. 保証期間付終身年金において、残存保証期間中の未払年金の現価を支払ったときは、次に定めるところによります。

(1) 年金証書に表示します。

(2) 保証期間経過後の終身年金は、保証期間経過後において年金受取人が生存するときは引き続きその生存期間中年金を支払います。

4. 年金基金の価額を支払ったときおよび確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、この特約は消滅します。

3. 年金受取人の住所の変更

第8条（年金受取人の住所の変更）

1. 年金受取人が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社に通知してください。

2. 前項の通知がなく、変更後の年金受取人の住所または通信先が確認できなかつたときは、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとします。

4. 特約の消滅

第9条（特約の消滅）

主契約が保険金支払以外の事由により消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

5. 特約内容の変更

第10条（年金支払の内容の変更）

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その

他の年金支払の内容の変更を請求することができます。

2. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他の年金支払の内容の変更を請求することができます。
3. 年金支払の内容が変更されたときは、保険証券または年金証書に表示します。

第11条（年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社に通知することにより、その権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、会社の定める方法により年金額を改めます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社が変更前の年金受取人に年金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社は、その既に支払った年金を重複しては支払いません。
3. 確定年金において、年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
4. 保証期間付終身年金において、年金受取人が第1回年金支払日以後の保証期間中に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、残存保証期間中の年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
5. 年金受取人は、その権利を担保に供することはできません。
6. 年金受取人が変更されたときは、年金証書に表示します。
7. 第3項および第4項の場合、年金証書に表示を受けてください。
8. 年金受取人の遺言によって、本条の変更をすることはできません。

6. 特約の解約

第12条（特約の解約）

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

7. 契約者配当

第13条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

8. 年金受取人の代表者

第14条（年金受取人の代表者）

1. 年金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人およびその相続人を代理するものとします。
2. 代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限り、あらためて代表者1人を定めてください。
3. 前2項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、年金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。

9. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第15条（年齢の計算－保証期間付終身年金）

保証期間付終身年金において、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

第16条（年齢および性別の誤りの処理－保証期間付終身年金）

保証期間付終身年金において、特約付加申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の年齢または性別に誤りがあったときは、実際の年齢または性別にもとづいて年金額を改めます。ただし、既に年金を支払っているときは、既に支払った年金額の差額を授受するものとします。

10. 請求手続

第17条（請求手続）

この特約にもとづく支払および変更は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。

11. 年金等の支払の時期および場所等

第18条（年金等の支払の時期および場所等）

年金等の支払金の支払の時期および場所等については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

12. 時効

第19条（時効）

年金等の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

13. 主約款の準用

第20条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。この場合、主約款の重大事由による解除の規定を準用し、この特約（反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、該当した者が年金受取人のみであり、かつ、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に支払われるべき年金にかかる部分をいいます。）を解除するときは、会社は、この特約のうち支払われない年金に対応する部分の返戻金（年金の一括支払をする場合の金額と同額）をその年金受取人に支払います。

14. 特別取扱

第21条（主契約が定期保険等および特定疾病保障定期保険の場合の取扱）

この特約が定期保険、定期保険（低解約返戻金型）、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、この特約は主契約とともに更新されます。

第22条（主契約が生存給付金付定期保険の場合の取扱）

この特約が生存給付金付定期保険に付加されている場合には、保険期間満了時に支払事由が発生する生存給付金についても年金で支払います。この場合、次に定めるところによります。

(1) 第1条（特約の締結）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. この特約は保険契約者の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、保険期間満了時に支払う生存給付金の全部または一部（保険期間満了時に支払う生存給付金とともに支払われる金銭を含みます。以下同じ。）の一時支払に代えて保険期間満了時に支払う生存給付金を年金で支払います。

(2) 第2条（年金基金の設定）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. この特約が締結されたときは、保険期間満了時に、保険期間満了時に支払う生存給付金の全部または一部を年金基金に充当します。

(3) 第5条（年金支払日および年金受取人）第3号の適用に際しては、「保険金の受取人」を「保険契約者」と読み替えます。

(4) 第9条（特約の消滅）、第10条（年金支払の内容の変更）第1項および第12条（特約の解約）第1項の適用に際しては、「保険金」を「保険期間満了時に支払う生存給付金」と読み替えます。

第23条（主契約が収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型総合収入保障保険、収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）または新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）（以下本条において「収入保障保険等」といいます。）に付加されている場合には、収入保障年金等（収入保障年金または高度障害年金とします。ただし、無解約返戻金型総合収入保障保険の場合には、収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金とし、新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合には、収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金とします。以下本条において同じ。）の未払年金の一括支払を請求するときに限り、その未払年金の現価に相当する額の全部または一部を年金基金に充当します。この場合、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約の締結）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
- この特約は保険契約者（収入保障年金等（収入保障年金または高度障害年金とします。ただし、無解約返戻金型総合収入保障保険の場合には、収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金とし、新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合には、収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金とします。以下同じ。）の支払事由発生後は収入保障年金等の受取人）の申出により、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結し、会社は、収入保障年金等の未払年金の現価に相当する額（収入保障年金等とともに支払われる金銭を含みます。以下同じ。）の一時支払に代えてその額を年金で支払います。
- (2) 第2条（年金基金の設定）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
- この特約が締結されたときは、収入保障年金等の未払年金の現価に相当する額の一時支払をする時（収入保障年金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、収入保障年金等の未払年金の現価に相当する額の全部または一部を年金基金に充当します。
- (3) 第5条（年金支払日および年金受取人）第3号、第9条（特約の消滅）、第10条（年金支払の内容の変更）第1項および第12条（特約の解約）第1項の適用に際しては、「保険金」を「収入保障年金等」と読み替えます。

第24条（主契約が積立型終身保険の場合の取扱）

この特約が積立型終身保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）、第2条（年金基金の設定）、第5条（年金支払日および年金受取人）、第9条（特約の消滅）、第10条（年金支払の内容の変更）および第12条（特約の解約）の適用に際しては、「保険金」を「保険金等」と読み替えます。

第25条（主契約が積立利率変動型終身保険等の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、この特約に定める年金基金に充当した保険金については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。

第26条（主契約が一時払終身医療保険（低解約返戻金型）の場合の取扱）

この特約が一時払終身医療保険（低解約返戻金型）に付加されている場合、第1条（特約の締結）、第2条（年金基金の設定）、第5条（年金支払日および年金受取人）、第9条（特約の消滅）、第10条（年金支払の内容の変更）および第12条（特約の解約）の適用に際しては、「保険金」を「死亡給付金」と読み替えます。

第27条（主契約に収入保障特約等が付加されている場合の取扱）

この特約を付加する主契約に、収入保障特約または無解約返戻金型収入保障特約（以下「収入保障特約等」といいます。）が付加されている場合には、収入保障特約等の収入保障年金または高度障害年金の未払年金の一括支払を請求するときに限り、その未払年金の現価に相当する額の全部または一部を年金基金に充当することができます。

別表1 請求書類

項 目	提 出 書 類	該当条文
年金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 保証期間付終身年金における保証期間経過後の終身年金については、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の戸籍抄本	第5条
年金の分割支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 保証期間付終身年金における保証期間経過後の終身年金については、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の戸籍抄本	第6条
年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書と戸籍抄本	第7条
年金支払の内容の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書	第10条
年金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人死亡の場合、次の書類 ① 旧年金受取人の戸籍謄本 ② 年金受取人代表者選任届 ③ 相続人の印鑑証明書	第11条
(注) 会社は、上記の提出書類の一部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

区分料率適用特約条項

第1条（特約の締結）	81	第11条（特約の復旧）	83
第2条（特約の保険期間）	81	第12条（主契約の復旧）	83
第3条（適用保険料率）	81	第13条（特約の解約）	83
第4条（告知義務）	81	第14条（喫煙歴および自動車等の運転履歴に関する告知の誤りの処理）	83
第5条（告知義務違反による特約の解除）	81	第15条（年齢の誤りの処理）	83
第6条（特約を解除できない場合）	82	第16条（特約の自動更新）	83
第7条（特約の失効）	82	第17条（被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）	84
第8条（特約の消滅）	82	第18条（主約款の準用）	84
第9条（特約の復活）	82		
第10条（主契約の保険金額の増額）	82		

区分料率適用特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）を締結または更新する際、保険契約者の申出により、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合するときに、会社の承諾を得て主契約に付加して締結します。

第2条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

第3条（適用保険料率）

この特約を付加した主契約の保険料率は、被保険者の健康状態、喫煙歴ならびに自動車および原動機付自転車（以下「自動車等」といいます。）の運転履歴により、次の各号のいずれかの保険料率を適用します。

- (1) S D 非喫煙者優良体保険料率
- (2) 非喫煙者優良体保険料率
- (3) S D 非喫煙者標準体保険料率
- (4) 非喫煙者標準体保険料率
- (5) S D 喫煙者優良体保険料率
- (6) 喫煙者優良体保険料率

第4条（告知義務）

この特約の締結、復活もしくは復旧、主契約の復旧または主契約の保険金額の増額の際、会社が、主契約の給付に影響を及ぼす重要な事項である被保険者の健康状態、過去1年以内の喫煙歴および自動車等の運転履歴等に関する書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で告知を求めた事項については、その医師に口頭で告知してください。

第5条（告知義務違反による特約の解除）

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかっかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約（主契約の復旧または主契約の保険金額の増額の際は、その際の主契約の保険金額の増額部分。以下第5項を除き、本条において同じ。）を解除することができます。
2. 会社は、主契約の保険金もしくは年金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。
3. 前項の規定にかかわらず、主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が、解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または主契約の保険金等の受取人が証明したときは、この特約の解除を行いません。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主契約の保険金等の受取人に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除した場合または主契約の保険金額の増額部分を解除した場合には、次

のとおり取り扱います。

- (1) この特約を解除した場合には、会社の定める方法により主契約の保険金額または基本年金額もしくは基本年金月額（以下「保険金額等」といいます。）を削減します。
- (2) 主契約の保険金額の増額部分を解除した場合には、会社は、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第6条（特約を解除できない場合）

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
 - (1) この特約の締結、復活もしくは復旧、主契約の復旧または主契約の保険金額の増額の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかつたとき
 - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第4条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第4条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 主契約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主契約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（主契約の責任開始期前に原因が生じていたことにより主契約の保険金等の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第4条（告知義務）の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

第7条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

第8条（特約の消滅）

1. 次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約はその事由が生じた時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約の保険金額等が減額され、会社所定の金額未満となるとき
2. 前項第2号によりこの特約が消滅する場合には、会社の定めるところにより計算した金額を授受します。

第9条（特約の復活）

1. 主契約の復活の請求の際に保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 復活後の主契約の保険料率は、失効前の保険料率と同一とします。ただし、この特約の復活の際に保険契約者または被保険者が告知した事項に基づき、失効前の保険料率とは異なる区分の保険料率を適用すべきと会社が判断した場合には、復活後の主契約に適用する保険料率を、失効前の保険料率とは変更することができます。
 - (2) 前号ただし書きにより主契約の保険料率を変更した場合、会社に払込を要する金額があるときは、保険契約者は、その金額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
3. この特約の復活の請求時における被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主契約が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定によって復活するときにおいて、会社に払込を要する金額があるときは、保険契約者は、その金額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。

第10条（主契約の保険金額の増額）

この特約を付加した場合、主契約の保険金額の増額については、次に定めるところによります。

- (1) 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合するときに限り、主契約の保険金額の増額を取り扱います。

- (2) 前号の場合、保険金額の増額後の主契約に適用する保険料率は、保険金額の増額前に適用されていた保険料率と同一とします。

第11条（特約の復旧）

1. 主契約の復旧の請求の際に保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 復旧後の主契約の保険料率は、払済保険または延長保険への変更前の保険料率と同一とします。ただし、この特約の復旧の際に保険契約者または被保険者が告知した事項に基づき、払済保険または延長保険への変更前の保険料率とは異なる区分の保険料率を適用すべきと会社が判断した場合には、復旧後の主契約に適用する保険料率を、払済保険または延長保険への変更前の保険料率とは変更することがあります。
 - (2) 前号ただし書きにより主契約の保険料率を変更した場合、会社に払込を要する金額があるときは、保険契約者は、その金額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
 3. この特約の復旧の請求時における被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復旧を承諾しない場合で、主契約が主約款の規定によって復旧するときにおいて、会社に払込を要する金額があるときは、保険契約者は、その金額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
 4. 前項までの規定にかかわらず、この特約が第8条（特約の消滅）第1項第2号の事由により消滅している場合には、主契約の復旧が行われるときでも、この特約の復旧は取り扱いません。

第12条（主契約の復旧）

主契約の復旧の請求の際に、この特約が付加されている場合は、復旧の際の保険金額等の増額部分については、第10条（主契約の保険金額の増額）の規定を準用して、主契約の復旧を取り扱います。

第13条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第14条（喫煙歴および自動車等の運転履歴に関する告知の誤りの処理）

1. 主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生前に、被保険者の喫煙歴および自動車等の運転履歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合には、会社の定める方法により処理します。
2. 主契約の保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生後に、被保険者の喫煙歴および自動車等の運転履歴に関する告知の内容に誤りがあることが判明した場合には、会社の定める方法により主契約の保険金額等を削減します。

第15条（年齢の誤りの処理）

保険契約申込書（電子計算機に表示された申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。）に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合において、実際の年齢では被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときには、この特約は無効とし、会社の定める方法で処理します。

第16条（特約の自動更新）

1. この特約の更新は取り扱いません。
2. 前項の規定にかかわらず、主契約が更新される場合で、更新後の主契約の保険期間満了日が、この特約の付加日から10年以内であるときに限り、この特約は主契約と同時に更新するものとします。この場合、この特約の更新日は主契約の保険期間満了日の翌日とします。
3. 前項の規定によりこの特約が更新される場合、更新後の主契約および特約については次に定めるところによります。
 - (1) 適用する特約条項および保険料率
更新日における特約条項および保険料率を適用します。
 - (2) 適用する保険料率の区分
更新前と同一の保険料率の区分を適用します。
4. 前2項の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、第2項の規定による更新の取扱に準じて、内容を同一とする他の特約を主契約の保険期間満了日の翌日に締結します。この場合、この特約と他

の特約の保険期間は継続されたものとします。

第17条（被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）

第3条（適用保険料率）に規定する保険料率により計算した第1回保険料相当額を会社が受け取った後に、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約を付加しない保険契約の申込を承諾した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の定める方法で計算した保険料の差額を会社の指定した期日までに払い込むことを要します。
- (2) 前号の保険料の差額が会社の指定した期日までに払い込まれない場合には、会社の定める方法により、主契約の保険金額等を削減します。
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払の場合または主契約に保険料払込方法（回数）が一時払の特約が同時に付加されている場合には、会社は、第3条（適用保険料率）に規定する保険料率により計算した第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

第18条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

特別条件特約条項

第1条（特約の締結）	85	第13条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）	88
第2条（特約による条件）	85	第14条（主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の取扱）	88
第3条（普通保険約款の不適用）	86	第15条（主たる特約が収入保障特約の場合の取扱）	89
第4条（特約の解約）	86	第16条（主たる特約が無解約返戻金型収入保障特約の場合の取扱）	89
第5条（解約返戻金）	86	第17条（主たる特約が新疾病入院特約等の場合の取扱）	89
第6条（主契約が特定疾病保障終身保険等の場合の取扱）	87	第18条（主たる特約が新ガン診断給付特約等の場合の取扱）	89
第7条（主契約が収入保障保険の場合の取扱）	87	第19条（主たる特約が低解約返戻金特則が付加された新三大疾病入院給付特約等の場合の取扱）	89
第8条（主契約が積立利率変動型終身保険の場合の取扱）	87	第20条（主たる特約が保険料払込免除特約の場合の取扱）	90
第9条（主契約が無解約返戻金型収入保障保険等の場合の取扱）	87	第21条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）	90
第10条（主契約が無解約返戻金型総合収入保障保険の場合の取扱）	88	別表1 対象となる特定感染症	91
第11条（主契約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険等の場合の取扱）	88		
第12条（主契約が無解約返戻金型遞減定期保険の場合の取扱）	88		

特別条件特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約（主たる保険契約またはそれに付加される特約をいいます。）の締結の際または会社の引き受ける保険危険が増加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときに、保険契約に付加して締結します。

第2条（特約による条件）

この特約により付加する条件は、会社の定める基準に適合しない程度に応じて、次のいずれか1または2以上の方によります。

(1) 保険金削減支払方法

契約日（この特約を保険契約の復活または復旧の際に付加する場合には、その復活または復旧の際の責任開始期の属する日とし、特約の中途付加の際に付加する場合には、その中途付加日とします。以下同じ。）からその日を含めて会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、会社は、支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を、死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、次に定めるところによります。

- ① 不慮の事故（主たる保険契約の普通保険約款の別表4に定めるところによります。）による傷害または特定感染症（別表1に定める感染症をいいます。）によって被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは、会社は、保険金額の削減はしません。
- ② 支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額が責任準備金を下回るときは、会社は、責任準備金を支払います。

保険年度	保険金削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	0.500	0.300	0.250	0.200	0.150
第2年度		0.600	0.500	0.400	0.300
第3年度			0.750	0.600	0.450
第4年度				0.800	0.600
第5年度					0.800

(2) 特別保険料領収方法

会社の定める特別保険料を普通保険料とともに払い込んでください。この場合、特別保険料と普通保険料との合計額をもって、この保険契約の保険料とします。

(3) 特定部位不支払方法

契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、この特約を保険契約に付加する際に会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病を直接の原因として療養したとき、または特定部位に生じた傷害（責任開始期前に生じたものに限ります。）または疾病の治療を目的として入院し、手術、放射線治療もしくは集中治療室管理を受け、入院後に退院もしくは通院したときは、会社は、給付金を支払いません。

(4) 指定障害不担保方法

被保険者が指定障害状態（主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項に定める高度障害状態、身体障害の状態、障害状態、特定障害状態もしくは特定就労不能障害状態のうち、次の①から⑤までに定める状態または国民年金法にもとづき視力に係る障害により障害等級1級もしくは2級の状態に該当していると認定された状態をいいます。）に該当し、主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項に定める高度障害保険金、障害給付金もしくは障害保障年金（名称がいかなる場合であっても、高度障害状態、障害状態、特定障害状態もしくは特定就労不能障害状態に該当したことまたは国民年金法にもとづき視力に係る障害により障害等級1級もしくは2級の状態に該当していると認定されたことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合でも、会社は高度障害保険金、障害給付金もしくは障害保障年金の支払または保険料の払込免除を行いません。

- ① 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
- ② 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
- ③ 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
- ④ 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- ⑤ 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの

第3条（普通保険約款の不適用）

1. 主たる保険契約に、前条第1号の保険金削減支払方法が適用されている場合で保険金削減期間中のときは前条第2号の特別保険料領収方法が適用されている場合は、普通保険約款の規定にかかわらず、次の取扱を行いません。
 - (1) 払済保険への変更
 - (2) 延長保険への変更
 - (3) 保険契約の更新
2. 前項第3号の保険契約の更新が行われる場合には、次に定めるところによります。
 - (1) 更新前の保険契約に保険金削減支払方法が適用されている場合
更新後の保険契約にはこの特約は付加されません。
 - (2) 更新前の保険契約に前条第3号の特定部位不支払方法が適用されている場合
更新後の保険契約にはこの特約は付加されません。ただし、主たる保険契約の保険期間満了日前までに特定期間が満了していない場合には、保険契約の更新の際にこの特約も更新され、更新後の保険契約には更新前の保険期間満了日における条件と同一の特定部位不支払方法を適用するものとします。この場合、前条第3号の適用に際しては、「契約日」を「更新日」と読み替えます。
 - (3) 更新前の保険契約に前条第4号の指定障害不担保方法が適用されている場合
保険契約の更新の際にこの特約も更新され、更新後の保険契約には更新前における条件と同一の指定障害不担保方法を適用するものとします。また、主たる保険契約に付加されている特約にこの特約が付加されている場合で、主たる保険契約に付加されている特約が更新するときも、同様に取り扱います。

第4条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第5条（解約返戻金）

1. 第2条（特約による条件）第2号の特別保険料領収方法が適用されている場合、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、主たる保険契約の普通保険約款または付加されている特約の特約条項の規定を適用して計算します。
2. 主たる保険契約において次の取扱を行う場合には、この特約の特別保険料に対する解約返戻金があるとき

はこれを主たる保険契約の解約返戻金に加算します。

- (1) 保険料の自動振替貸付
- (2) 契約者貸付

3. 第2条（特約による条件）第2号の特別保険料領収方法が適用されている保険契約の解約返戻金が支払われる場合（主たる保険契約が定期保険（低解約返戻金型）の場合で低解約返戻金割合を0%と指定したときを含みます。）には、この特約の特別保険料に対する解約返戻金も同時に支払います。

第6条（主契約が特定疾病保障終身保険等の場合の取扱）

この特約が特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が死亡したとき、特定疾病保険金の支払事由に該当したときまたは高度障害状態に該当したときは」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「死亡保険金、特定疾病保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「別表4」を「別表5」と読み替えます。

第7条（主契約が収入保障保険の場合の取扱）

この特約が収入保障保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。

第8条（主契約が積立利率変動型終身保険の場合の取扱）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型終身保険（低解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号の適用に際しては、「支払うべき保険金額に次表の割合を乗じて得た金額」を「基本保険金額に次表の割合を乗じて得た金額と増加保険金額の合計額」と、「責任準備金」を「積立金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) この特約の特別保険料については、主たる保険契約の普通保険約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。
- (3) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の特別保険料に対する解約返戻金は、次のとおり計算します。
 - ① 保険料払込中の場合
保険料の払込年月数により計算します。ただし、主たる保険契約が保険料年払契約または保険料半年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料のその払込期月における契約日の応当日（既に払い込まれた保険料が第1回保険料の場合は契約日）から次回の払込期月における契約日の応当日の前日までの期間がすべて経過していないときは、既に経過した期間の保険料がすべて払い込まれたものとして計算した保険料月払契約の解約返戻金と同額とします。
 - ② 前①以外の場合
経過年月数により計算します。
- (4) 前号の規定にかかわらず、第1回保険料の払込前については、この特約の解約返戻金はありません。

第9条（主契約が無解約返戻金型収入保障保険等の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型収入保障保険または収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) この特約の解約返戻金は、次のとおりとします。
 - ① 主契約が無解約返戻金型収入保障保険の場合

第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

② 主契約が収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合

主契約の保険料払込期間中は、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第10条（主契約が無解約返戻金型総合収入保障保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型総合収入保障保険に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文および第1号①の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金の支払事由に該当したときは」と、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金、障害保障年金または介護保障年金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、主たる保険契約の普通保険約款の備考〔別表5〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとして取り扱います。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

- (5) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第11条（主契約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険等の場合の取扱）

1. この特約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。

- (1) 主契約の低解約返戻金割合が0%の場合
この特約の解約返戻金はありません。
- (2) 主契約の低解約返戻金割合が0%以外の場合
第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

2. この特約が低解約返戻金特則が付加された新医療保険αに付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第12条（主契約が無解約返戻金型遅減定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型遅減定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第13条（主契約が低解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が低解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主契約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主契約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第14条（主契約が無解約返戻金型定期保険の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型定期保険に付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第15条（主たる特約が収入保障特約の場合の取扱）

この特約が収入保障特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。

第16条（主たる特約が無解約返戻金型収入保障特約の場合の取扱）

この特約が無解約返戻金型収入保障特約に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金または高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第17条（主たる特約が新疾病入院特約等の場合の取扱）

この特約が付加されている新疾病入院特約、新成人病入院特約、新女性疾病入院特約または新通院特約に無解約返戻金特則が付加されている場合には、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

第18条（主たる特約が新ガン診断給付特約等の場合の取扱）

この特約が新ガン診断給付特約またはガン診断給付特約 α に付加されている場合、第2条（特約による条件）第3号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

(3) 特定部位不支払方法

契約日からその日を含めて会社指定の期間（以下「特定期間」といいます。）内に、この特約を新ガン診断給付特約またはガン診断給付特約 α に付加する際に会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）にガンが生じたと診断確定されたとき、またはその診断確定されたガンにより入院を開始したときは、会社は、給付金を支払いません。

第19条（主たる特約が低解約返戻金特則が付加された新三大疾病入院給付特約等の場合の取扱）

1. この特約が低解約返戻金特則が付加された新三大疾病入院給付特約、新女性疾病入院給付特約、新退院給付特約、新介護保障特約、先進医療特約または新ガン診断給付特約に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主たる特約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、次のとおりとします。

(1) 主たる特約の低解約返戻金割合が0%の場合

この特約の解約返戻金はありません。

(2) 主たる特約の低解約返戻金割合が0%以外の場合

第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主たる特約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

2. この特約が低解約返戻金特則が付加された三大疾病給付特約 α 、女性疾病給付特約 α 、先進医療特約 α 、室料差額給付特約 α 、脳卒中治療支援特約 α またはガン診断給付特約 α に付加されている場合、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、主たる特約の低解約返戻金期間におけるこの特約の解約返戻金は、第5条（解約返戻金）第1項の規定により計算したものに、主たる特約の低解約返戻金割合を乗じて計算します。

第20条（主たる特約が保険料払込免除特約の場合の取扱）

この特約が保険料払込免除特約に付加されている場合、第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、保険料払込免除特約条項の備考〔別表3〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとして取り扱います。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

第21条（主契約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）の場合の取扱）

この特約が新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（特約による条件）第1号本文および第1号①の適用に際しては、「被保険者が死亡したときまたは高度障害状態に該当したときは」を「被保険者が収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金の支払事由に該当したときは」と、「支払うべき保険金額」を「支払うべき基本年金月額」と、「死亡保険金または高度障害保険金」を「収入保障年金、高度障害年金、生活障害年金、生活介護年金または特定就労不能障害年金」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特約による条件）第1号①の適用に際しては、「保険金額」を「基本年金月額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約による条件）第1号②の適用に際しては、「支払うべき保険金額」を「支払うべき年金の現価相当額」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約による条件）第4号の適用に際しては、次のとおり取り扱います。

① 主たる保険契約の普通保険約款の備考〔別表5〕に定める併合判定表中、視力に係る次の障害等の状態に関する規定はないものとします。

番号	区分	障害等の状態（その状態が永続的に回復しないものをいいます。）
2号	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
5号	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
	2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
6号	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
8号	1	一眼の視力が0.02以下に減じたもの
9号	1	両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の視力が0.06以下に減じたもの
10号	1	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
13号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの

② 国民年金法にもとづき複数の障害の状態により障害等級1級の状態に認定される場合でも、視力に係る障害の状態は含まないものとします。

- (5) 主契約の保険料払込期間中は、第5条（解約返戻金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。

別表1 対象となる特定感染症

対象となる特定感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス及びパラチフス（A01）中の ・腸チフス	A01.0
・パラチフス A	A01.1
細菌性赤痢	A03
その他の細菌性腸管感染症（A04）中の ・腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
アレナウイルス出血熱（A96）中の ・ラッサ熱	A96.2
その他のウイルス性出血熱、他に分類されないもの（A98）中の ・クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
・マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
・エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

(注) 上記のうち、重症急性呼吸器症候群[SARS]については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。

保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）	93	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	94
第2条（保険料の払込）	93	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	95
第3条（口座振替保険料率—保険料月払契約）	93	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	95
第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）	93	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	95
第5条（指定口座または提携金融機関等の変更）	93		
第6条（特約の消滅）	94		
第7条（主約款の準用）	94		

保険料口座振替特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 指定口座の名義人が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料から口座振替を行う場合の第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
4. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第3条（口座振替保険料率—保険料月払契約）

1. 保険料月払契約については、口座振替保険料率を適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、口座振替保険料率を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きます。

第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 保険料の振替日に、保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 保険料月払契約
会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
2. 前項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第5条（指定口座または提携金融機関等の変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座または他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合は、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知してください。
2. 保険契約者が保険料の口座振替の取扱を停止するときは、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知の

うえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等の口座に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第6条（特約の消滅）

次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (3) 主約款の規定により保険料を前納したとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から口座振替を行う場合は、次に定めるところによります。

- (1) 第2条（保険料の払込）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、主約款に定める第1回保険料の払込期間とします。以下同じ。）中の会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中に複数の会社の定めた日がある場合は、その最終の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）については、第2回保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料の払込があつたものとします。
3. 前2項の場合、振替日に保険料の払込があつたものとします。
4. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
5. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
6. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

- (2) 第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第4条（保険料口座振替ができない場合の取扱）

1. 第1回保険料の振替日（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合は第2回保険料の振替日と同日）に、第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、会社は、第3回保険料の振替日に再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が3か月分の保険料相当額に不足するときは、口座振替可能な回数分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料から順に払込があつたものとします。
2. 第2回以後の保険料の振替日（ただし、前項の場合の第2回保険料の振替日は除きます。）に、第2回以後の保険料の口座振替ができないときは、次に定めるところにより取り扱います。

(1) 保険料月払契約

会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。

- (2) 保険料年払契約および保険料半年払契約
振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
3. 第1項により第1回保険料および第2回保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 第2項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
- ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
- ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
- (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日より前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）	97	第6条（主約款の準用）	98
第2条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）	97	第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）	98
第3条（保険料の払込）	97	第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	98
第4条（諸変更）	97	第9条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	98
第5条（特約の消滅）	97		

クレジットカード扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により第2回以後の保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に締結します。
- 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
- 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第2条（クレジットカード保険料率－保険料月払契約）

- 保険料月払契約については、クレジットカード保険料率を適用します。
- 前項の規定にかかわらず、クレジットカード保険料率を適用している保険契約において、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準として、会社の定める割合で割り引きます。

第3条（保険料の払込）

- 第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がカード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
- 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期中の保険料については、第1項の規定は適用しません。
 - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できること
 - 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
- 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- クレジットカードによって払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第4条（諸変更）

- 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内でクレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは、他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止するときは、あらかじめ会社に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第5条（特約の消滅）

- 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - 保険契約が消滅または失効したとき
 - 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
 - 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - 主約款の規定により契約者が変更されたとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき

- (6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (7) 会社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかつたとき
 - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前項第6号から第8号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 第1項第3号、第4号または第6号から第8号までの規定により、この特約が消滅したときは、保険契約者は、主約款の規定により、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

第6条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第7条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第8条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

第9条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	99	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	100
第2条（保険料率）	99	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	100
第3条（保険料の払込）	99	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	100
第4条（保険料の一括払）	100	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	101
第5条（保険証券）	100		
第6条（特約の消滅）	100		
第7条（主約款の準用）	100		

団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は、官公庁、会社、工場、組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - 団体の所属員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - 団体が会社と団体取扱契約を締結していること
 - 団体と所属員との間に給与（役員報酬を含みます。）の支払関係があること
 - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料率）

- この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約の保険料率は、次のとおりとします。
 - 次のいずれかの場合には、団体保険料率Aを適用します。
 - 個別保険契約の保険契約者数が20人以上のとき
 - 事業保険契約の被保険者数が20人以上のとき
 - 個別保険契約の保険契約者および事業保険契約の被保険者を名寄せした人数が20人以上のとき
 - 団体の事業所が2以上あり、そのうちのいずれかの事業所が①から③のいずれかに該当するとき
 - 前号のいずれの条件も満たさないときは団体保険料率Bを適用します。
- 団体保険料率Aを適用した場合でも、前項第1号のいずれかの条件も満たさなくなり、6か月以内に補充されないときは、団体取扱契約を解除するか、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
- 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - 保険料月払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
 - 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
- 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を経由して払い込んでください。
- 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
- 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者には領収証を発行しません。

第4条（保険料の一括払）

1. 団体保険料率Aを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、会社の定める割合で保険料を割り引きます。
2. 団体保険料率Bを適用している保険料月払契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割り引きます。

第5条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険αに付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険αのときは新ガン保険α普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前にある場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

(1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

特
約

団体扱特約条項

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）	103	第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）	104
第2条（保険料率）	103	第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）	104
第3条（保険料の払込）	103	第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）	104
第4条（保険料の一括払）	103	第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）	104
第5条（保険証券）	104		
第6条（特約の消滅）	104		
第7条（主約款の準用）	104		

準団体扱特約条項

第1条（特約の締結）

- この特約は、専門店会、同業者組合等の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件をすべて満たす場合で、保険契約者から申出があるときに締結します。
 - 団体の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約（以下「個別保険契約」といいます。）または団体を保険契約者とし、その所属員または構成員を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）であること
 - 団体が会社と準団体取扱契約を締結していること
 - 団体において一括集金が可能であること
 - 保険契約者数または被保険者数が10人以上であること
- この特約において、保険契約者数および被保険者数は、保険料年払・半年払契約のみまたは保険料月払契約のみの人数により、計算します。

第2条（保険料率）

この特約を適用する保険料半年払契約および保険料月払契約については、団体保険料率Bを適用します。

第3条（保険料の払込）

- 第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第1回保険料は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
- 前項の払込がない場合は、次に定めるところによります。
 - 保険料月払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
 - 保険料年払契約および保険料半年払契約
会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第1回保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。
- 前項により保険料の払込ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、主約款に定める払込期月（第1回保険料については、第1回保険料の払込期間とします。）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- 第2回以後の保険料は、その払込期間中、団体を経由して払い込んでください。
- 前4項の場合、団体から会社の本店または会社の指定した場所に払い込まれた時に、その払込があったものとします。
- 団体から保険料が払い込まれたときは、保険料総額に対する領収証を団体に発行し、個々の保険契約者は領収証を発行しません。

第4条（保険料の一括払）

第2条の規定にかかわらず、この特約を適用している保険契約において、主約款の規定により3か月分以上の保険料を一括して払い込むときは、普通保険料率を基準にして、会社の定める割合で保険料を割り引きます。

第5条（保険証券）

会社は、事業保険契約の場合には、個々の保険証券に代えて一括保険証券を団体に発行することがあります。

第6条（特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - (1) 個別保険契約の場合は、保険契約者が団体を脱退したとき
 - (2) 事業保険契約の場合は、被保険者が団体を脱退したとき
 - (3) 団体取扱契約が解除されたとき
 - (4) 主約款の規定により保険料を前納したとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 団体に所属する保険契約者数および被保険者数のいずれもが10人未満になり、6か月（保険料月払契約のときは3か月）以内に補充できないとき
2. 前項の規定により、この特約が消滅したときは、主約款の規定を適用します。

第7条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

第8条（主契約に契約日指定に関する特則が付加されている場合の取扱）

この特約が付加されている主契約に契約日指定に関する特則が付加されており、かつ、第1回保険料から団体を経由して払い込む場合、第3条（保険料の払込）第1項および第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

1. 第1回保険料（第2回保険料の払込期月が到来している場合は第2回保険料を含みます。）は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める第1回保険料の払込期間中に、団体を経由して払い込んでください。
2. 前項の第1回保険料および第2回保険料の払込がない場合は、会社は、団体に対して、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月に、再度第3回保険料と合わせて3か月分の保険料の払込請求を行うことができます。この場合、保険契約者は、団体を経由してその保険料を払い込んでください。

第9条（ガン保険等に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン保険、新ガン保険または新ガン保険 α に付加した場合には、ガン保険普通保険約款（新ガン保険のときは新ガン保険普通保険約款とし、新ガン保険 α のときは新ガン保険 α 普通保険約款とします。）第2条（ガン給付責任開始期）第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 保険契約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 前条に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

第10条（新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約を新ガン診断給付特約が付加された新医療保険に付加した場合には、新ガン診断給付特約条項の主契約が新医療保険の場合の取扱に関する条文の第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
 - (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日
 - ① 主約款に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
 - ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日
 - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する条文の第2項に規定する復活日。ただし、その復活日が前号に規定する日よりも前である場合は、前号に規定する日

第11条（ガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合の特則）

保険契約の締結時にこの特約をガン診断給付特約 α が付加された新医療保険 α に付加した場合には、ガン診断給付特約 α 条項第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第1号を、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の締結に際しては、次のいずれか遅い日

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ② 被保険者に関する告知の時の属する日よりその日を含めて90日を経過した日の翌日

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切な事項を記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

特に

しおりの
ページ

● 個人情報の取扱いについて	10
● ご契約のお申込みについて	13
● クーリング・オフ(お申込みの撤回等)について	14
● 生命保険募集人について	15
● 受取金額と払込保険料合計額の関係について	15
● 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	15
● 新たな保険契約へのお申込みについて	18
● 年金等をお支払いできない場合について	44
● 健康状態・ご職業等の告知義務について	52
● お申込内容等を確認させていただく場合があります	54
● 保障の開始(責任開始期)について	55
● 保険料の払込方法について	56
● 保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について	59
● ご契約の復活について	61
● 解約と解約返戻金について	67

等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたい事項ですので、告知および保険料の受領等代理店もしくは社員の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

MS&AD 三井住友海上あいおい生命保険株式会社

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

ご契約内容に関するお問い合わせの際は、プライバシー保護のため、契約者(年金等請求の場合は受取人)さまご本人からご連絡ください。

お客様
サービスセンター

0120-324-386 (無料)

受付時間／月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00
(日・祝日・年末年始を除きます)

ホームページ <https://www.msa-life.co.jp>

【ご相談・お申込先】